

**令和7年度 子ども・子育て支援調査研究事業**  
**産後ケア事業の実施に関する調査研究事業**

株式会社 野村総合研究所

令和8(2026)年3月

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	2
1. 背景・目的	3
第2章 アンケート調査	8
1. 調査手法	9
2. 調査結果	12
第3章 好取組事例へのヒアリング調査	66
1. ヒアリング調査の概要	67
第4章 総括	71
1. 総括	72
参考資料① 都道府県調査 アンケート調査票	82
参考資料② 都道府県調査 単純集計結果	88
参考資料③ 市町村調査 アンケート調査票	96
参考資料④ 市町村調査 単純集計結果	116

# 第1章

## 本調査研究の背景・目的及び手法

## 1. 背景・目的

### 1-1 本調査研究の背景

産後ケア事業は、出生後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的としたものである。令和元年の母子保健法改正により法定事業化され、令和3年母子保健法の施行において支援の対象者が出産後4か月から1年以内の女子に拡大されるとともに、事業の実施が市町村の努力義務とされた。令和6年度時点で1,644市町村において実施されている。

国における産後ケア事業をはじめとした母子保健施策に関しては、妊娠期から子育て期に至る“切れ目のない支援”の提供が示されている。産後ケア事業についても、ユニバーサル化やさらなる実施体制強化に向けて様々な取組が行われてきた。

こうした状況において、令和6年度には産後ケア事業のガイドライン※（以下、「ガイドライン」という。）が改定され、ケアの質や安全性の確保に資するマニュアルを市町村において作成することが示された。一方で、ガイドライン改定前の令和5年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、産後ケア事業者のうちマニュアルを作成している割合はおよそ50%程度である等、実施主体である自治体、並びに事業者の中で、提供するケアの質や安全性の確保に資する取組状況に差が生じていることが指摘されていた。

※産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月）

### 1-2 本調査研究の目的

上記の背景を受けて、本調査研究においては、以下を目的として実施した。産後ケア事業におけるケアの質や安全性の担保に資するマニュアルの作成状況等、市町村における産後ケア事業の実施状況の調査、その他市町村・都道府県が実施している工夫・取組を調査し、それらの結果をもとに全国の市町村・都道府県における事業担当者が参照可能な事例集を作成した。また有識者による諮問会議を開催し、実態や課題を踏まえて産後ケア事業の実施に当たって市町村・都道府県がとり得る工夫・課題解決の方向性について検討した。

### 1-3 調査手法

#### (1) 有識者諮問会議

産後ケア事業の実施におけるニーズや課題、必要な支援策を検討するにあたり、有識者を集めた諮問会議を開催した。

検討の場においては、市町村・都道府県での産後ケア事業の実施に係る工夫や課題・必要

な支援を把握する上で調査すべき項目について聴取するとともに、アンケートの構成についてもご意見を頂いた。またアンケート結果並びにヒアリング結果を報告し、課題やその解決の方向性についての議論を行った。

議論に参画いただいた諮問委員については次ページに記載する。

<開催日程および論点>

回数	日程	論点・議題
第1回	2025年9月1日	調査の背景・目的・調査全体像の共有・方向性に関する協議 アンケート調査票・分析の方向性の共有 事例集の作成方針・項目案の協議
第2回	2025年12月11日	アンケート結果の共有 ヒアリング方針の共有・項目の協議 事例の抽出方針の協議
第3回	2026年2月9日	分析結果を踏まえた事例集の取りまとめ方針の検討 報告書案概要の共有

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
産後ケア事業の実施に関する調査研究事業  
諮問会議 委員名簿（敬称略）

委員（五十音順）

秋山 千枝子	公益社団法人日本小児保健協会
片岡 弥恵子	学校法人聖路加国際大学 大学院看護学研究科 ウィメンズヘルス・助産学 教授 (公益社団法人日本看護協会推薦)
鈴木 俊治	公益社団法人日本産婦人科医会
須田 哲史	日本周産期メンタルヘルス学会
竹原 健二	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 研究所 政策科学研究部 部長
豊本 莉恵	国立大学法人京都大学 大学院医学研究科 特定助教 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 共同研究員
永塚 敦子	全国保健師長会
永森 久美子	世田谷区立産後ケアセンター 副センター長 (公益社団法人日本助産師会推薦)
福澤 利江子	長野県看護大学 母性・助産看護学分野 准教授 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 共同研究員
丸山 菜穂子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 研究員

## (2) アンケート調査

全国の都道府県・市町村に対して、アンケート調査を実施した。市町村に対しては、各都道府県を經由し、全国の産後ケア事業所管部署に対して Excel アンケートを送付した。調査は、令和7年10月6日（月）～12月19日（金）にかけて実施し、47都道府県、1,741市町村に Excel アンケートを配布した。その結果、47都道府県（100%）、1,484市町村（85.2%）にご回答をいただいた。

## (3) ヒアリング調査の実施

### 1) ヒアリング調査対象の抽出

(2) で実施したアンケートの結果に鑑み、ヒアリング対象自治体を選出した。市町村においては実施事業所の確保や周知広報の仕組み等体制整備の工夫、きょうだい児や里帰りをしている母子の利用等ユニバーサルサービスの提供、マニュアルの作成や評価指標の運用等安全性・質の担保に資する取組等について、回答の多い市町村を対象に選出した。

都道府県においては、広域的な協議会の開催、関係機関との連携体制構築に資する支援、委託先の基準提示、自己負担額・委託料の統一、マニュアルのひな形の作成等の取組について回答の多い都道府県を対象に選定した。

また選出した自治体及びヒアリング項目については諮問会議に提示し、妥当性等について意見を諮り決定した。

### 2) ヒアリング調査の実施概要

ヒアリングは対面とオンライン会議を併用して実施した。以下にヒアリングにご協力いただいた自治体を記す。

図表 1 調査対象とした自治体と担当部署

#	ヒアリング対象	担当部署
1	岩手県奥州市	健康子ども部 健康増進課
2	福島県郡山市	子ども部 子ども家庭課
3	新潟県見附市	教育委員会 子ども課
4	長野県東御市	健康福祉部 健康推進課
5	東京都東久留米市	子ども家庭部 子ども家庭センター
6	京都府京都市	子ども若者未来部 子ども家庭支援課
7	三重県桑名市	子ども未来部 子ども総合センター
8	大阪府大阪市	子ども青少年局 子育て支援部管理課
9	奈良県奈良市	健康医療部 母子保健課
10	福岡県中間市	保健福祉部 健やか育成課（子ども家庭センター）

11	福岡県久留米市	こども未来部 こども子育てサポートセンター
12	沖縄県豊見城市	こども未来部 子育て支援課
13	宮城県	保健福祉部 子育て社会推進課
14	兵庫県	保健医療部 健康増進課
15	鳥取県	子ども家庭部 家庭支援課

## 第2章

### アンケート調査

## 1. 調査手法

### 1-1 アンケート調査の概要

#### (1) 調査対象

市町村調査については、全 1,741 市町村を対象とし、都道府県調査については全 47 都道府県を対象とした。

#### (2) 調査方法

全 1,741 市町村、全 47 都道府県に対してメールを通じてアンケート調査表を送付し、実施した。

また調査票の設計に当たっては、令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業」（以下、令和 4 年度調査）における市町村調査、都道府県調査と可能な限り項目の整合性を取り、同一の観点について経年で参照できるようにした。

#### (3) 調査内容

調査項目は以下の通りである。なお、巻末の参考資料①及び③に調査票を掲載する。

##### 【市町村調査】

1. 産後ケア事業の実施状況
  - ・産後ケア事業の実施有無（類型別）、未実施理由
  - ・事業実施箇所数
  - ・市町村独自の配置基準、専門職配置
2. 広域連携体制の構築
  - ・広域連携の構築状況、契約先の状況、広域連携の方法、広域連携の拡大意向
  - ・広域連携未構築の理由、広域連携の調整における困難
3. 利用要件・申請手続・周知広報・利用実績
  - ・対象者の制限有無、具体的な対象者要件、最大利用可能日数
  - ・申請方法、単価の設定方法、自己負担額、自治体補助額、委託先受領額
  - ・直接的・間接的な周知の方法、支援が必要な人の把握方法
  - ・利用人数、利用を断った事例、利用を断った理由、都道府県負担導入による変化
4. ユニバーサルなケアの提供
  - ・きょうだい児の利用と負担額の変化、きょうだい児の宿泊可否
  - ・多胎児の利用と負担額の変化
  - ・他市/自市への里帰り母子の利用と助成方法
  - ・配慮が必要な児の利用
5. 安全・ケアの質の担保に資する取組
  - ・研修の実施

- ・評価指標の有無、評価指標の設定内容
  - ・産後ケア事業のマニュアルの有無、作成に際して連携した機関
  - ・マニュアルにおいて規定している内容、マニュアル作成・運用上の課題
  - ・マニュアルの作成予定がない理由
6. 課題と求める支援
- ・産後ケア事業実施上の課題、国/都道府県に求める支援

#### 【都道府県票】

1. 支援内容
  - ・ニーズの把握、管内市町村の産後ケア事業に係るニーズ調査・分析
  - ・市町村からの実績報告の受領、市町村の事業実施状況分析と事業計画への反映有無
  - ・広域連携体制の構築、広域連携の構築に向けて実施した事項
  - ・研修の実施回数、日数、対象人数
  - ・事業者の選定基準提供
2. マニュアル
  - ・産後ケア事業のマニュアル有無
3. 課題と求める支援
  - ・市町村から求められる支援・都道府県として支援すべきと考える事項
  - ・都道府県としての課題
  - ・国に求める支援
4. 好事例
  - ・都道府県からみた好事例（市町村）

#### （4）調査期間

令和7年10月6日から令和7年12月19日にかけて実施した。

#### （5）回収結果

市町村調査については、調査対象とした1,741市町村のうち、有効回答数は1,484件で、有効回答率は85.2%（=1,484 / 1,741）となった。また、都道府県調査については調査対象とした47都道府県のうち、有効回答数は47件で、有効回答率は100.0%（=47 / 47）となった。

#### （6）分析手法

以下、主要な調査項目に関する調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、調査票においては人口・出生数を公開情報より自動で表示する仕様にしてはいたが、参照する値の時期に誤りがあった。そのため分析に際して、人口については「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」の数値、出生数については「令和5年度人口動態調査」の数値を改めて参照し、分析している点に留意いただきたい。

また、全ての単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

## 2. 調査結果

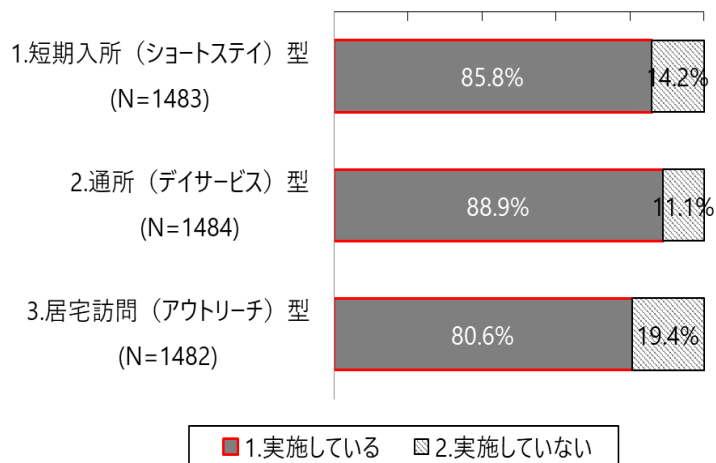
### 2-1 市町村調査の集計結果

#### (1) 産後ケア事業の実施状況

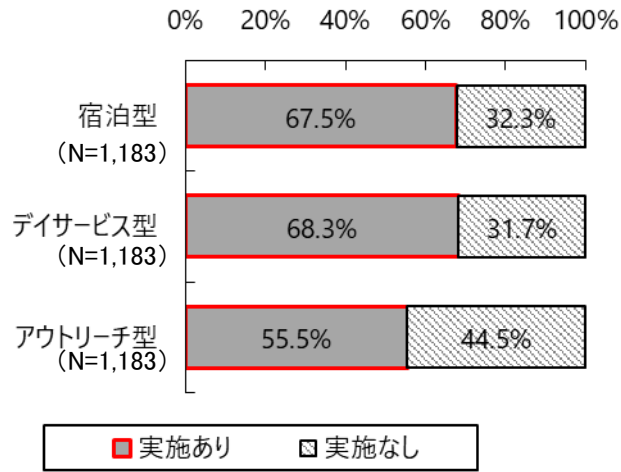
令和4年度の調査では、産後ケアの実施状況は、短期入所（ショートステイ）型で67.5%、通所（デイサービス）型で68.3%、居宅訪問（アウトリーチ）型で55.5%であったが、今回の調査では短期入所（ショートステイ）型で85.8%、通所（デイサービス）型で88.9%、居宅訪問（アウトリーチ）型で80.6%であり、いずれの類型でも増加した。

なお、令和4年度の調査と今回の調査では、回答自治体が同一でなく、回収率も異なる点に留意が必要である。また以降に記載する調査結果においても、参考資料として令和4年度調査の結果を付記しているが、今回の調査と設問文や選択肢等が完全に一致しているわけではないため、単純な比較はできない。あくまでも参考値としてご理解賜りたい。

図表 2 質問4 産後ケア事業の実施状況

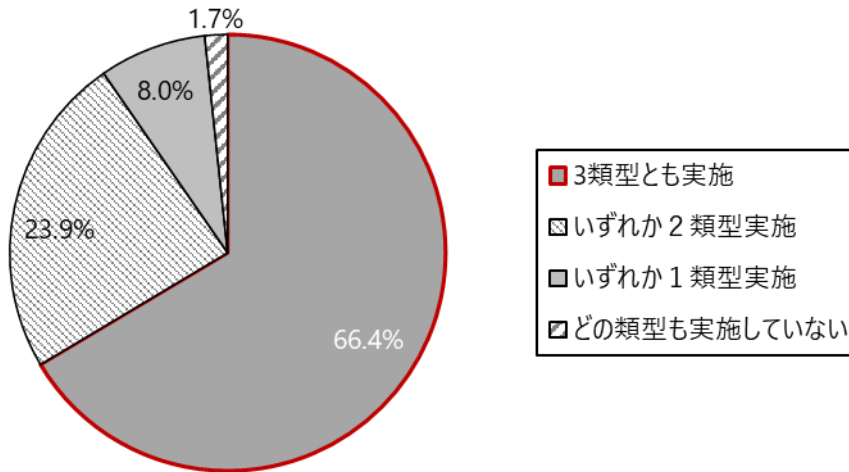


図表3 (参考・令和4年度調査)産後ケア事業の実施状況



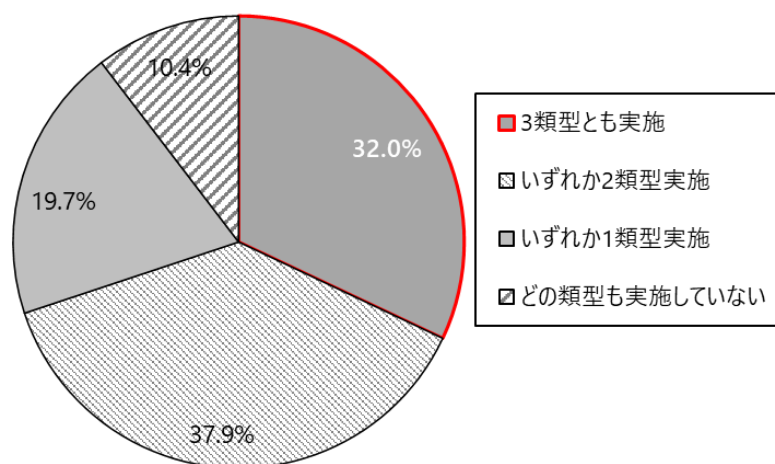
実施類型の数別に見ると、66.4%の市町村では3類型すべて実施していた。令和4年度調査と比較しても、3類型すべて実施している市町村の割合が約2倍に増加した。

図表4 質問4 産後ケア事業の実施類型数



(N=1,484)

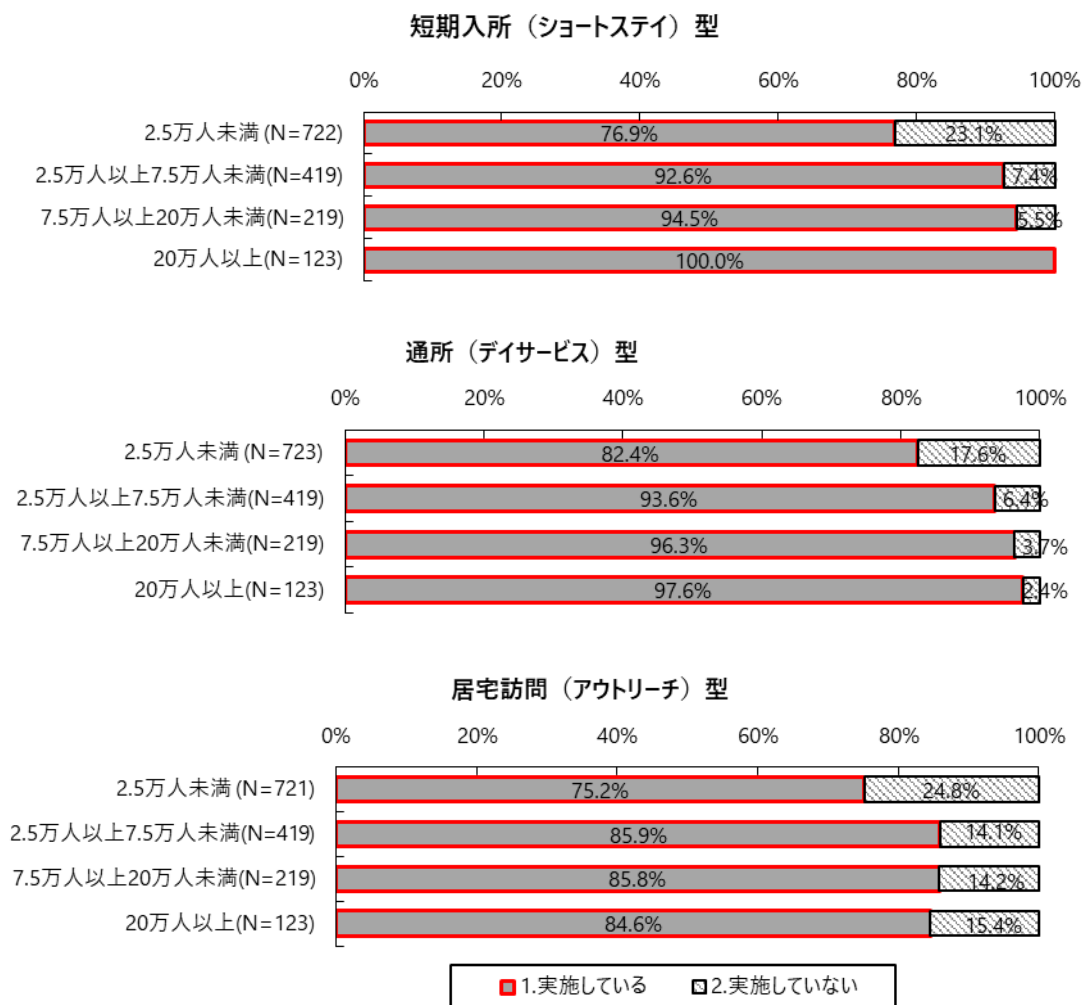
図表5 (参考・令和4年度調査)実施類型数



(N=1,183)

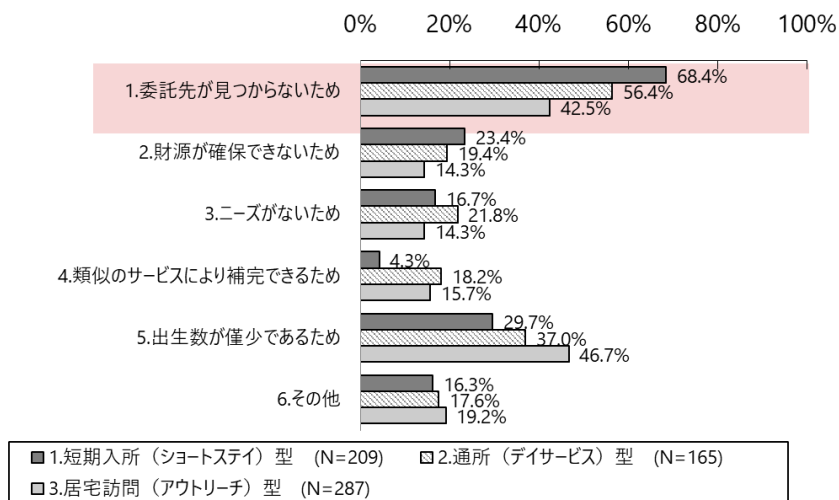
人口規模別では、大規模市町村の方が事業実施率は高かった。人口 20 万人以上の市町村では短期入所（ショートステイ）型・通所（デイサービス）型とも 95%以上の市町村で実施していた。一方で、居宅訪問（アウトリーチ）型についてはいずれの人口規模の市町村も 90%を下回っていた。

**図表 6 質問4 人口規模別産後ケア事業の実施率**

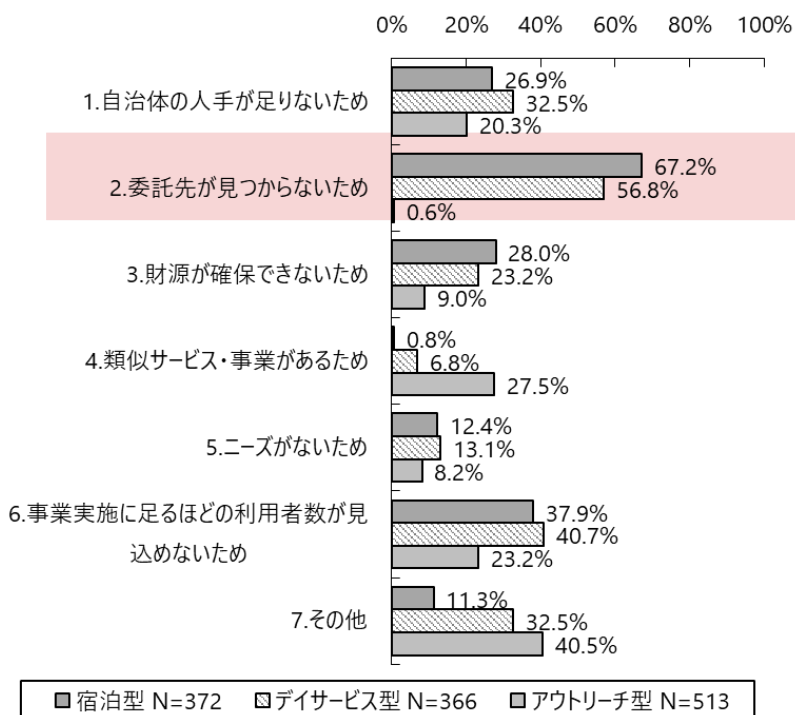


産後ケア事業を実施していない理由として、短期入所（ショートステイ）型および通所（デイサービス）型では令和4年度調査と同様に「委託先が見つからないため」が最多であった。

図表7 質問5 産後ケア事業を実施していない理由

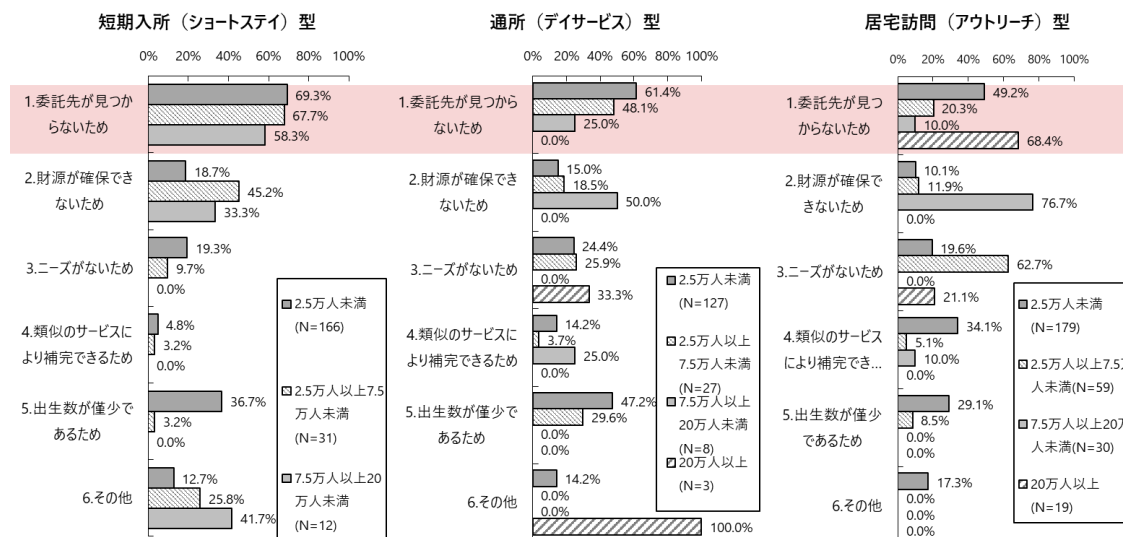


図表8（参考・令和4年度調査）産後ケア事業を実施していない理由



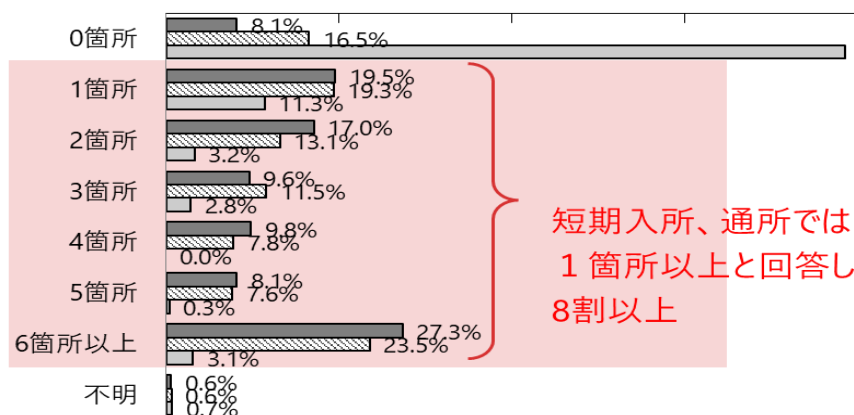
人口規模別に未実施理由を見ると、特に小規模市町村においては短期入所・通所型で、大規模市町村では居宅訪問型で「委託先の確保」が理由として最も多く挙げられた。ただし、特に人口7.5万人以上20万人未満の市町村、並びに人口20万人以上の市町村は未実施自治体数が少なく、回答数が少ない点には留意が必要である。

図表9 質問5 人口規模別産後ケア事業を実施していない理由



産後ケア事業を実施する産科医療機関数を見ると、短期入所（ショートステイ）型・通所（デイサービス型）では80%以上の市町村が1箇所以上の産科医療機関で実施していた。

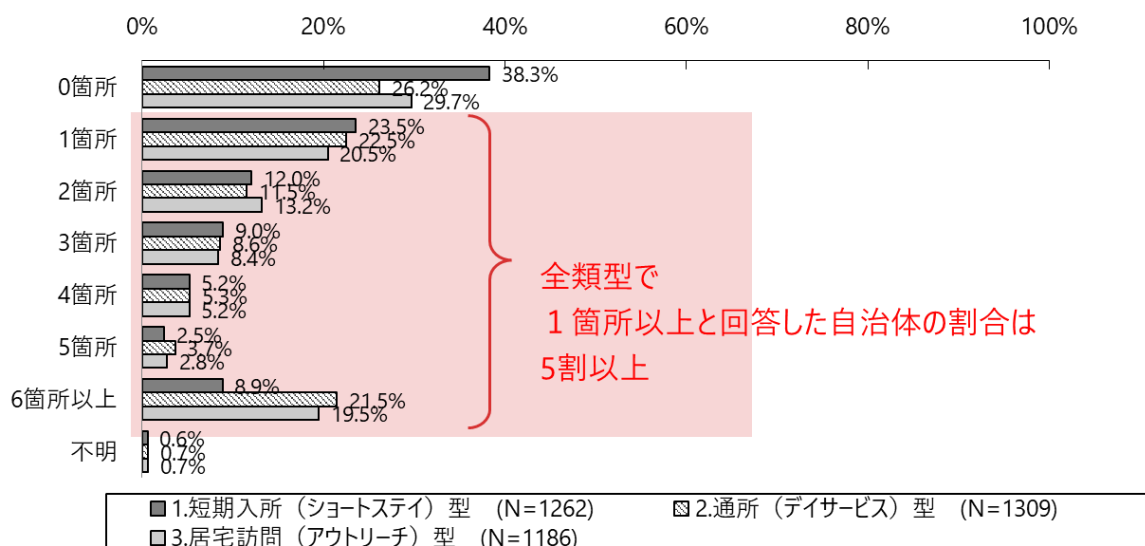
図表10 質問6 産後ケア事業を実施する産科医療機関



■ 1.短期入所 (ショートステイ) 型 (N=1268)      □ 2.通所 (デイサービス) 型  
 □ 3.居宅訪問 (アウトリーチ) 型 (N=1172)

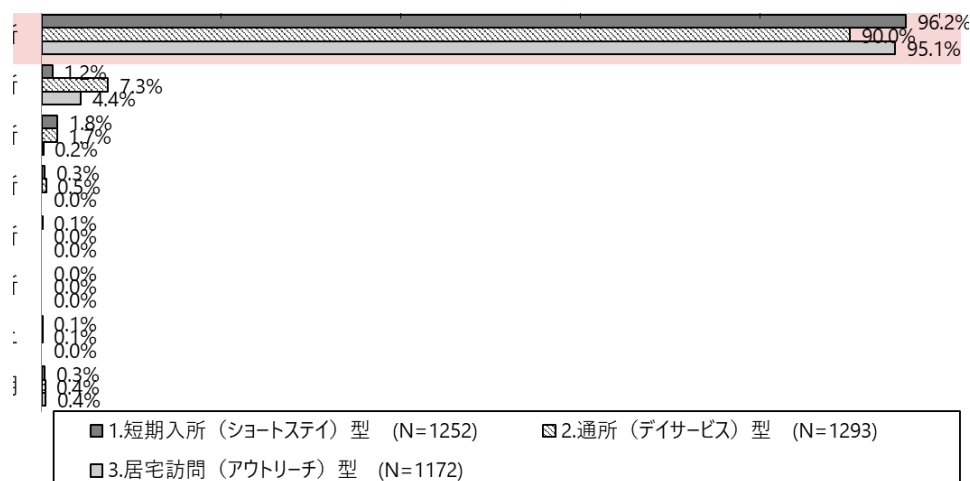
産後ケア事業を実施する助産所数では、50%以上の市町村が、全ての類型に関して1箇所以上の助産所で事業を実施していた。

図表 11 質問6 産後ケア事業を実施する助産所

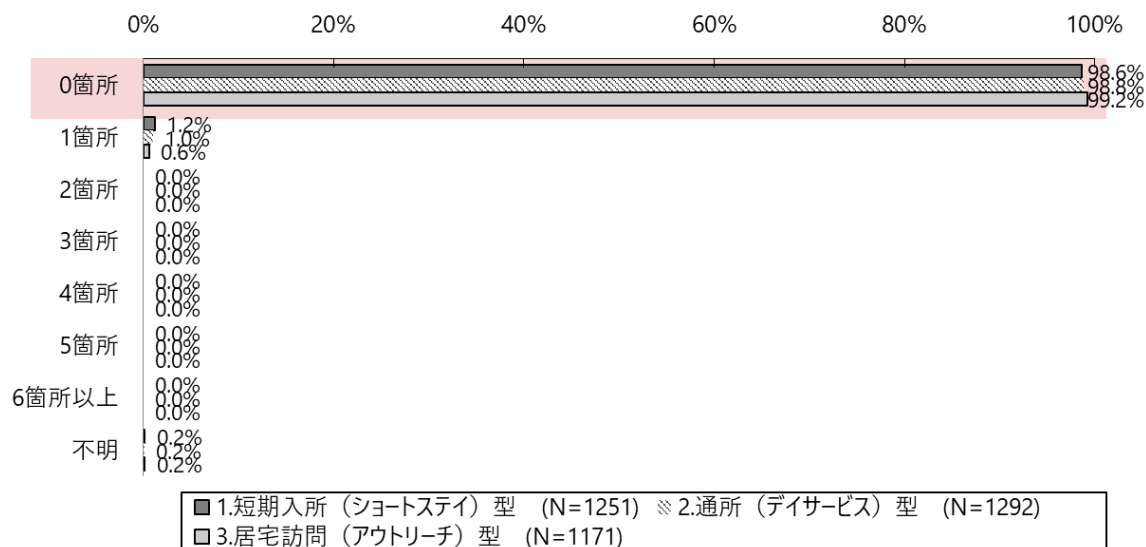


産科医療機関・助産所以外の既存施設（小児科医療機関、市町村設営の専門施設、保健センター等の公的施設、ホテル・旅館等）においては、いずれの類型においても80%以上の市町村で実施事業所が無いと回答された。

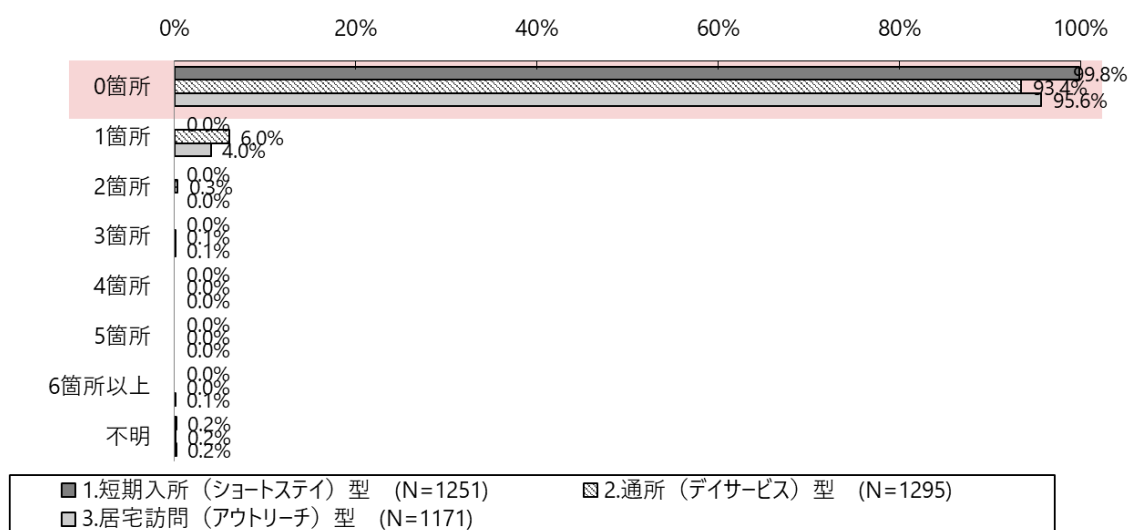
図表 12 質問6 産後ケア事業を実施する小児科医療機関



図表 13 質問6 産後ケア事業を実施する市町村設営の専門施設



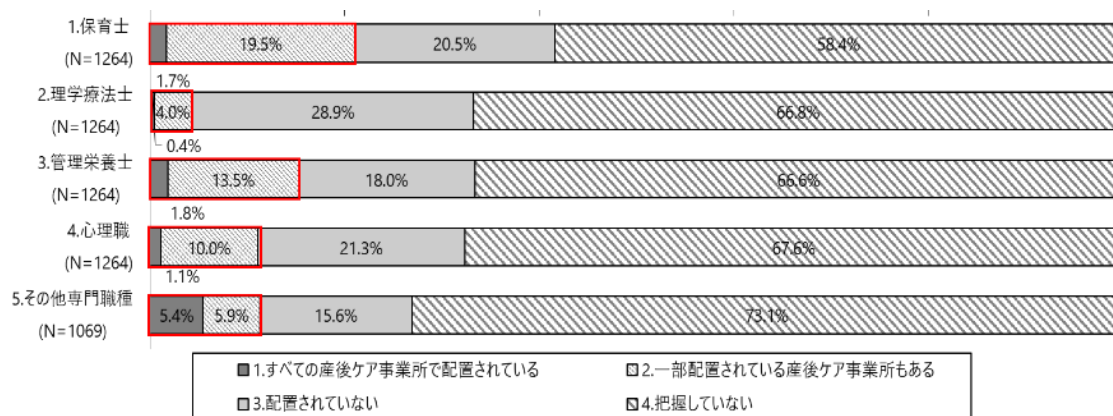
図表 14 質問6 産後ケア事業を実施する保健センター等の公的施設



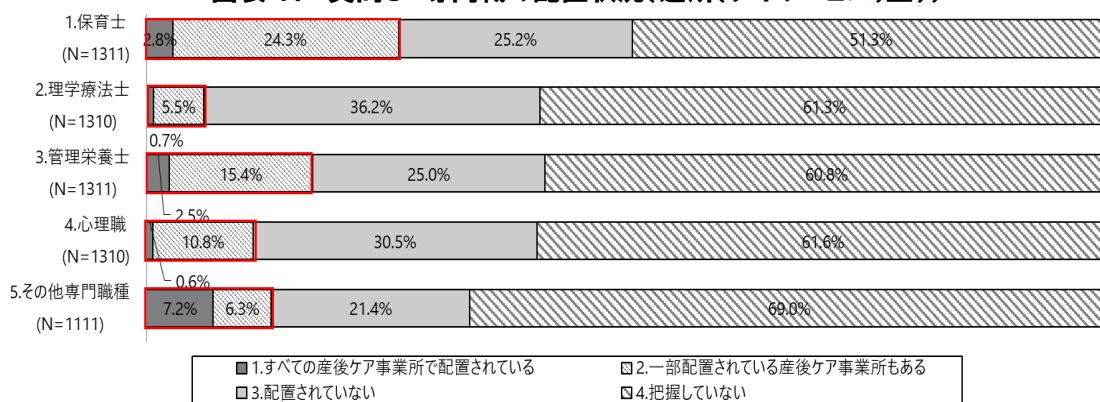


事業実施事業所における専門職の配置状況について、医師、看護師、助産師以外の専門職のうち、すべての事業所で配置されている、または一部の事業所で配置されていると回答した市町村の割合が最も多かったのは保育士で、短期入所（ショートステイ）型では21.2%、通所（デイサービス）型では27.1%であった。

図表 16 質問8 専門職の配置状況(短期入所(ショートステイ)型)



図表 17 質問8 専門職の配置状況(通所(デイサービス)型)

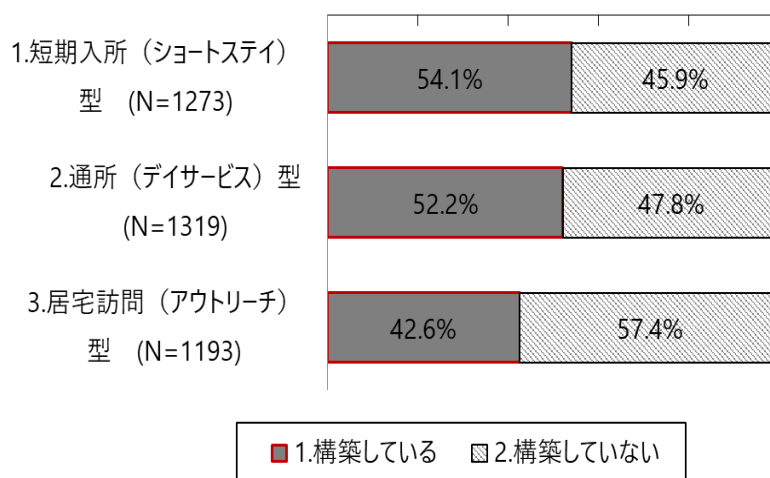


(2) 広域連携体制の構築

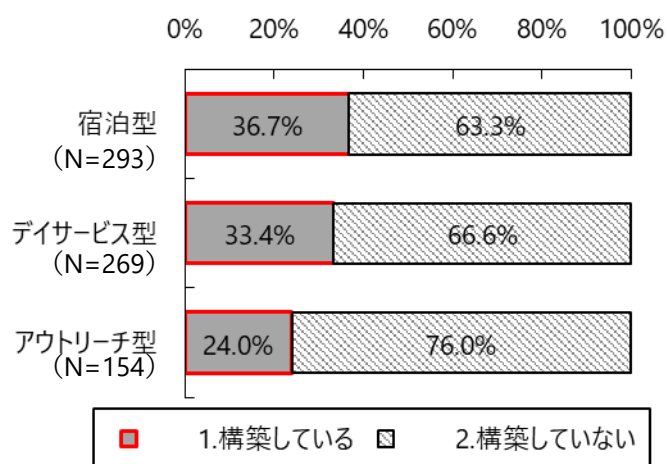
広域連携の構築状況について、令和4年度調査時点では、短期入所（ショートステイ）型で36.7%、通所（デイサービス）型で33.4%、居宅訪問（アウトリーチ）型で24.0%であった。今回の調査では短期入所（ショートステイ）型で54.1%、通所（デイサービス）型で52.2%、居宅訪問（アウトリーチ）型で42.6%であり、いずれの類型でも増加した。

※本調査における「広域連携体制」とは、産後ケア事業が利用できるように市町村を超えて連携する体制を指す。

図表 18 質問9(1) 広域連携の構築状況

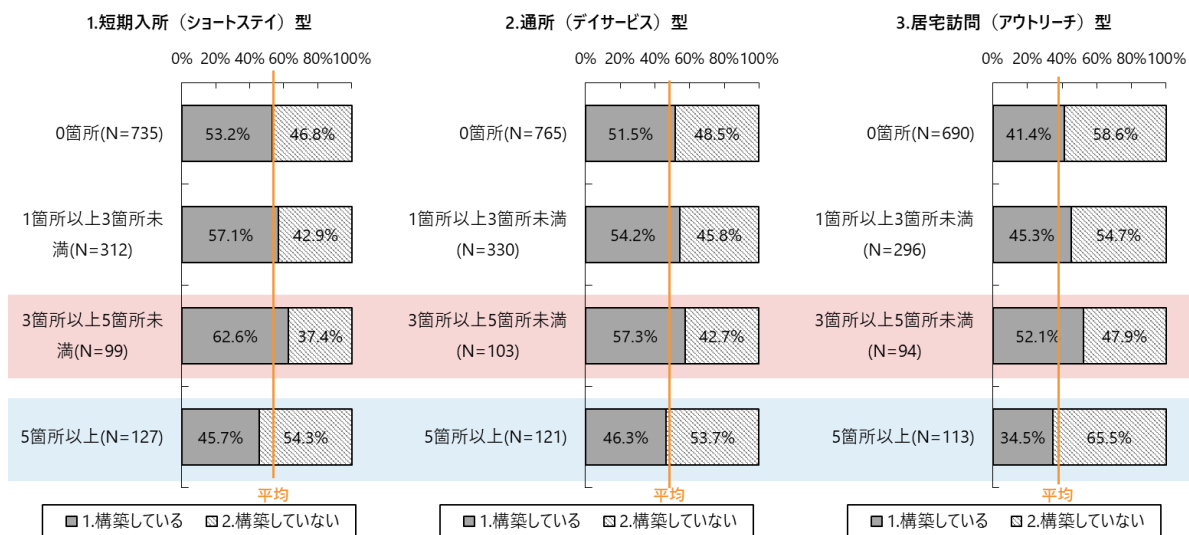


図表 19 (参考・令和4年度調査)市町村を超えた利用の仕組みの実施有無



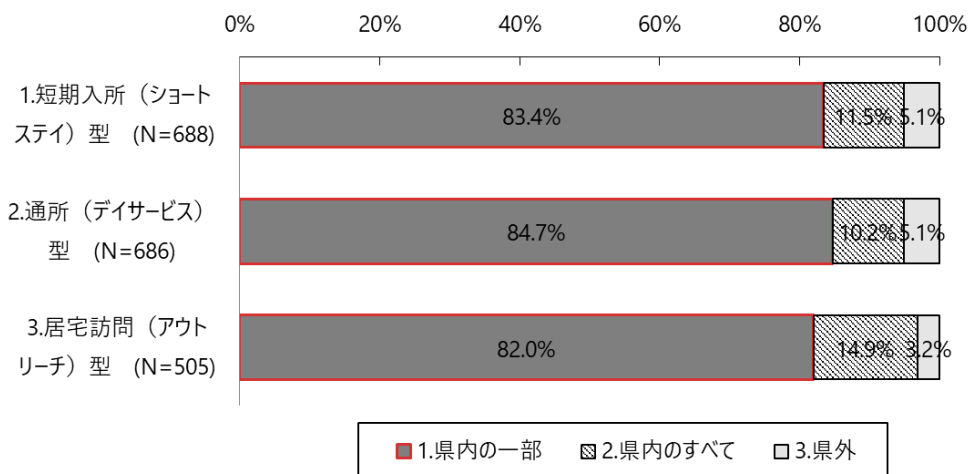
管内医療資源（産科医療機関数+助産所数）の状況別に見ると、特に管内の産科医療機関や助産所の合計が5か所以上の市町村では、全体平均に比べて広域連携体制の構築率は低くなっていた。

図表 20 質問9 広域連携体制の構築有無

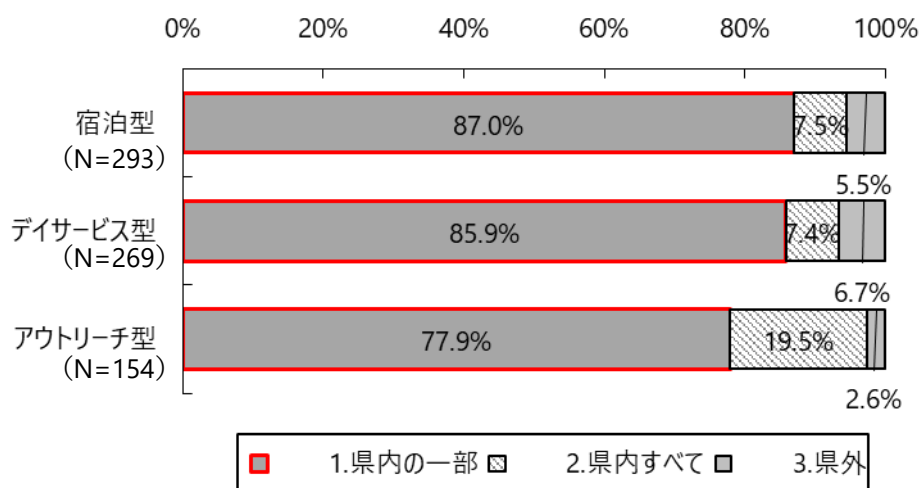


広域連携体制を構築している場合の契約先の状況については、「県内の一部」との契約を行っているという回答が全ての類型で80%を超え、令和4年度調査と同様に最も高い割合となっていた。

図表 21 質問9(2)契約先の状況

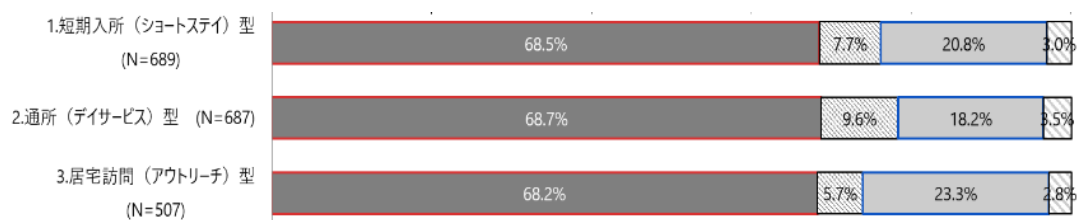


図表 22 (参考・令和4年度調査)契約先の状況



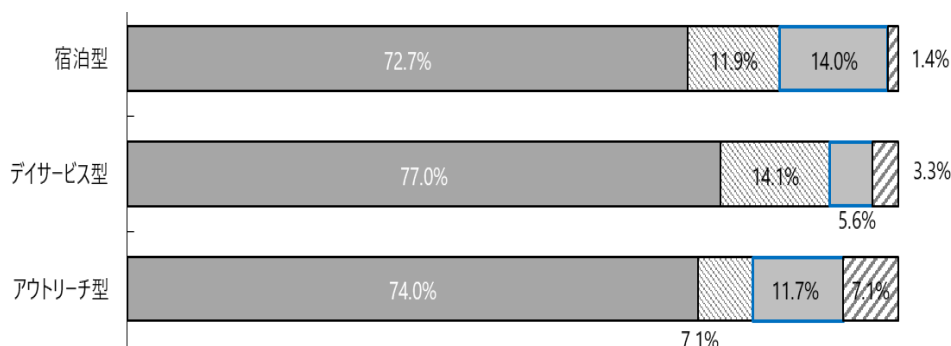
広域連携の方法について、「市町村単独で、他自治体の産後ケア実施事業所と委託契約」という回答が、短期入所（ショートステイ）型で68.5%、通所（デイサービス）型で68.7%、居宅訪問（アウトリーチ）型で68.2%であり、最も高い割合であった。一方で、令和4年度調査と比較すると、「都道府県が中心となり、当該の産後ケア実施事業所との契約内容等の統一化や、委託契約を行っている」という回答が全類型で増加していた。

図表 23 質問9(3) 広域連携の方法



- 1.貴市町村単独で、他自治体の産後ケア実施事業所（助産師会等を含む）と委託契約を行っている
- ▨ 2.複数の市町村間で連携し、当該の産後ケア実施事業所（助産師会等を含む）との契約内容等の統一化や、委託契約（集合契約等）を行っている
- 3.都道府県が中心となり、当該の産後ケア実施事業所（助産師会等を含む）との契約内容等の統一化や、委託契約（集合契約等）を行っている
- ▨ 4.その他（自由記載）

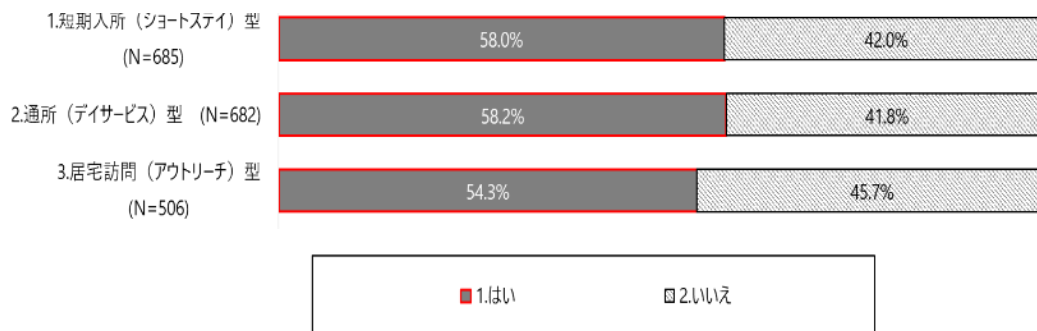
図表 24（参考・令和4年度調査）広域連携の方法



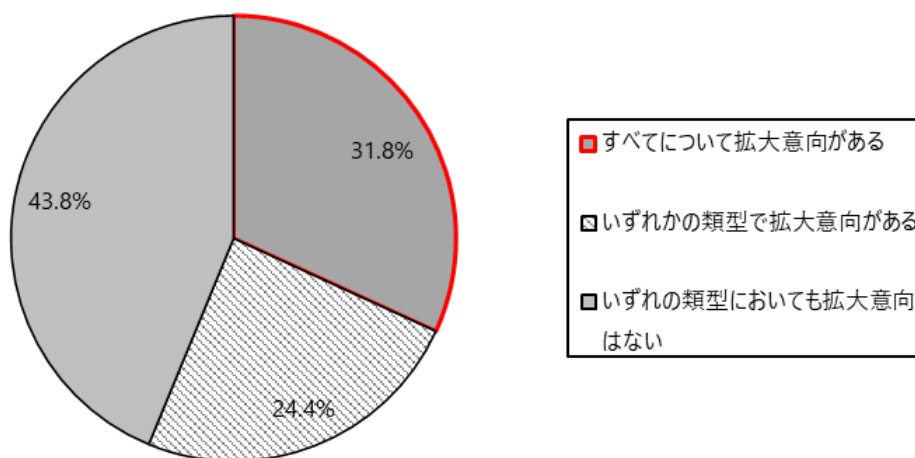
- 1. 貴市町村単独で、当該事業所（助産師会等を含む）と委託等の契約を行っている
- ▨ 2. 複数の市町村間で連携し、当該事業所（助産師会等を含む）との契約内容等の統一化や、委託等の契約（集合契約など）を行っている

今後の広域連携の拡大意向について、いずれの類型でも、50%以上の市町村が広域連携の拡大意向を有していた。また、各類型を合わせて分析すると、30%以上の市町村は3類型すべてについて拡大意向があると回答した。

**図表 25 質問9(4) 広域連携拡大意向の有無**

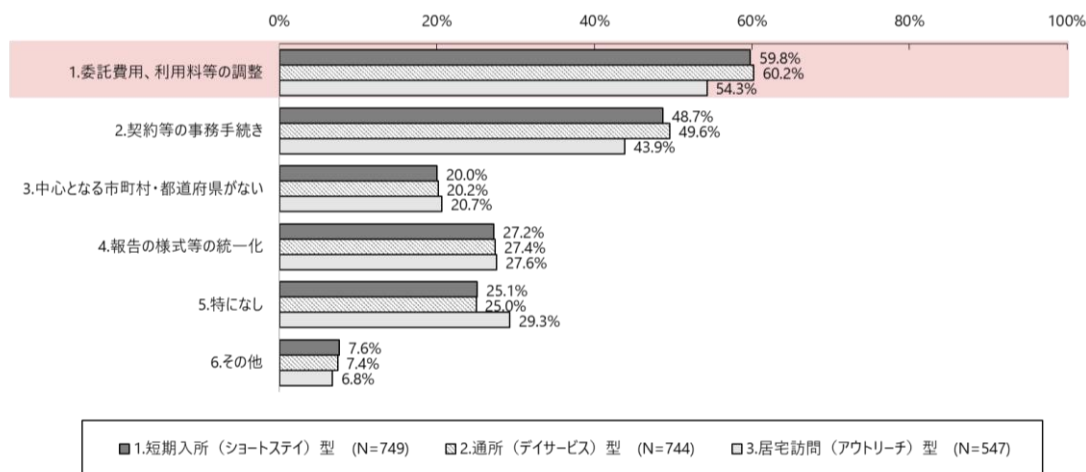


**図表 26 質問9(4) 広域連携拡大意向の有無(3類型)**



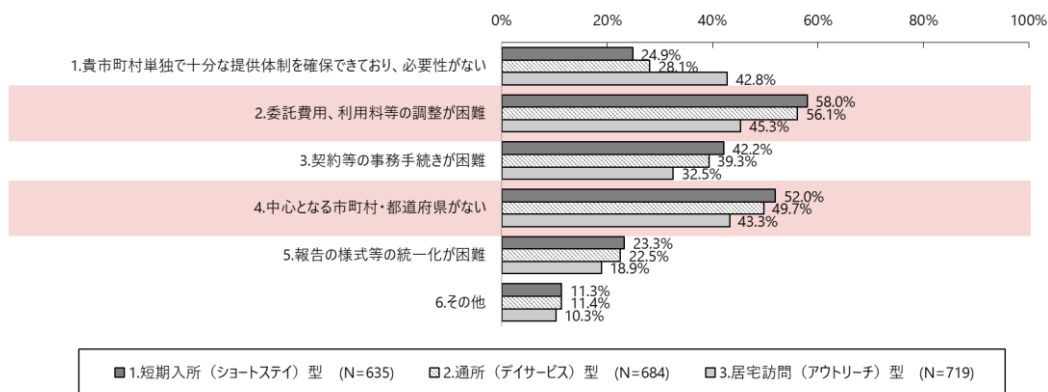
広域連携の実現に向けた調整過程での困難について、いずれの類型でも委託費用、利用料等の調整が最も高い割合となっていた。

図表 27 質問 11 広域連携の実現に向けた調整過程での困難



広域連携体制を構築していない理由としては、「委託費用、利用料等の調整が困難」、が最も多く挙げられた。次いで「中心となる市町村・都道府県がない」も多く挙がった。

図表 28 質問 10 広域連携体制を構築していない理由

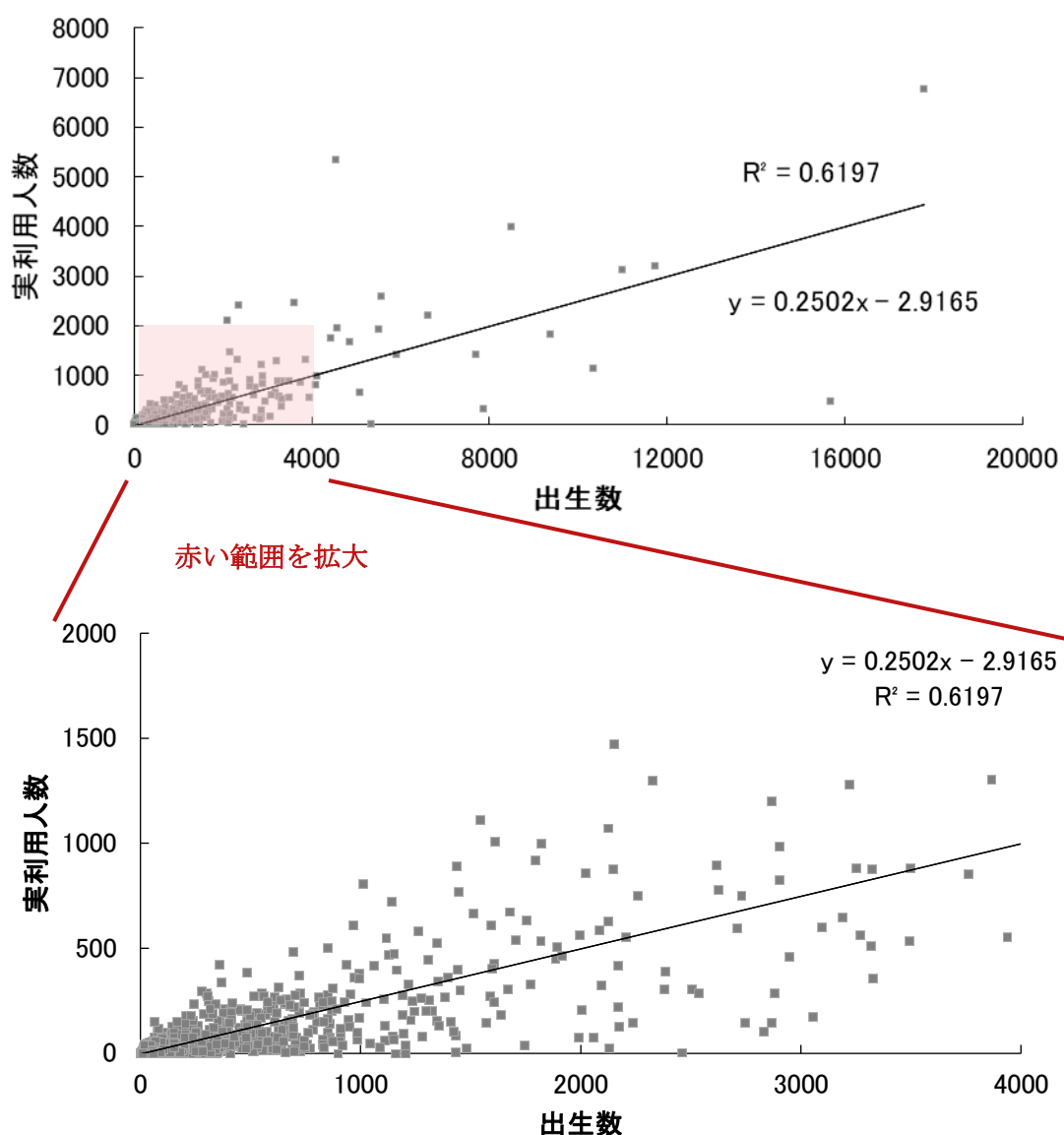


(3) 対象者、申請手続、周知広報、利用実績

①対象者

出生数と各類型の実利用人数の合計値の相関を分析した結果、相関係数は0.787であり、強い正の相関がみられた。ただし、同一利用者が異なる類型のサービスを利用した場合、利用人数の集計上は重複してカウントされるため、本来の利用者より多く計上される可能性があり、結果を読み解く上では留意が必要である。

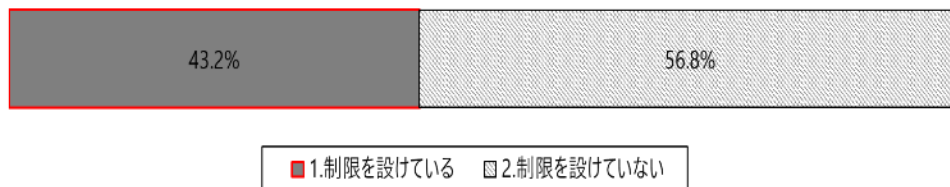
図表 29 質問2出生数と質問 12 産後ケア事業の実利用人数(各類型の合計値)の相関分析



相関係数 : 0.787

産後ケア事業の対象者について、市町村として利用制限を設けていると回答した市町村は43.2%であった。

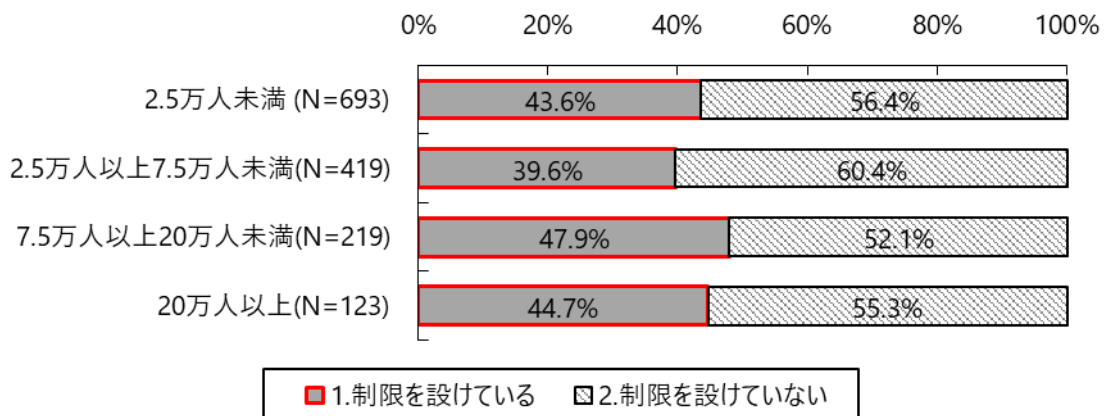
**図表 30 質問 13 利用制限の有無**



(N=1454)

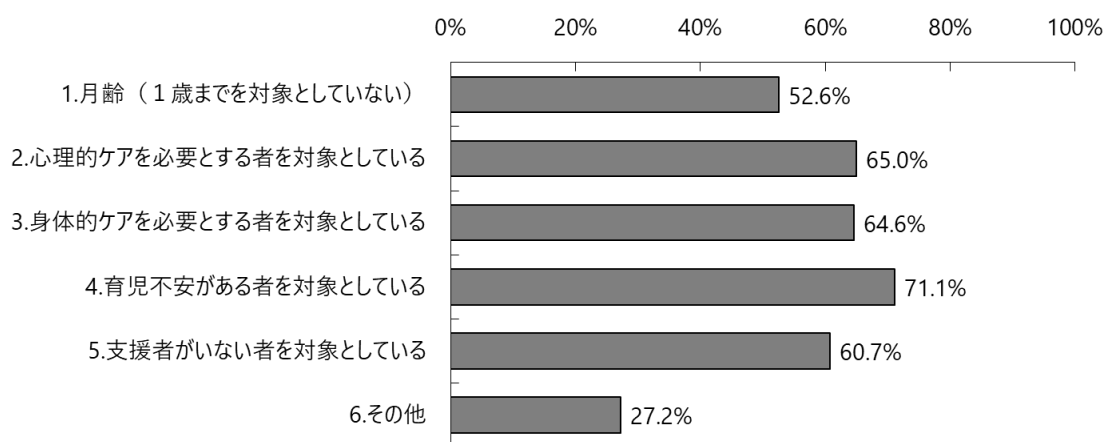
人口規模別に見ても、いずれの人口規模においても40%程度の市町村で利用に対して制限を設けていた。

**図表 31 質問 13 利用制限の有無(人口規模別)**



利用制限を設けている場合の対象者の要件について、「育児不安がある者」71.1%、「心理的ケアを必要とする者」(65.0%)、「身体的ケアを必要とする者」(64.6%)が多く、月齢を要件として設定している市町村は52.6%であった。

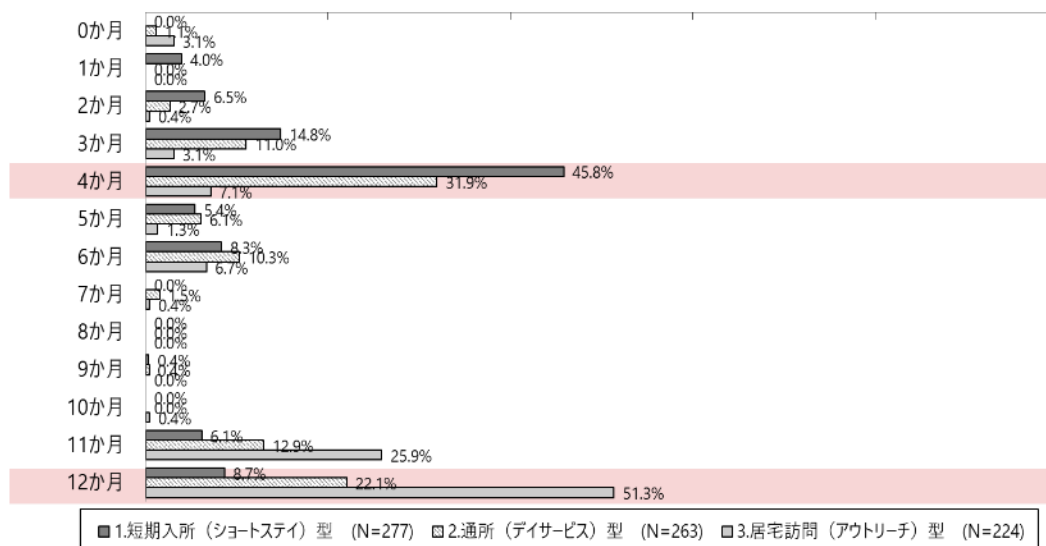
図表 32 質問 14 利用を制限している場合の対象者要件



(複数回答、N=588)

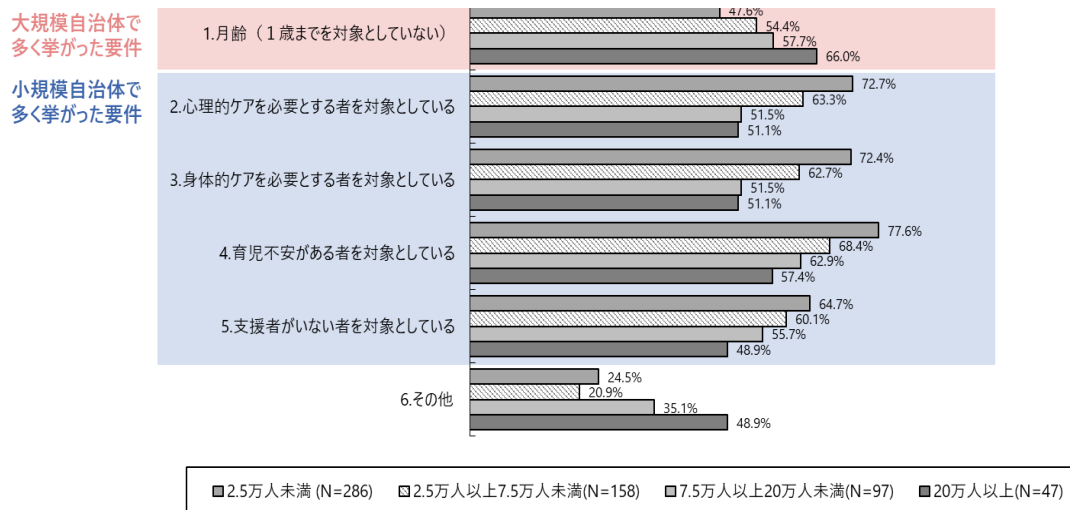
月齢を対象者要件に設定している場合の最大利用可能月齢について、短期入所(ショートステイ)型、通所(デイサービス)型では4か月が最多で、それぞれ45.8%、31.9%であった。一方で、居宅訪問(アウトリーチ)型では12カ月が最多で51.3%であった。

図表 33 質問 14 産後ケア事業を利用可能な最大月齢



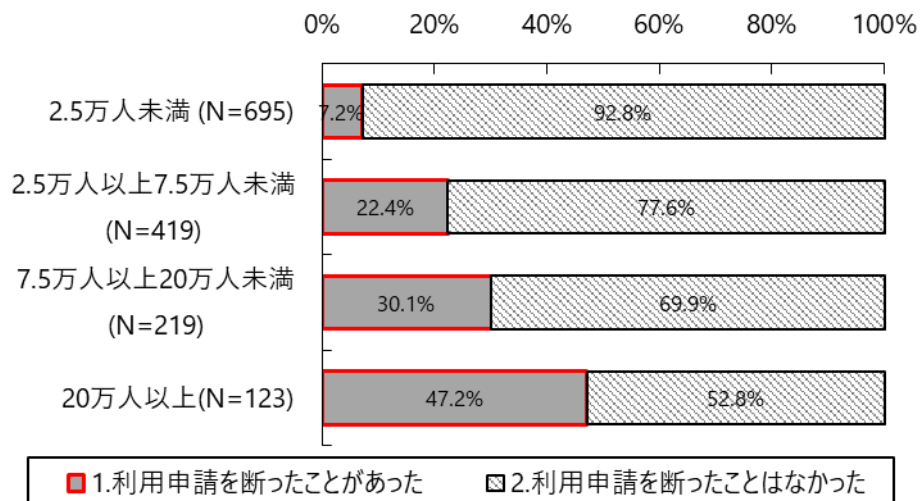
利用を制限している場合の対象者要件について、人口規模別に見ると大規模市町村ほど、月齢と回答した割合が高くなった。一方で、小規模市町村においては「育児不安がある者」等支援の必要性に関わる項目を利用要件とする傾向が強かった。

図表 34 質問 14 利用を制限している場合の対象者の要件(人口規模別)



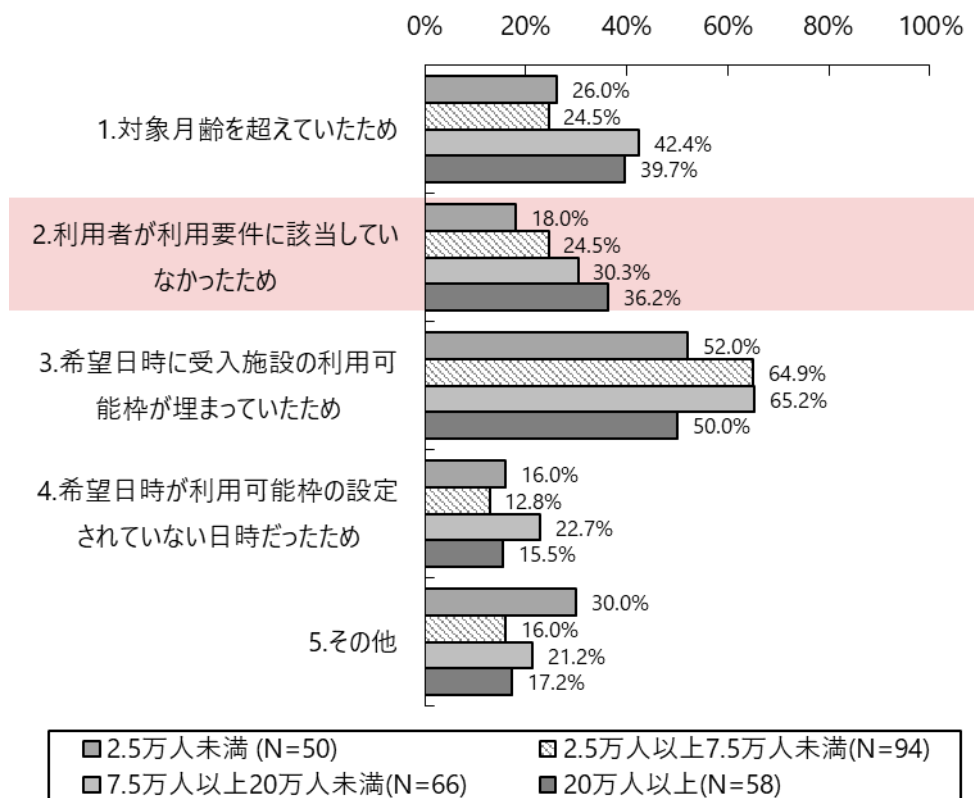
利用申請を断ったこと事例の有無について、人口規模別に見ると大規模市町村ほど多い傾向にあった。

図表 35 質問 17 利用申請を断ったことの有無(人口規模別)



また、利用申請を断った理由について、人口規模別に見ると大規模になるほど多く挙げられたのは「利用者が利用要件に該当していなかったため」であった。

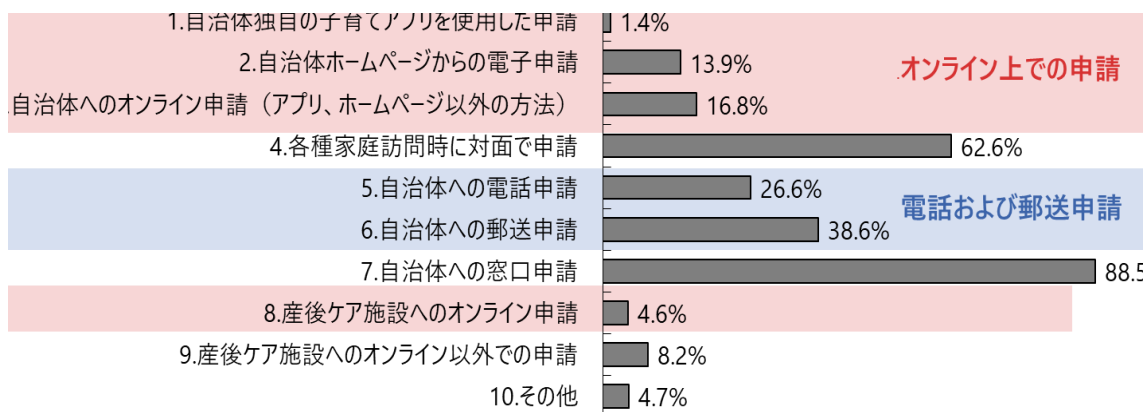
図表 36 質問 18 利用申請を断った理由(人口規模別)



## ②利用申請

利用申請の方法として、非対面で利用可能な申請方法では、郵送申請が 38.6%、電話申請が 26.6%であった。またオンライン上での申請（選択肢 1、2、3、8）はいずれにおいても 20%未満であった。

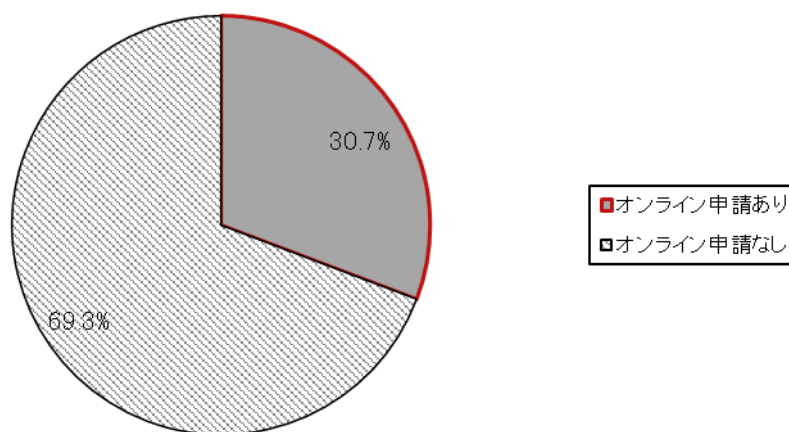
図表 37 質問 16 利用申請の方法



（複数回答、N=1,457）

利用申請において、オンライン上での申請（選択肢 1、2、3、8）があると回答した自治体の割合は 30.7%であった。

**図表 38 質問 16 オンライン申請の導入状況**



(N=1,457)

市町村への窓口申請のみ（選択肢 7 のみ）を選択した市町村は 10.8%、各種家庭訪問時および窓口申請のみ（選択肢 4 および 7 のみ選択）実施していると回答した自治体は 27.0%であった。

**図表 39 質問 16 利用申請の方法**

申請種別	回答数	割合
市町村への窓口申請のみ実施 (選択肢 7 のみ選択)	157	10.8%
各種家庭訪問時に対面で申請 および窓口申請のみ実施 (選択肢 4 および 7 のみ選択)	393	27.0%

#### ④単価の設定方法

単価の設定の方法としては、「一人当たりの自治体補助額及び自己負担額が定額かつ、どの委託先でも定額」と回答した割合が最も高く、40.8%であった。

図表 40 質問 21 単価の設定方法



- 1.人数にかかわらず定額で委託
- ※ 2.一人当たりの自治体補助額は同額、自己負担額は委託先ごとに異なる
- 3.一人当たりの自治体補助額及び自己負担額が定額かつ、どの委託先でも同額
- ◇ 4.一人当たりの自治体補助額は委託先ごとに異なる、自己負担額は定額
- 5.委託料は委託先毎に異なり、自己負担額も連動して異なる
- 6.直営のため委託料は発生しない
- 7.その他

(N=1,458)

なお、「その他」と回答した割合は9.3%であり、その他の具体的な回答を分類すると、本来は選択肢1~5のいずれかに該当すると推察される回答が一定存在した。そのため、「その他」と回答した割合が実際よりも高くなっている可能性がある点に留意が必要である。

**図表 41 質問 21 その他の回答の内訳**

その他の回答の内訳	回答数	備考
①委託先が1箇所または直営1箇所のみである	19	委託方法が質問21の選択肢1~6のどの類型に分類される可能性が高い。
②人数に関わらず定額で委託している。ただし、委託料は施設ごとに異なる。	25	選択肢1「人数に関わらず定額で委託」と回答すべき内容をその他で回答している。
③実施類型で、単価設定の方法が異なる。 (例) デイサービス : 選択肢1 アウトリーチ : 選択肢3	26	—
④自己負担額は所得あるいは課税状況により、異なる。	14	委託方法が質問21の選択肢1~5のどの類型に分類される可能性が高い。
⑤自己負担は発生しない、あるいは定額	25	委託方法が質問21の選択肢1~6のどの類型に分類される可能性が高い。
⑥その他 (例) 直営と委託先で単価設定の方法が異なる。 助成金での償還払い など	27	—
合計	136	

#### (4) 単価設定・自己負担額

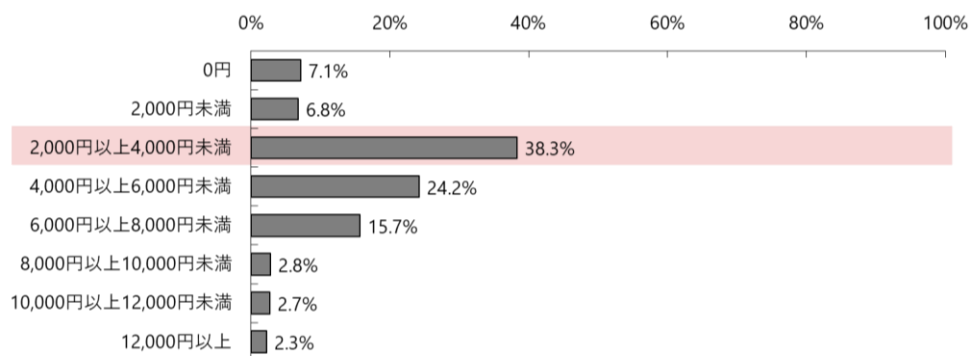
「一般区分」「非課税世帯」「生活保護世帯」「その他」の4区分を調査したが、ここでは「一般区分」の自己負担額について記載する。一般区分以外の区分については参考資料をご覧ください。

1人あたりの自己負担額について、短期入所型では2,000円以上4,000円未満、通所型では2,000円未満、居宅訪問型では1,000円以上1,500円未満が最多であった。

また、各類型での平均値は短期入所型で4,293円、通所型で1,767円、居宅訪問型で809円であった。

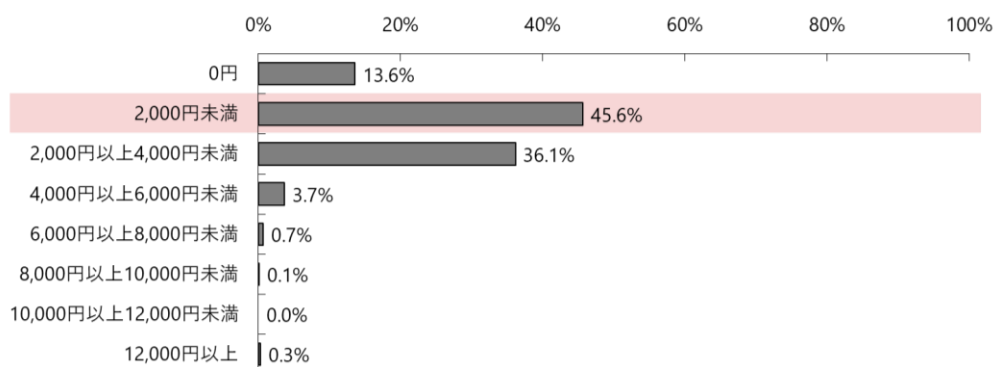
なお、利用時間ごとに料金を設定している場合にはその平均値を回答いただいた。同様に委託先により金額が異なる場合にも、平均値となっている点に注意が必要である。

**図表 42 質問 23 短期入所(ショートステイ)型の自己負担額(一般区分)**



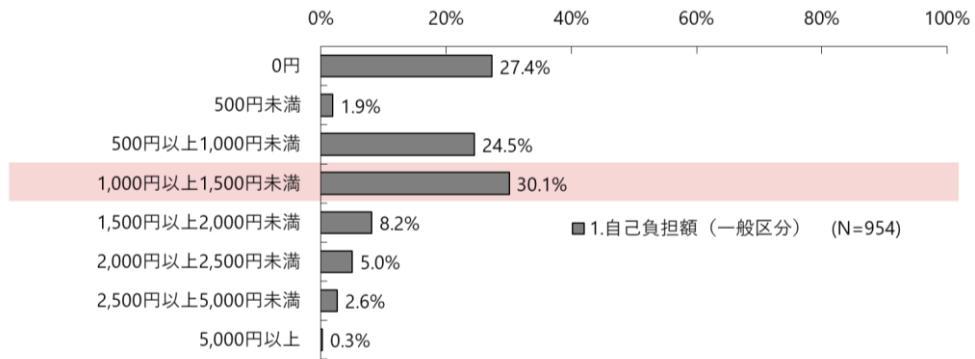
(N=1,064)

**図表 43 質問 23 通所(デイサービス)型の自己負担額(一般区分)**



(N=1,068)

**図表 44 質問 23 居宅訪問(アウトリーチ)型の自己負担額(一般区分)**



(N=954)

**図表 45 質問 23 自己負担額(一般区分)の統計値**

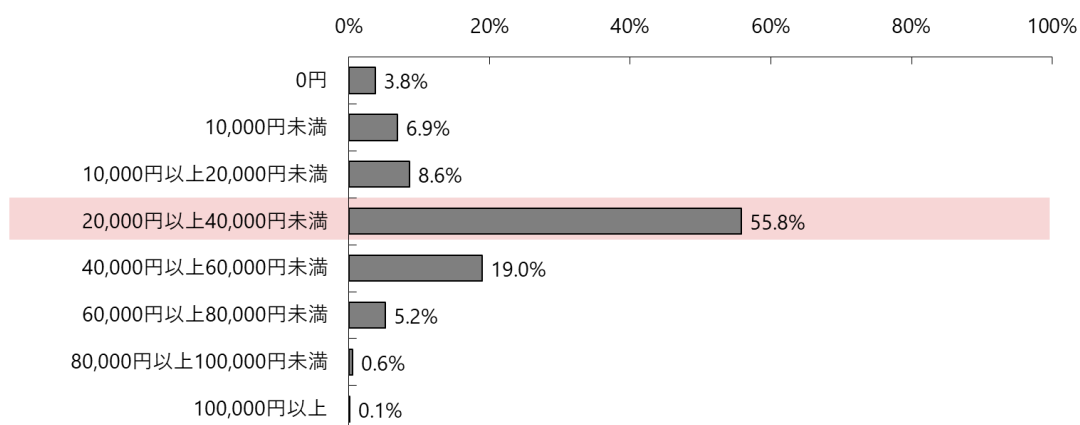
	短期入所 (ショートステイ)	通所 (デイサービス)	居宅訪問 (アウトリーチ)
平均値	4,293 円	1,767 円	809 円
中央値	3,600 円	1,500 円	800 円
最大値	22,000 円	22,500 円	3,966 円
最小値	0 円	0 円	0 円

なお、最大値については自治体ホームページ上で金額に誤りがないと確認できたものを記載した。

1人あたりの市町村補助額について、短期入所型では20,000円以上40,000円未満、通所型では10,000円以上20,000円未満、居宅訪問型では10,000円未満が最多であった。なお、利用時間ごとに料金を設定している場合にはその平均値を回答いただいた。同様に委託先により金額が異なる場合にも、平均値となっている点に注意が必要である。

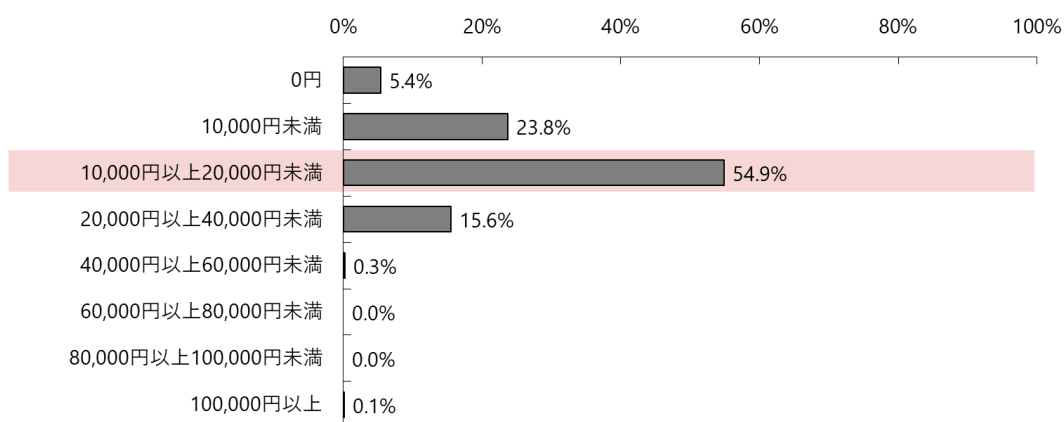
また、市町村補助額に都道府県負担分まで含めて回答したケース（市町村補助額と自己負担額を足し合わせると委託先受領額となるケース）や自己負担額を除き全て0と回答したケースも存在したため、市町村補助額の認識にバラツキがあった可能性が高い。よって、最大値および最小値については掲載しないこととする。平均値および中央値についても同様に結果の取扱いに注意いただきたい。

**図表 46 質問 23 短期入所(ショートステイ)型の市町村補助額**



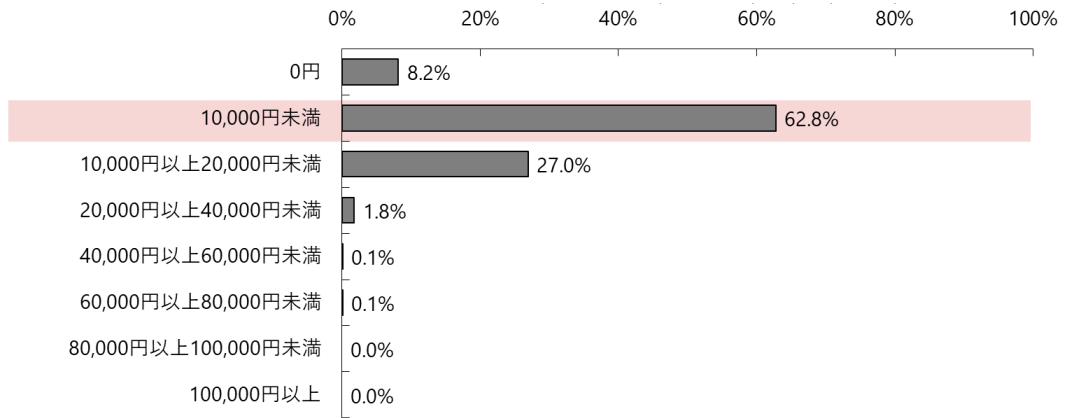
(N=1,054)

**図表 47 質問 23 通所(デイサービス)型の市町村補助額**



(N=1,060)

**図表 48 質問 23 居宅訪問(アウトリーチ)型の市町村補助額**



(N=941)

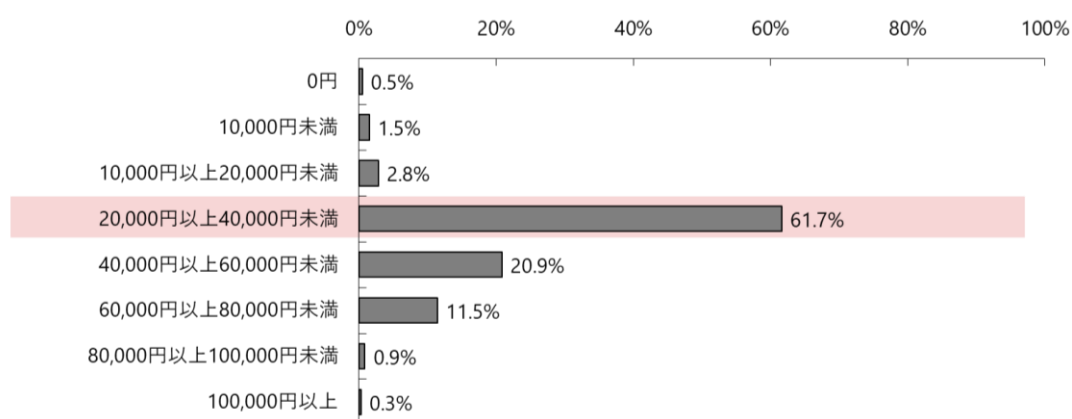
**図表 49 質問 23 市町村補助額の統計値**

	短期入所 (ショートステイ)	通所 (デイサービス)	居宅訪問 (アウトリーチ)
平均値	30,581 円	13,878 円	8,082 円
中央値	27,500 円	13,917 円	8,000 円

1人あたりの委託先受領額について、短期入所型では20,000円以上40,000円未満、通所型では10,000円以上20,000円未満、居宅訪問型では20,000円未満が最多であった。なお、利用時間ごとに料金を設定している場合にはその平均値を回答いただいた。同様に委託先により受領額が異なる場合にも、平均値となっている点に注意が必要である。

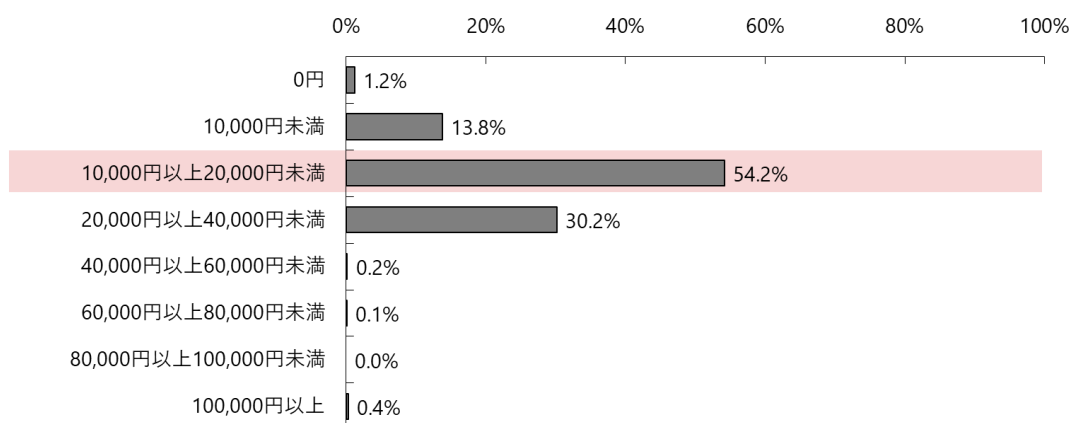
また、委託先受領額を0と回答したケースや、社会通念上、1人あたりではなく年間委託金額で算出したと推察される回答も存在した。本来と異なる結果を示してしまう恐れがあるため、最大値および最小値については掲載を差し控える。平均値および中央値についても同様に結果の取扱いに注意いただきたい。

**図表 50 質問 23 短期入所(ショートステイ)型の委託先受領額**



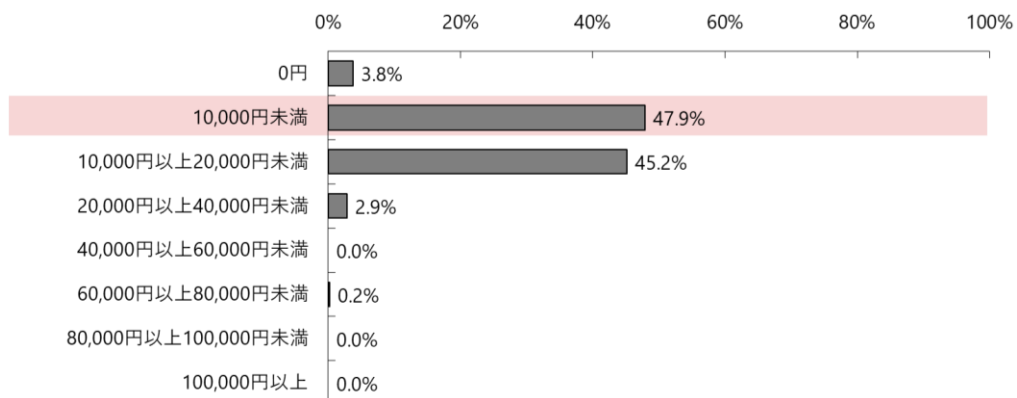
(N=1,054)

**図表 51 質問 23 通所(デイサービス)型の委託先受領額**



(N=1,060)

**図表 52 質問 23 居宅訪問(アウトリーチ)型の委託先受領額**



(N=942)

**図表 53 質問 23 委託先受領額の統計値**

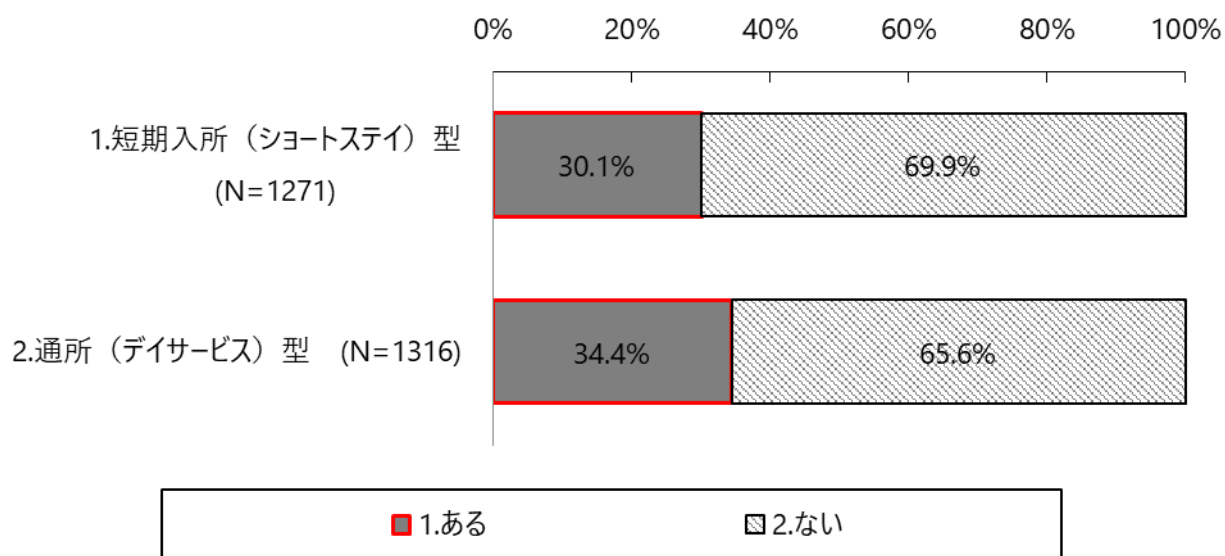
	短期入所 (ショートステイ)	通所 (デイサービス)	居宅訪問 (アウトリーチ)
平均値	39,327 円	18,671 円	9,681 円
中央値	32,000 円	16,500 円	9,065 円

(5) 配慮が必要な対象者の受入れ状況について

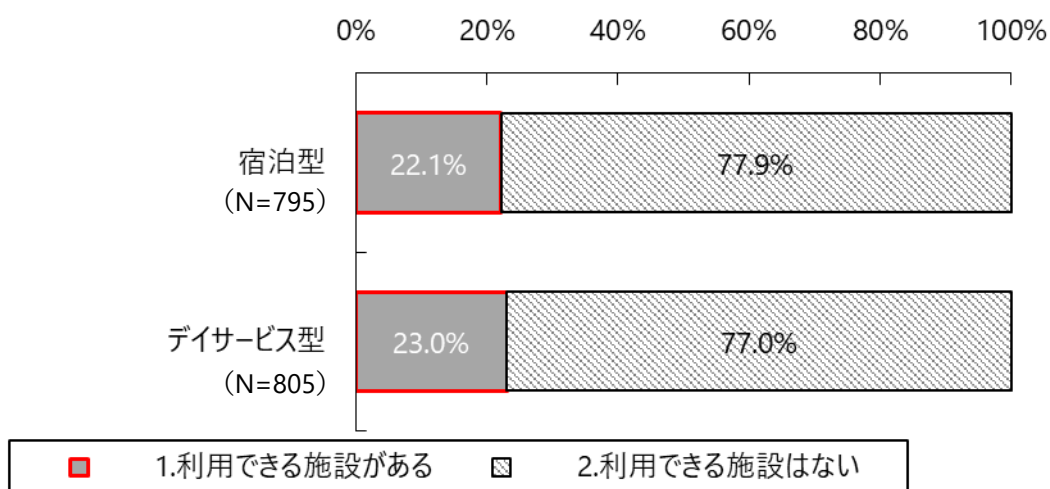
①きょうだい児

きょうだい児が利用可能な施設について「ある」と回答した割合は、令和4年度調査においては短期入所（ショートステイ）型で22.1%、通所（デイサービス）型で23.0%であったが、今回の調査では短期入所（ショートステイ）型で30.1%、通所（デイサービス）型で34.4%であり、いずれの類型でも増加していた。

図表 54 質問 28 きょうだい児の利用が可能な施設の有無

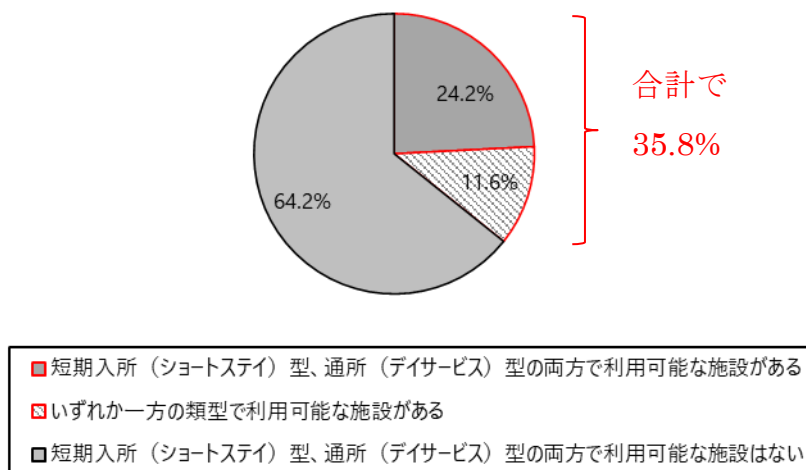


図表 55 (参考・令和4年度調査)きょうだい児の利用可否



きょうだい児の利用可否について、いずれかの類型できょうだい児が利用可能な施設のある市町村が 35.8%であった。

図表 56 質問 28 きょうだい児の市町村としての受入状況

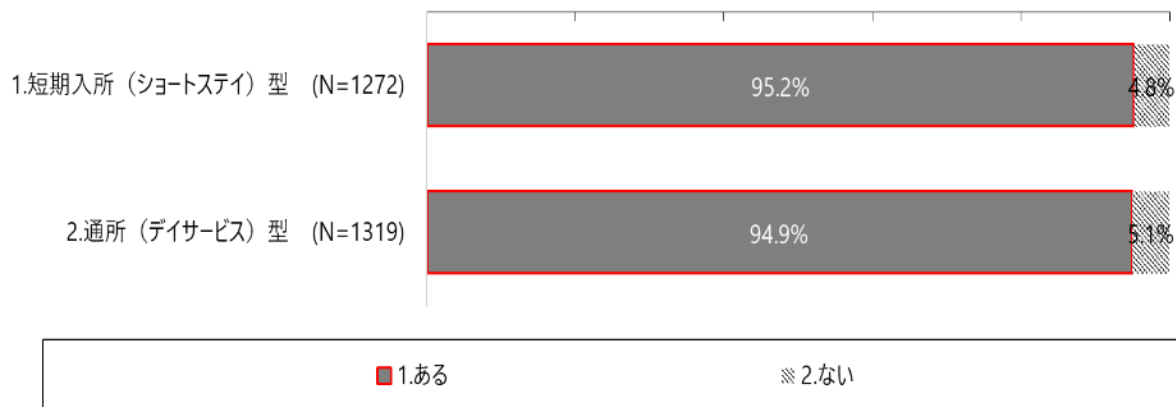


(N=1,394)

②多胎児

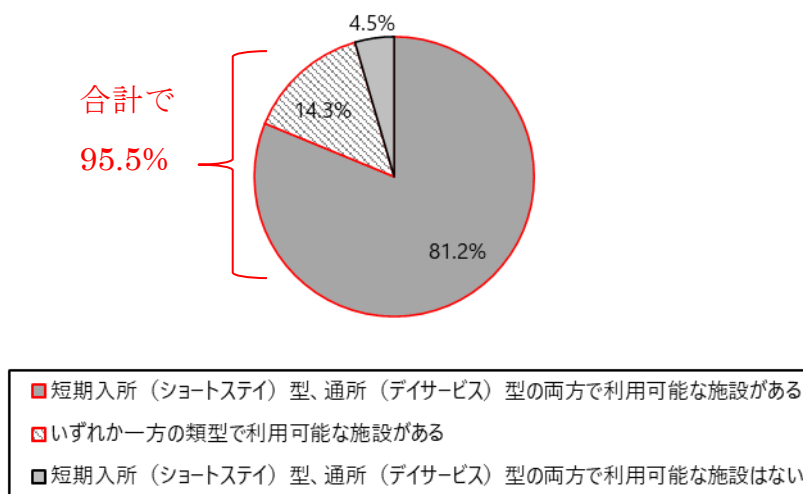
多胎児が利用可能な施設は短期入所（ショートステイ）型で95.2%、通所（デイサービス）型で94.9%であり、いずれの類型においても90%以上で利用可能であった。

図表 57 質問 31 類型別の多胎児の受入状況



多胎児の市町村としての受入状況を見ると、いずれかの類型で多胎児が利用可能な施設のある市町村は95.5%であった。

図表 58 質問 31 多胎児の市町村としての受入状況

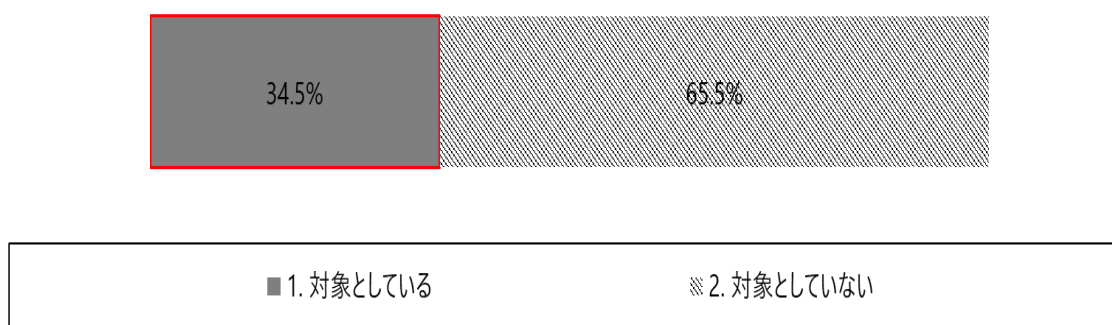


(N=1,394)

③里帰りをしている母子

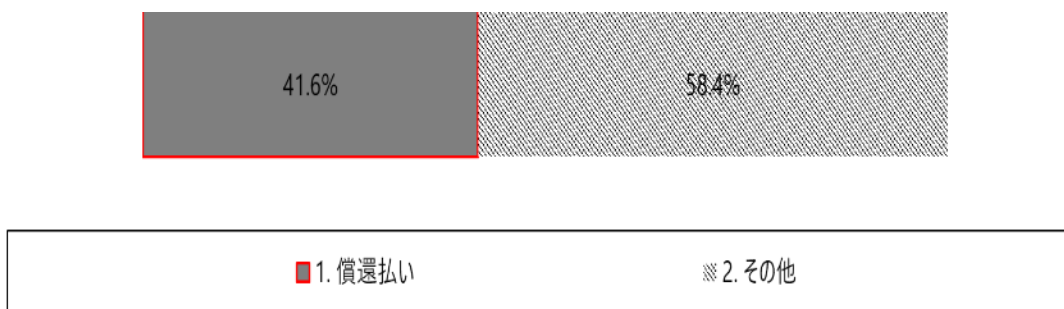
里帰り先（他市）での利用を助成対象としている割合は 34.5%であった。対象とする場合の助成実施方法としては、償還払いが 41.6%であった。

**図表 59 質問 33 里帰り先(他市)での利用について助成有無**



(N=1,459)

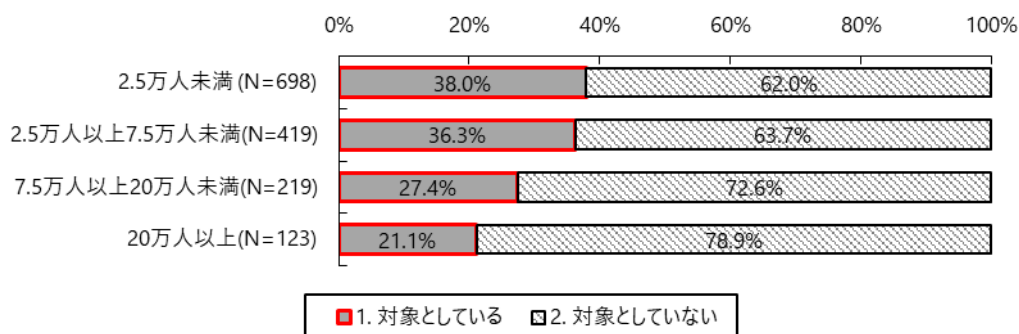
**図表 60 質問 34 貴市に住民票がある方で、他市に里帰りしている場合の助成実施方法**



(N=502)

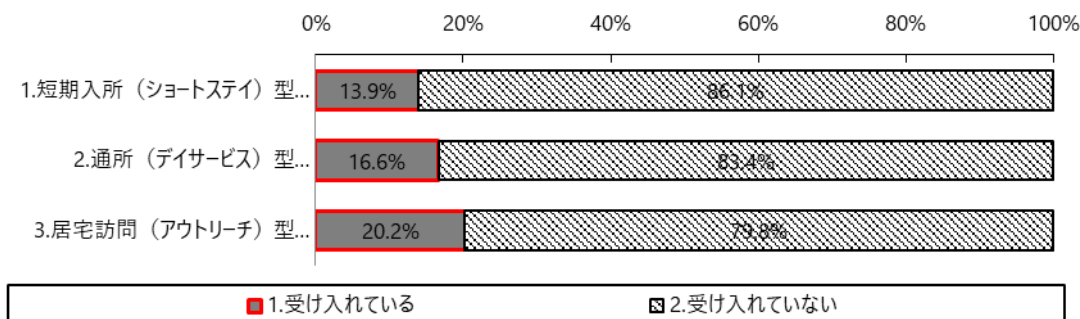
里帰り先での利用について、人口規模別に分析した結果、小規模市町村ほど助成の対象としている比率が高かった。

**図表 61 質問 33 里帰り先(他市)での利用について助成有無(人口規模別)**

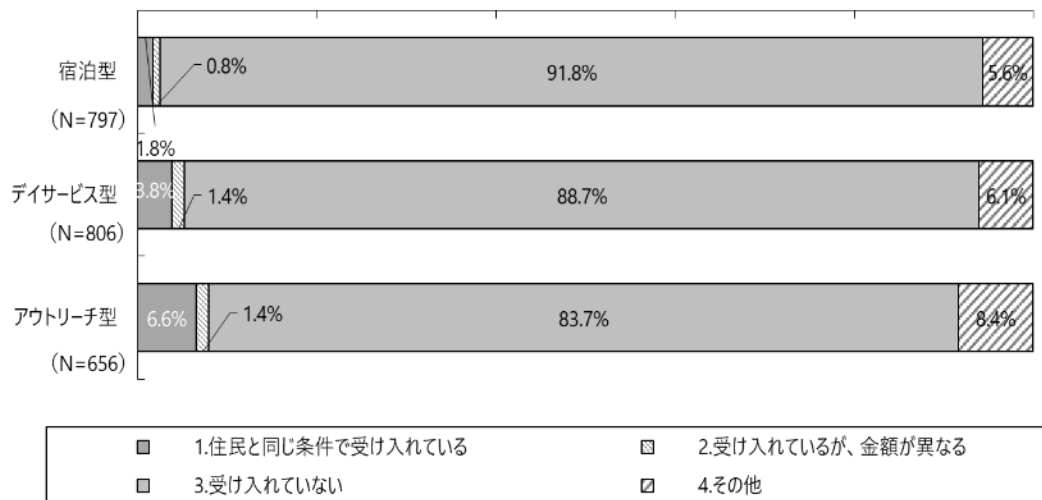


また、他市に住民票があり里帰りをしている場合の利用受け入れについては、受け入れている市町村の割合が全類型で10%を超えており、令和4年度調査より各類型とも増加していた。

**図表 62 質問 35 他市に住民票がある方で、貴市に里帰りをしている場合の受入について**



図表 63 (参考・令和4年度調査)里帰りしている場合の利用可否



なお、他市に住民票があり里帰りをしている母子の利用を受け入れていない理由について、「リソース不足」「需要・ニーズがない」「連携・手続きが煩雑」といった意見が多く挙げられた。

図表 64 質問 35 対象としていない理由や課題

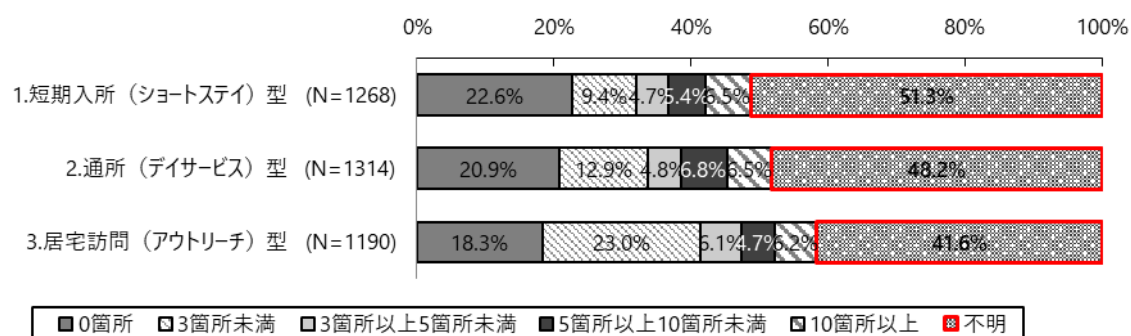
分類	受け入れていない理由例 (自由記述より抽出)
リソース不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村内に利用可能施設がないため</li> <li>財源がない・予算の確保が難しいため</li> <li>住民の受入で予約枠が埋まっている状況であり、住民の利用を優先するため</li> </ul>
需要・ニーズがない	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用希望件数がほとんどなく、検討に至っていない。</li> <li>里帰りしている方を把握していないため</li> <li>ニーズがないため</li> </ul>
連携・手続きが煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体によって料金などが統一されていないため</li> <li>他市町村とのやりとりが発生したり、事故等起きた場合の対処方法が確立されていないため</li> <li>契約・請求事務等の手続きが困難であるため</li> </ul>

④流産・死産等を経験した方

流産・死産等を経験した方が利用可能な施設数は「把握していない」と回答した割合が最多であった。

流産・死産等を経験された方が利用可能な施設数について、短期入所（ショートステイ）型で平均 3.4 箇所、通所（デイサービス）型で 4.7 箇所、居宅訪問（アウトリーチ）型で 5.1 箇所であった。

図表 65 質問 37 流産・死産等を経験された方が利用可能な施設数



図表 66 質問 37 流産・死産等を経験された方が利用可能な施設数

	短期入所（ショートステイ）	通所（デイサービス）	居宅訪問（アウトリーチ）
平均値	3.4 箇所	4.7 箇所	5.1 箇所
中央値	1 箇所	1 箇所	1 箇所
最大値	21 箇所	40 箇所	54 箇所
最小値	0 箇所	0 箇所	0 箇所

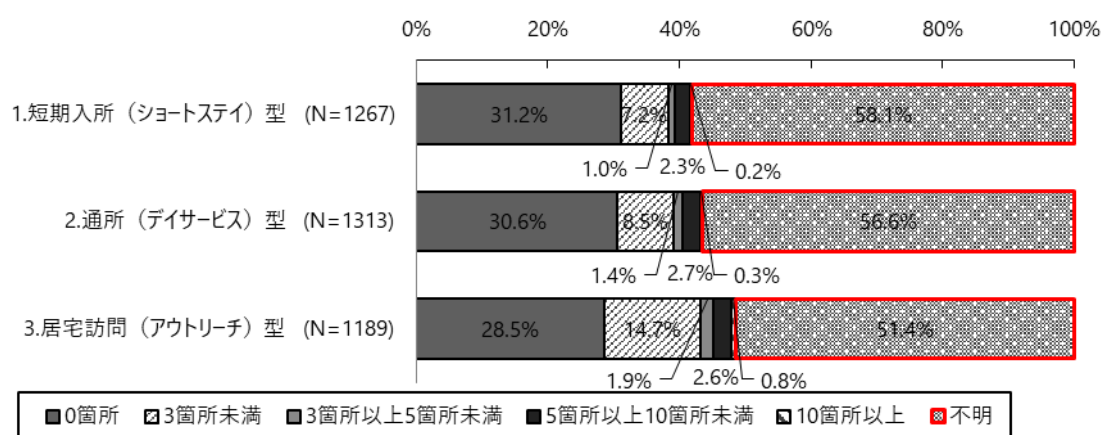
なお、最大値については質問 6 の産後ケア事業の実施箇所数の合計を超える値を除外して記載した。

⑤医療的ケア児等

医療的ケア児・その他特別な配慮が必要となる児が利用可能な施設数は「不明」（把握していない）と回答した割合が最多であった。

医療的ケア児・その他特別な配慮が必要となる児が利用可能な施設数は短期入所（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型ともに平均1箇所未満であった。

図表 67 質問 37 医療的ケア児・その他特別な配慮が必要となる児が利用可能な施設数



図表 68 質問 37 医療的ケア児・その他特別な配慮が必要となる児が利用可能な施設数

	短期入所（ショートステイ）	通所（デイサービス）	居宅訪問（アウトリーチ）
平均値	0.7 箇所	0.8 箇所	1.2 箇所
中央値	0 箇所	0 箇所	0 箇所
最大値	18 箇所	20 箇所	34 箇所
最小値	0 箇所	0 箇所	0 箇所

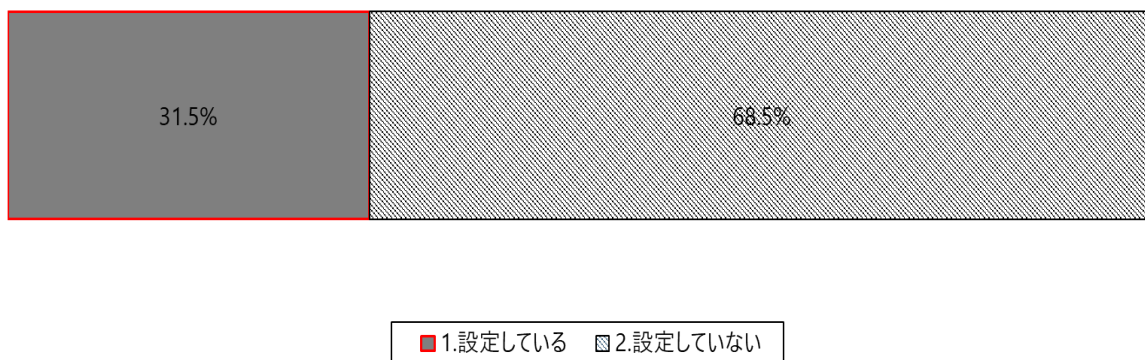
なお、最大値については質問6の産後ケア事業の実施箇所数の合計を超える値を除外して記載した。

(6) 安全・ケアの質の担保に資する取組

① 評価指標

産後ケア事業についての評価指標を設定している割合は 31.5%であった。

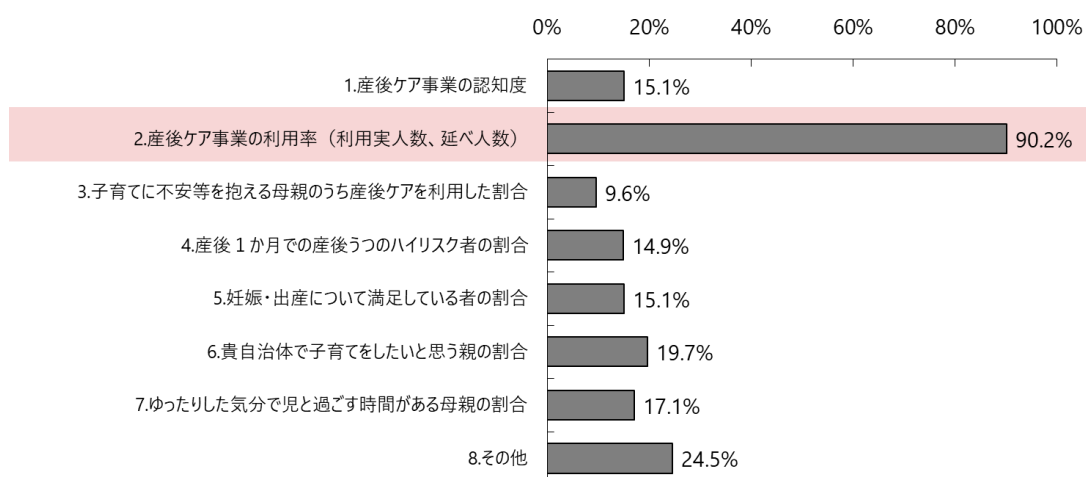
図表 69 質問 26 産後ケア事業の評価指標の有無



(N=1,454)

設定されている指標としては事業の利用率が最も高く、90.2%であった。その他の回答として、利用者アンケートでの満足度が最多であった。

図表 70 質問 27 産後ケア事業の評価指標の内容

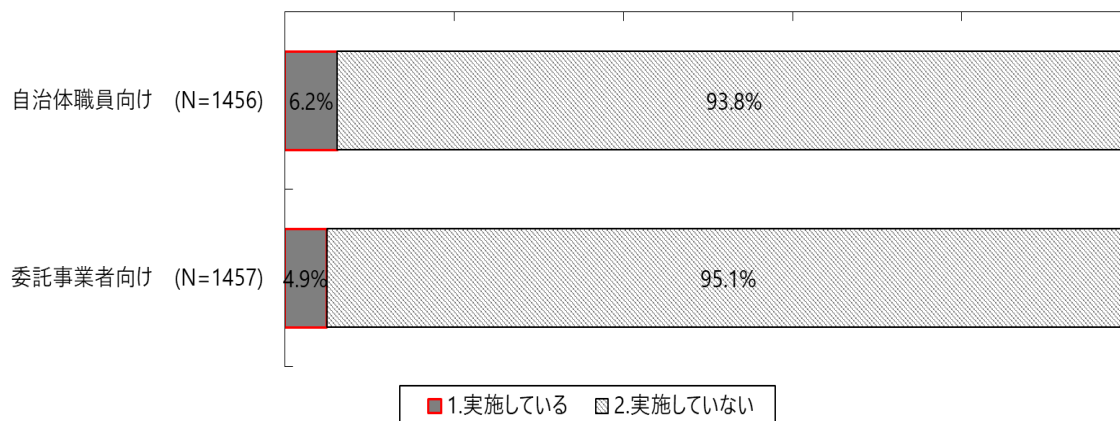


(複数回答、N=457)

### ②安全に関する研修

市町村職員又は委託事業者向けの安全に関する研修の実施率は市町村職員向けが 6.2%、委託事業者向けが 4.9%であった。

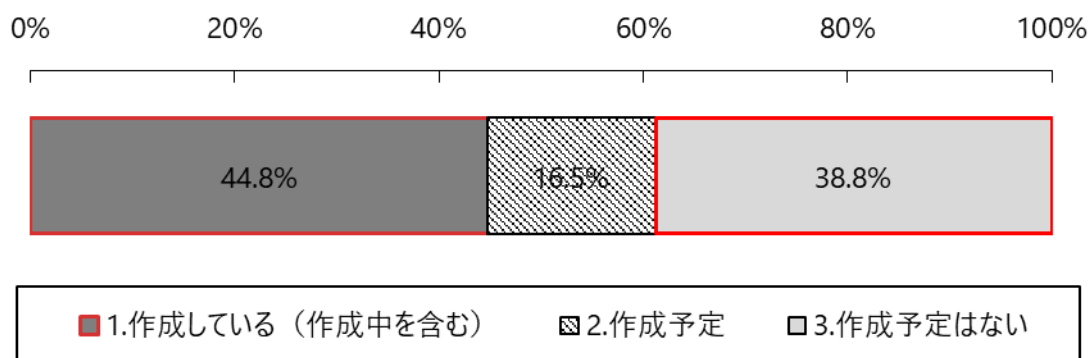
図表 71 質問 25 安全に関する研修の実施率



### ③マニュアルの作成状況

マニュアルの作成状況において、「作成している」と回答した自治体は 44.8%であり、「マニュアルの作成予定はない」と回答した割合は 38.8%であった。

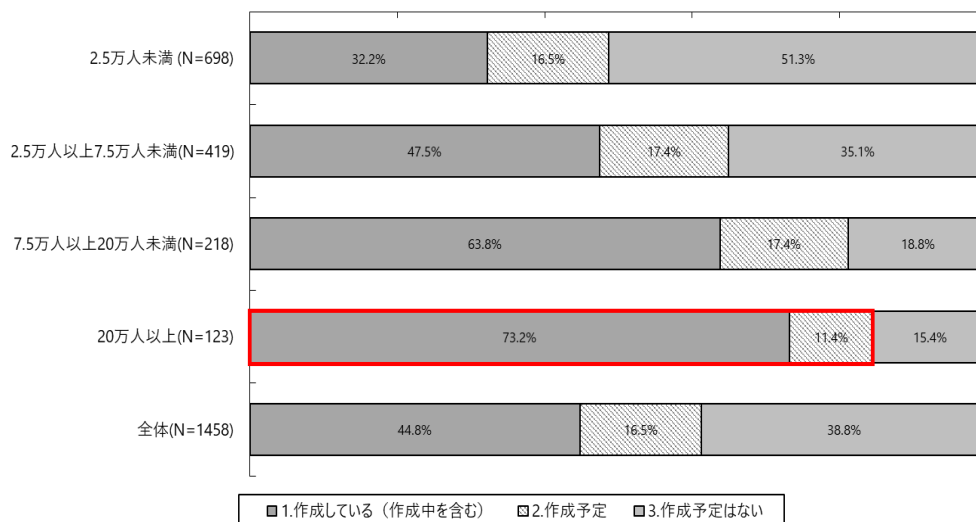
図表 72 質問 38 マニュアルの作成状況



(N=1,458)

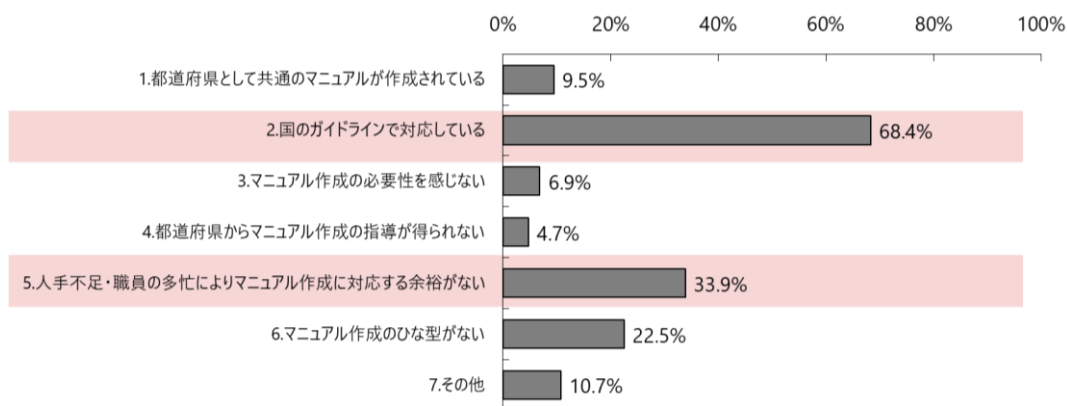
マニュアルの作成状況について、人口規模別に見ると人口規模の大きい市町村の方が作成済みもしくは作成予定と回答した割合が高くなっていました。

**図表 73 質問 38 マニュアル作成状況(人口規模別)**



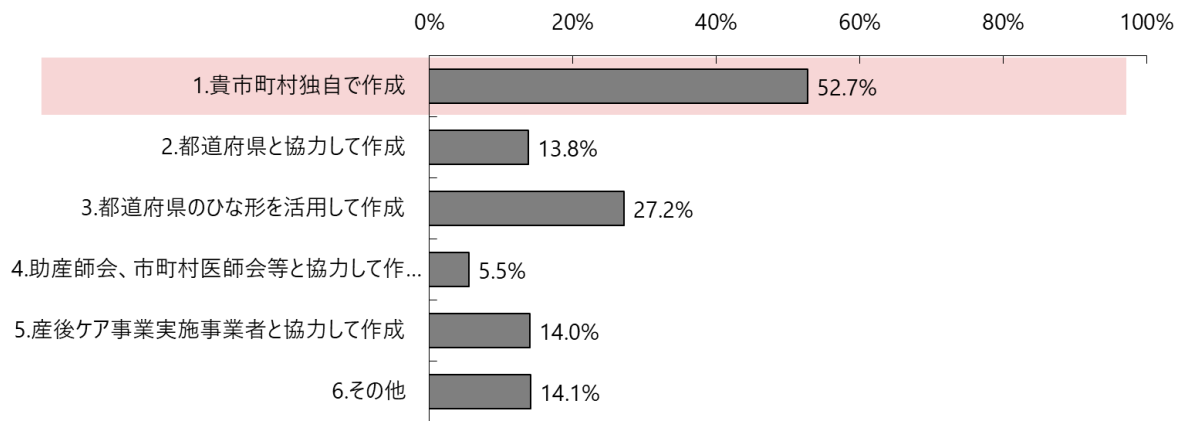
マニュアルを作成する予定がない理由としては、「国のガイドラインで対応している」が最多で 68.4%、次いで「人手不足・職員の多忙によりマニュアル作成に対応する余裕がない」が 33.9%であった。

**図表 74 質問 42 マニュアルを作成する予定がない理由**



マニュアルの作成にあたり連携した機関や組織については、市町村独自で作成が 52.7%と最多であった。次いで、都道府県のひな形を活用して作成が 27.1%であった。

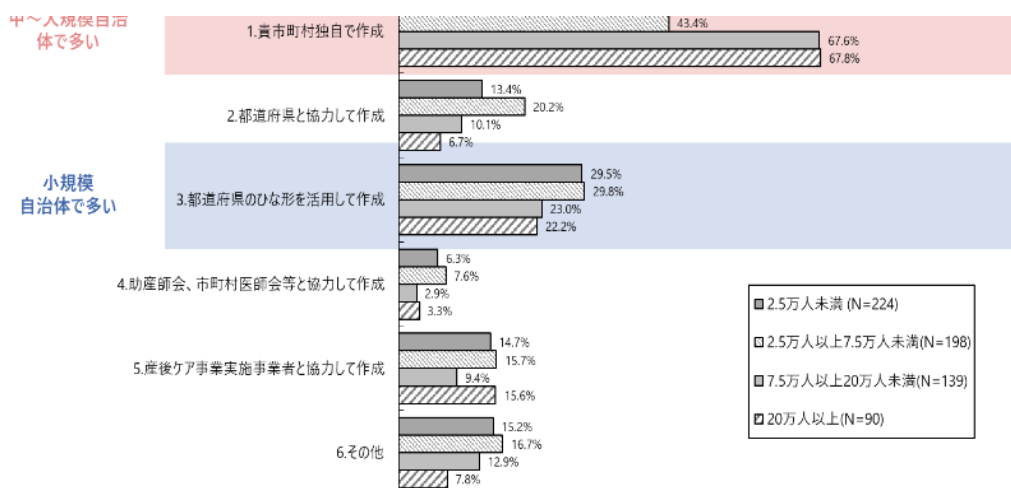
図表 75 質問 39 マニュアルの作成にあたり連携した機関や組織



(N=651)

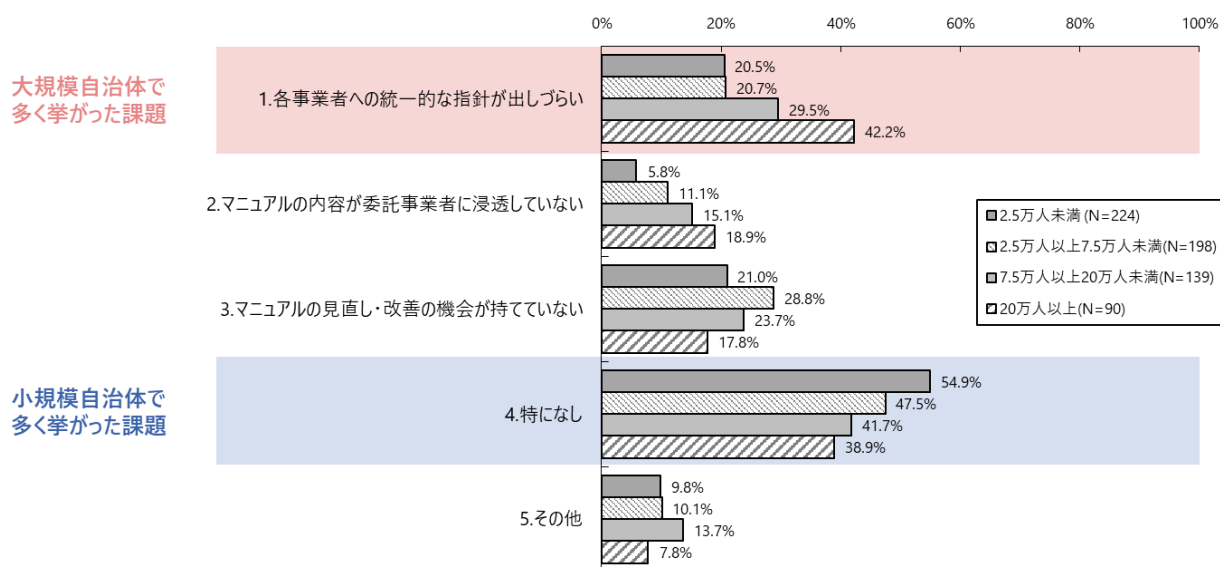
マニュアルの作成手法としては、人口規模が7.5万人以上20万人未満および20万人以上の市町村は独自で作成するケースが多く見られた。一方で、人口規模が2.5万人以上7.5万人未満および2.5万人未満の市町村においては、都道府県のひな形を活用するケースも多く見られた。

図表 76 質問 39 人口規模別マニュアル作成にあたり連携した機関や組織



マニュアル作成・運用する上での課題としては、小規模市町村は「特になし」という回答が多い一方で、大規模市町村は事業者への統一的な指針が出しづらいことを課題として挙げる市町村が42.2%だった。

図表 77 質問 41 人口規模別マニュアルを作成・運用する上での課題

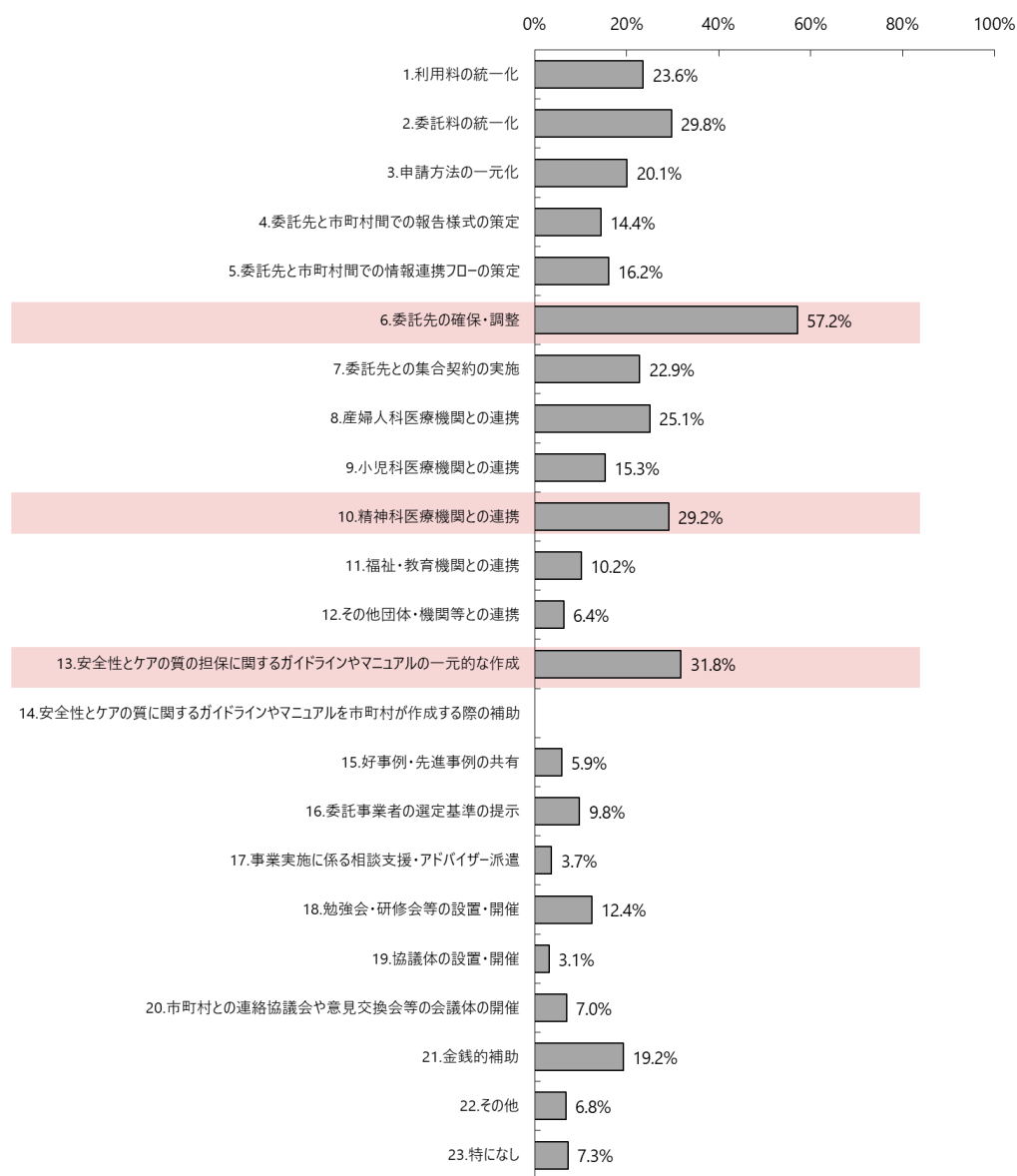


### (7) 市町村における課題と都道府県や国に求める支援

市町村における課題として、「委託先の確保・調整」が57.2%と最も多く、次いで、「安全性と質の担保に関するガイドラインやマニュアルの一元的な作成」が31.8%であった。

また、「精神科医療機関との連携」は29.2%となった。

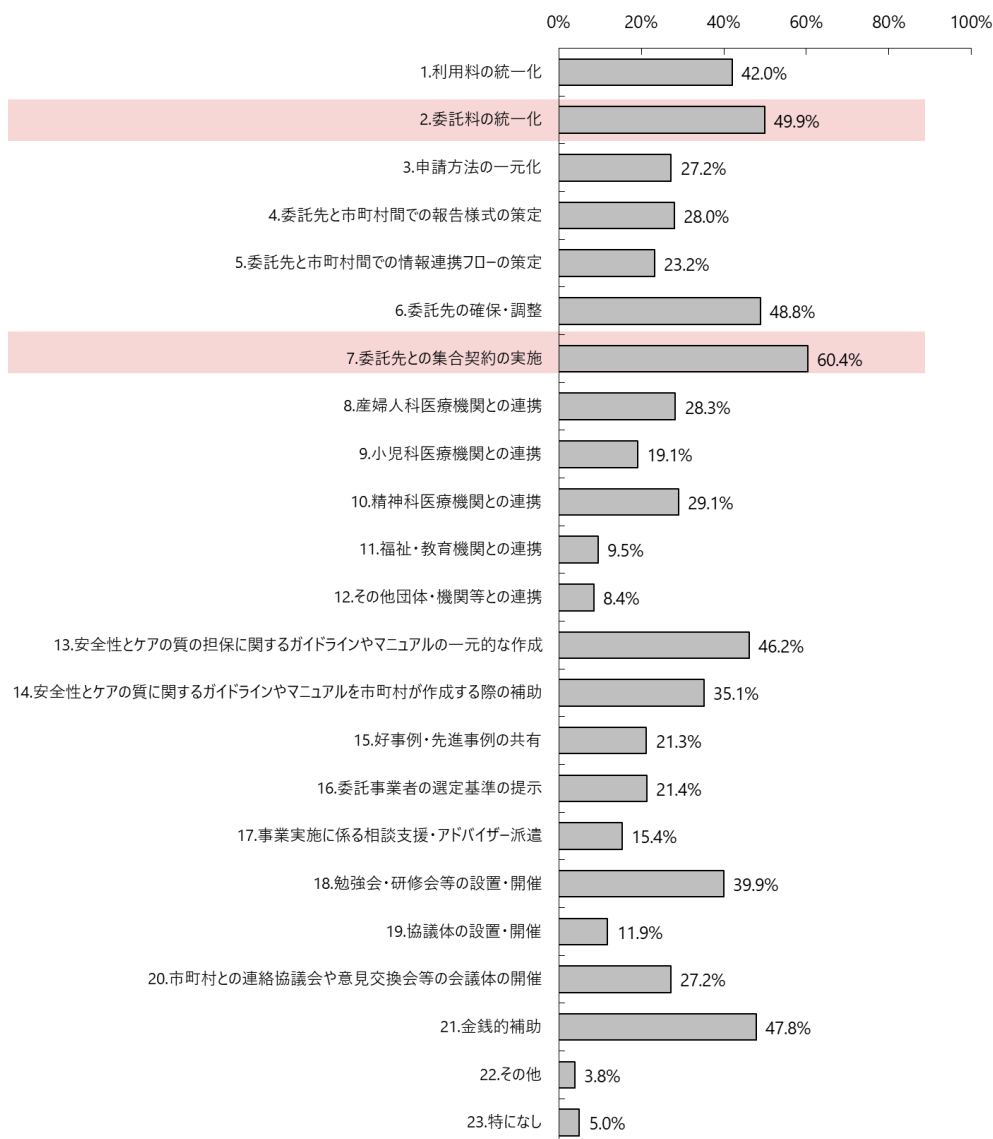
図表 78 質問 43 市町村における課題



(複数回答、N=1,461)

都道府県に求める支援として、「委託先との集合契約の実施」が60.4%と最多であった。次いで「委託料の統一化」が49.9%であった。

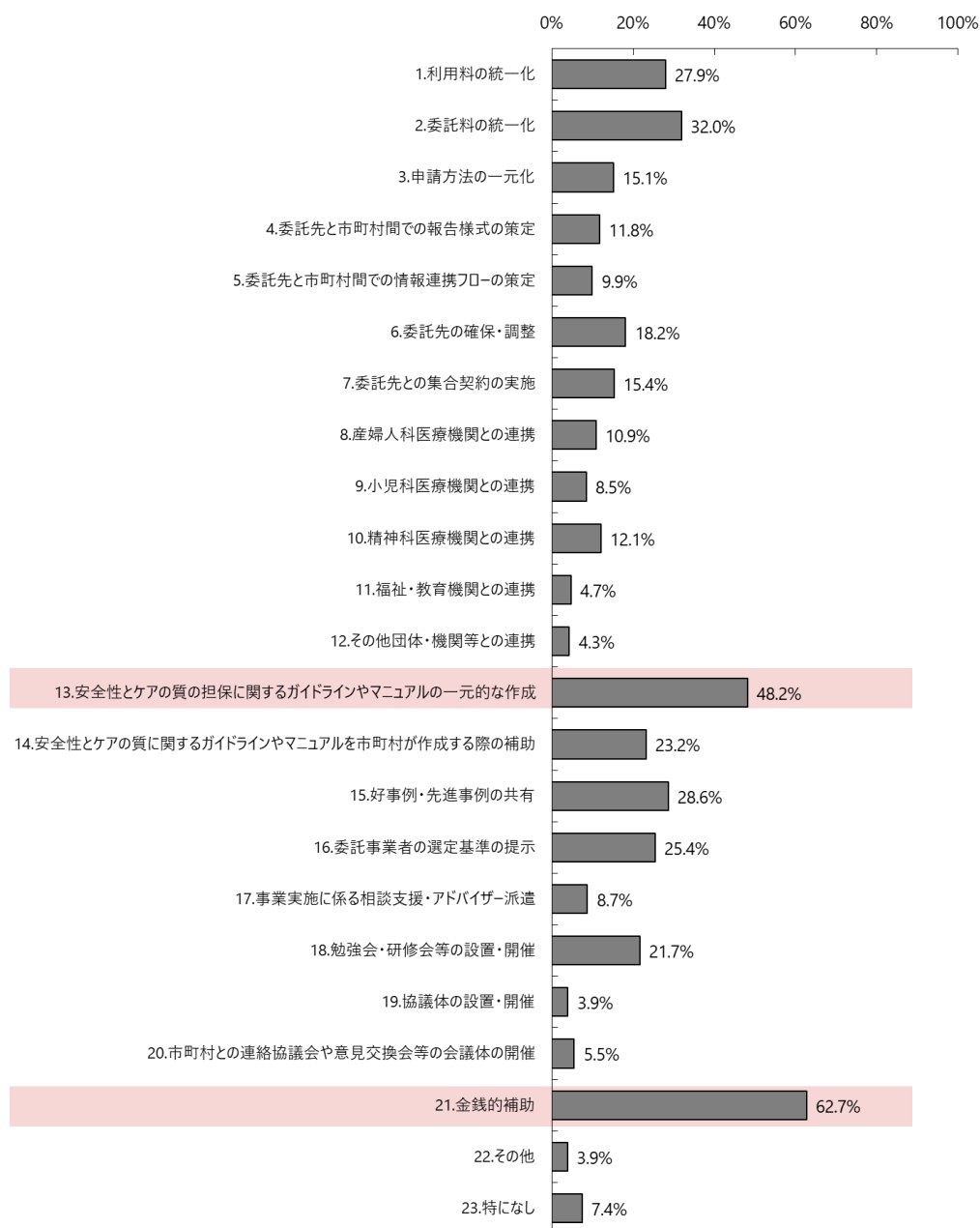
図表 79 質問 43 都道府県に求める支援



(複数回答、N=1,463)

国に求める支援としては、「金銭的補助」が最も多く、62.7%であった。次に「安全性とケアの質の担保に関するガイドラインやマニュアルの一元的な作成」が48.2%であった。

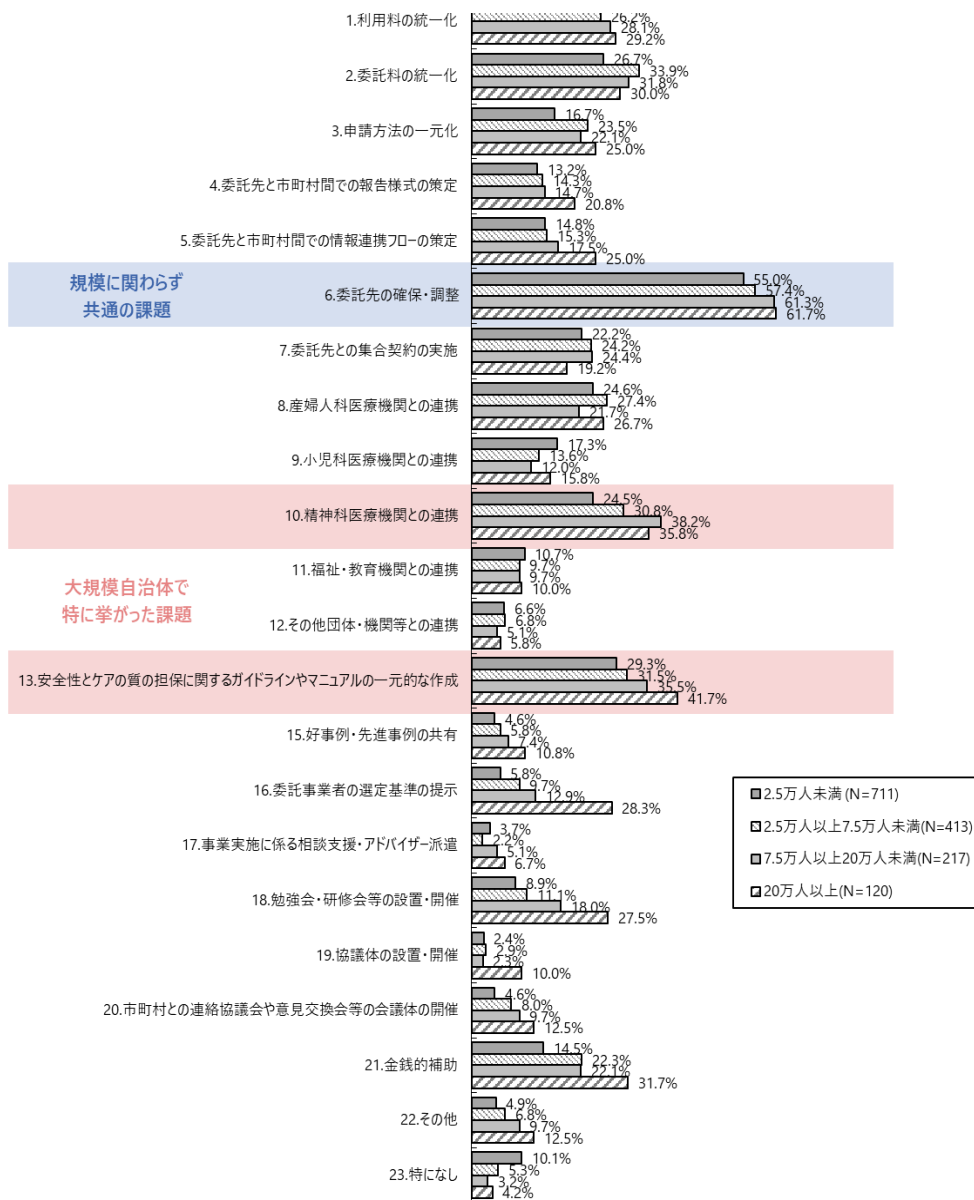
図表 80 質問 43 国に求める支援



(複数回答、N=1,453)

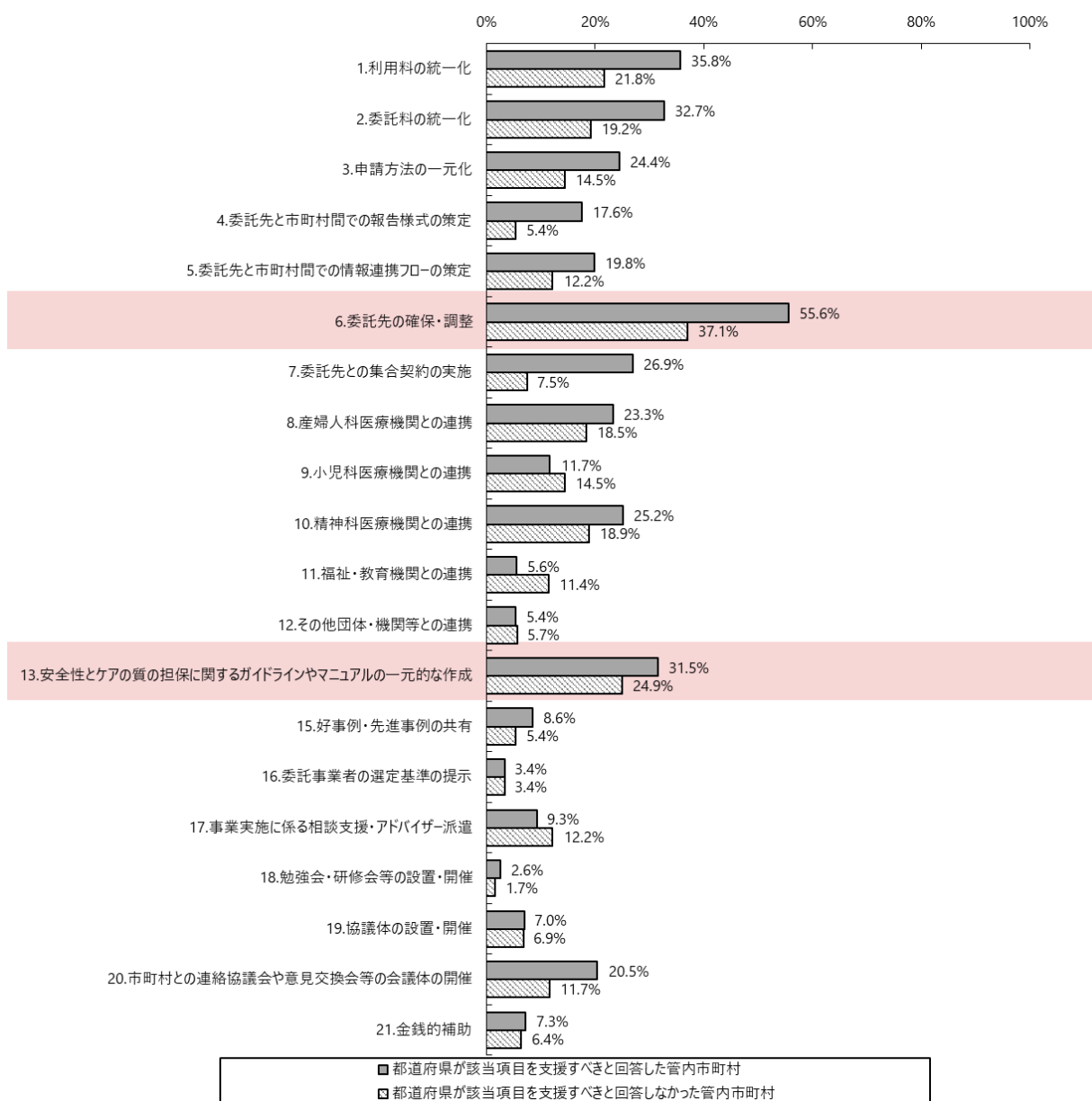
市町村における課題について人口規模別に見ると、市町村の規模に関わらず委託先の確保・調整が共通の課題となった。一方で、大規模市町村においてはマニュアルの作成と精神科医療機関との連携が課題として多く挙げられた。

図表 81 質問 43 人口規模別市町村における課題



都道府県が支援すべきと回答し市町村が課題として挙げた市町村数の割合と、都道府県が支援すべきと回答せず市町村が課題として挙げた課題について分析した。都道府県が市町村に支援すべき事項として選択しなかったケースにおいても、当該都道府県の管内において課題と捉える市町村が多かった項目としては、「委託先の確保・調整」が最多で37.1%、次いで「安全性とケアの質の担保に関するガイドラインやマニュアルの一元的な作成」が24.9%であった。

図表 82 質問 43 市町村における課題 (都道府県の課題認識別)

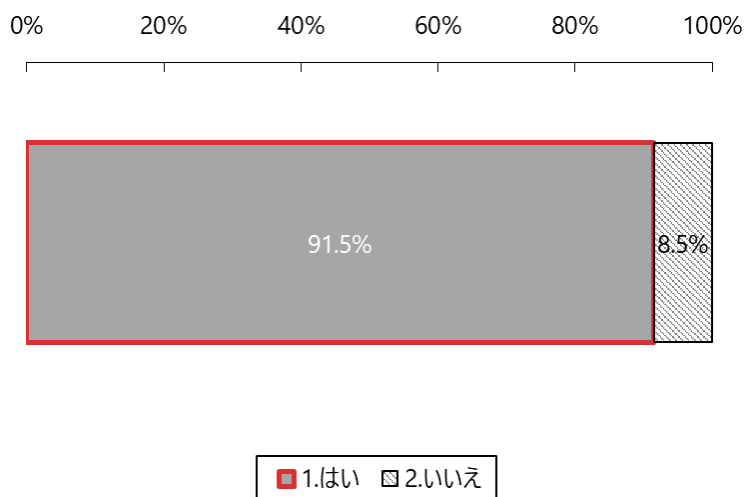


## 2-2 都道府県調査の集計結果

### (1) 都道府県として実施している支援

管内市町村のニーズを把握している割合は91.5%であった。

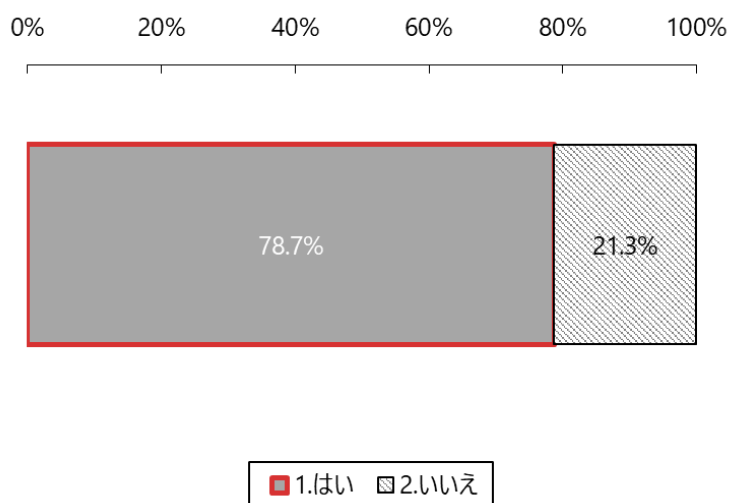
図表 83 質問5 管内市町村のニーズ把握有無



(N=47)

管内のニーズ把握のために管内市町村の産後ケア事業に係る調査・分析等を実施していると回答した割合は78.7%であった。

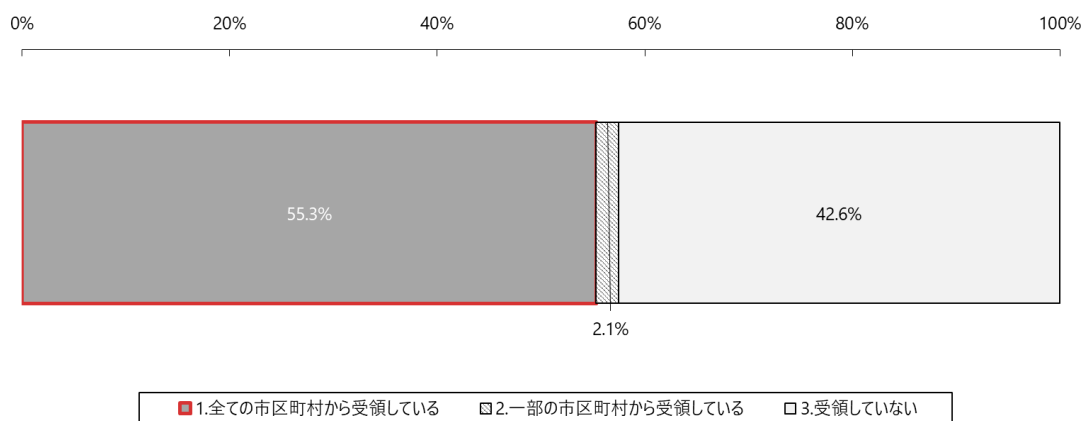
図表 84 質問6 産後ケア事業に係る調査分析の実施有無



(N=47)

管内市町村からの実績報告を受領している割合は「全ての市区町村から受領している」が最多で 55.3%、「一部の市区町村から受領している」は 2.1%であった。

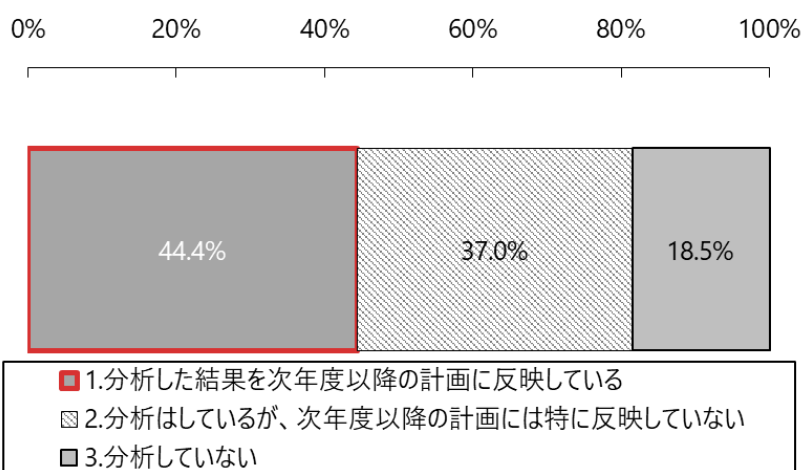
**図表 85 質問7 管内市町村からの実績報告の受領の有無**



(N=47)

「全ての市町村から受領している」「一部の市町村から受領している」と回答した都道府県について、実施状況の分析結果を次年度以降の都道府県事業計画へ反映していると回答した割合は 44.4%であった。一方で分析はしているが、反映していない都道府県も 37.0%見られた。

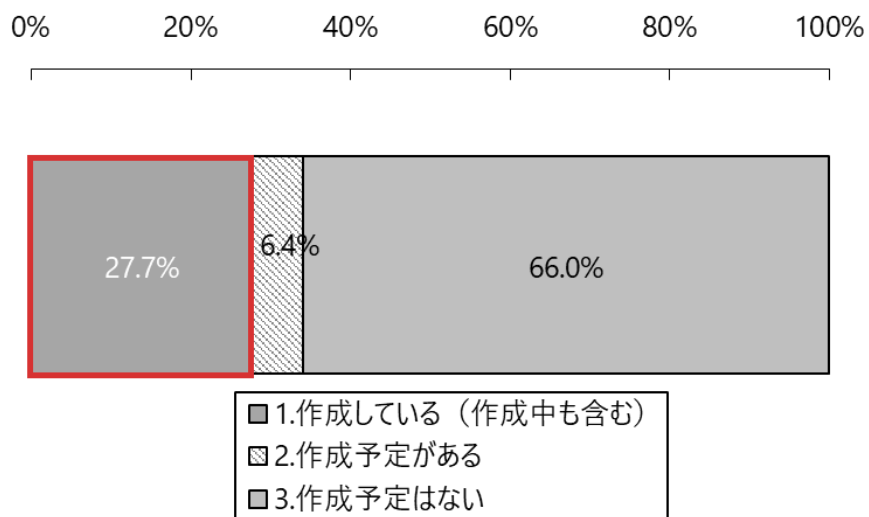
**図表 86 質問8 管内市町村の産後ケア事業の実施状況を把握し分析した結果について次年度以降の都道府県事業計画への反映有無**



(N=27)

都道府県としてマニュアルを作成している割合は27.7%であった。

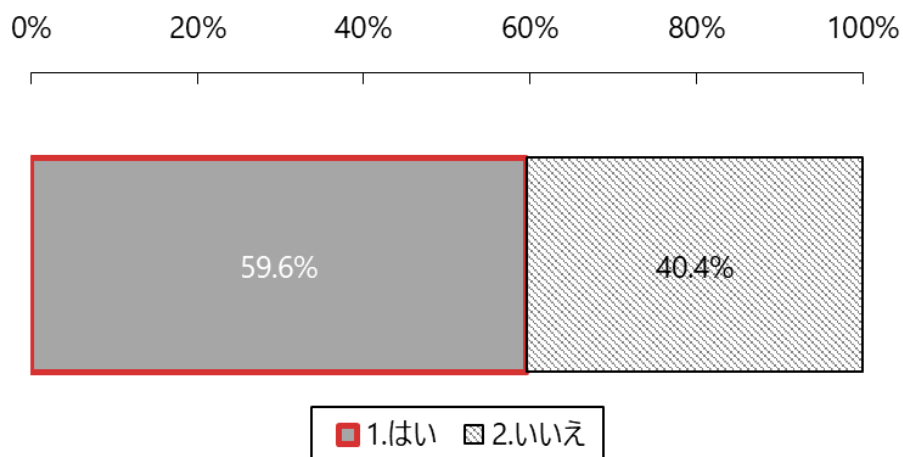
図表 87 質問 15 都道府県としてのマニュアル等の一元的な作成



(N=47)

広域連携体制を構築していると回答した都道府県の割合は59.6%であった。令和4年度調査においては、各類型いずれも20%以下の実施率であり、広域連携体制を構築している都道府県の割合の増加が見られた。

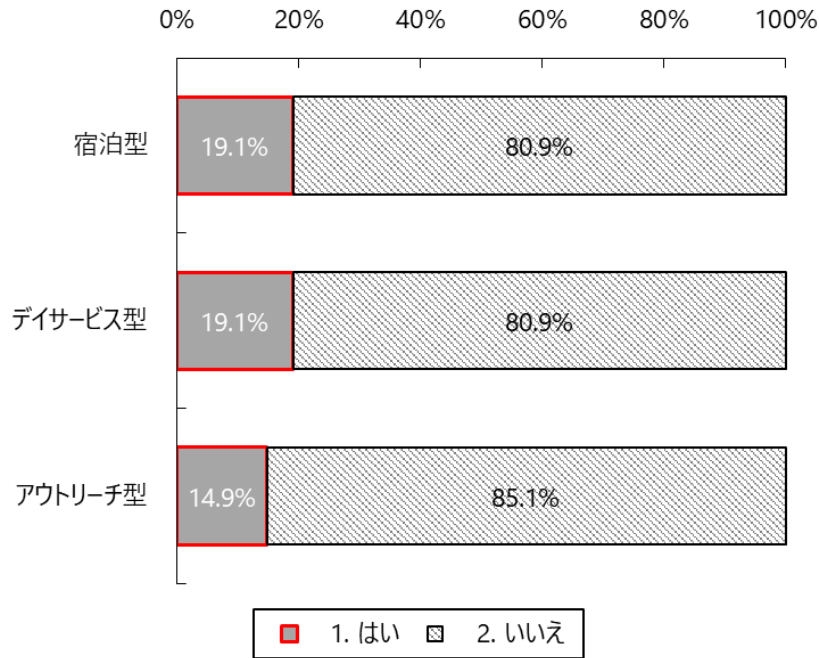
図表 88 質問 11 都道府県としての広域連携体制\*の構築



※本調査における「広域連携体制」とは、産後ケア事業が利用できるよう市町村を超えて連携する体制を指す

(N=47)

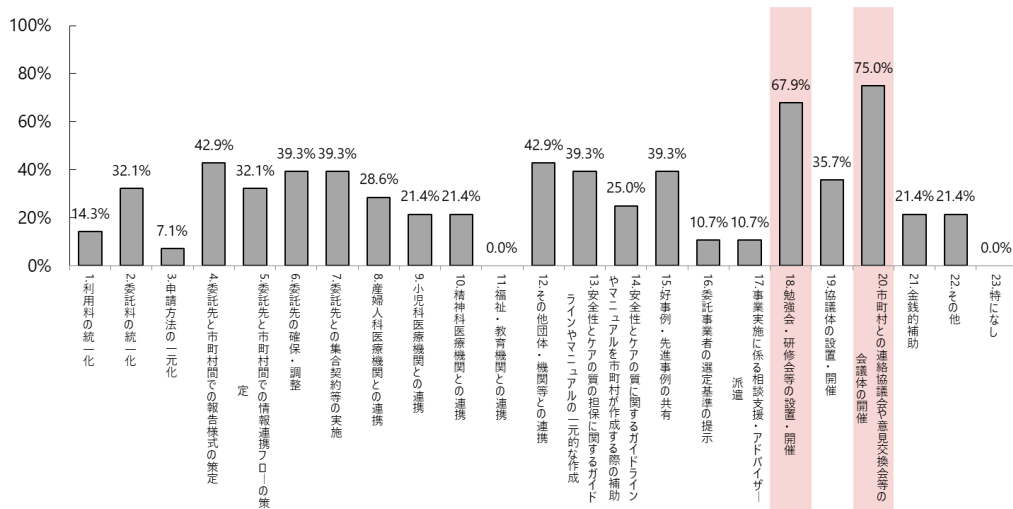
図表 89 (参考・令和4年度調査) 都道府県としての広域連携体制の構築



(N=47)

広域連携体制の構築にあたり、都道府県が実施した事項としては、「市町村との連絡協議会や意見交換会等の会議体の開催」が最多で75.0%であった。次いで勉強会・研修会等の設置・開催が67.9%と多かった。

図表 90 質問 12 広域連携体制の構築にあたり都道府県として実施した事項



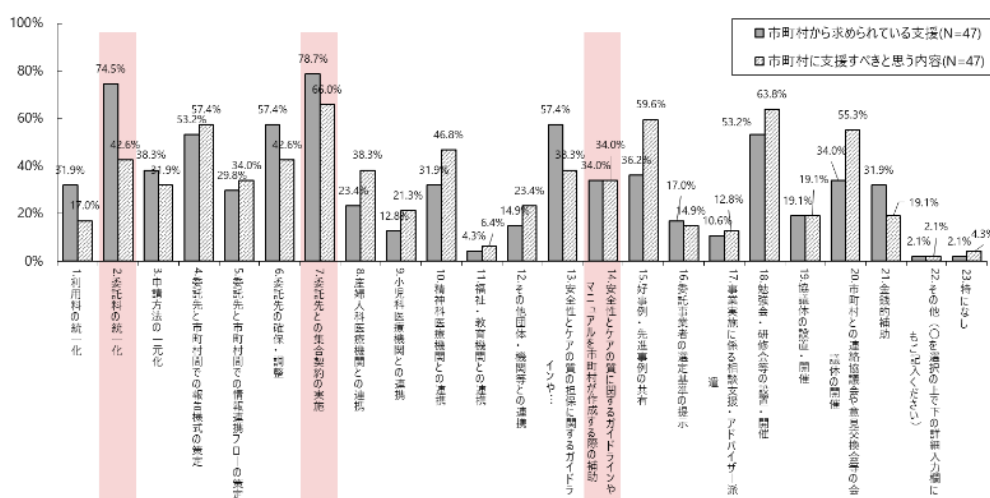
(複数回答、N=28)

(2) 市町村から求められる支援・市町村に支援すべきと思う内容

市町村から求められている支援は「委託先との集合契約の実施」が最多で78.7%、次いで「委託料の統一化」が74.5%であった。

支援すべきと思う内容は「委託先との集合契約の実施」が最多で66.0%であった。「安全性とケアの質に関するガイドラインやマニュアルを市町村が作成する際の補助」は34.0%であった。

図表 91 質問 16 市町村から求められている支援内容と、都道府県として市町村に支援すべきと思う内容



(複数回答)

## 第3章

### 好取組事例へのヒアリング調査

# 1. ヒアリング調査の概要

## 1-1 ヒアリング調査の概要

### (1) 調査対象

本調査研究では、アンケートの結果に鑑みて、特徴的な取組を行う自治体を抽出し、その取組内容について深掘りするためのヒアリングを実施した。

ヒアリングでは、産後ケア事業の実施主体である市町村において、体制構築やケアの質・安全性の担保、ユニバーサルなサービス提供の実現に向けてどのような取組を行っているかを把握することを目的とした。市町村のヒアリング対象の抽出においては、実施事業所の確保や周知広報の仕組み等体制整備の工夫、きょうだい児や里帰りをしている母子の利用等ユニバーサルサービスの提供、マニュアルの作成や評価指標の運用等安全性・質の担保に資する取組等について、アンケート上の回答が多い市町村を抽出した。

また市町村の体制構築を効果的に支援している事例を把握するために、都道府県もヒアリングの対象とした。都道府県のヒアリング対象の抽出においては、広域的な協議会の開催、関係機関との連携体制構築に資する支援、委託先の基準提示、自己負担額・委託料の統一、マニュアルのひな形の作成等の取組について、回答の多い都道府県を対象として抽出した。

抽出した自治体候補と、ヒアリング項目については、諮問会議の場で提示し、意見を諮ることで決定した。対象自治体との実施調整の結果、最終的に3都道府県、12市町村に対してヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の目的や対象に関する詳細は下記の通りである。

図表 92 ヒアリングの目的・抽出方法・対象

	ヒアリングの目的	ヒアリング先抽出の観点	ヒアリング先自治体
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制構築やケアの質・安全性の担保、ユニバーサルなサービス提供の実現に向けてどのような取組を行っているかを把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;体制整備&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施施設の確保/広域連携の実施</li> <li>専門職の配置状況</li> <li>周知広報の方法</li> <li>関係機関との情報連携</li> </ul> </li> <li>&lt;ユニバーサルサービスの提供&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>きょうだい児・多胎児の利用</li> <li>里帰り・配慮が必要な母子の利用</li> </ul> </li> <li>&lt;安全性・質の担保に資する取組&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>研修の実施</li> <li>評価指標の運用</li> <li>マニュアルの作成</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県奥州市</li> <li>福島県郡山市</li> <li>新潟県見附市</li> <li>長野県東御市</li> <li>東京都東久留米市</li> <li>京都府京都市</li> <li>三重県桑名市</li> <li>大阪府大阪市</li> <li>奈良県奈良市</li> <li>福岡県中間市</li> <li>福岡県久留米市</li> <li>沖縄県豊見城市</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の体制構築を効果的に支援している事例を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の設置/関係機関との連携体制構築支援</li> <li>委託先事業所の選定基準の提示</li> <li>委託料・自己負担額の統一</li> <li>マニュアルのひな形の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県</li> <li>兵庫県</li> <li>鳥取県</li> </ul>

## (2) 調査期間

令和7年12月23日から令和8年1月27日にかけて調査を実施した。

## (3) 調査内容

市町村に対しては産後ケア事業の実施体制、広域連携の構築状況、事業対象者の考え方、安全性・質の担保に資する取組を中心にヒアリングを実施した。

また都道府県に対しては市町村に提供している支援、マニュアルの作成状況を中心にヒアリングした。

具体的なヒアリング項目は下記のとおりである。

### 【市町村向けヒアリング項目】

1. 基本情報
  - ・ 産科医療機関数・助産所数
  - ・ 産後ケア事業を担当する保健師数/助産師数/その他専門職数
  - ・ 実施類型・未実施類型についての背景情報
  - ・ 実施事業所数・委託先数
  - ・ 利用実績・1日あたりの利用可能人数・事業実施頻度
  - ・ マニュアルや関連資料の提供・公開可否
2. 事業の実施体制
  - ・ 実施事業所の選定における基準/考え方
  - ・ 提供しているケアの内容
  - ・ 専門職の配置に関する基準・配置人数・専門職が常勤でない場合の配置における工夫
  - ・ 周知広報の方法
  - ・ 利用申請から実利用までの手続き
  - ・ 利用者に関する情報の連携
  - ・ 緊急時の実施事業所と医療機関の連携体制の整備
3. 広域連携体制の構築
  - ・ 広域連携体制の構築時期・きっかけ・構築主体・手法
  - ・ 自己負担額/委託料の統一・報告様式等の調整
  - ・ 広域連携体制構築における課題/困難
4. 事業対象者
  - ・ 対象者の要件
  - ・ きょうだい児の利用・多胎児の利用
  - ・ 里帰りしている母子の利用・手続きの方法
  - ・ 流産/死産等を経験された方・医療的ケア児/パートナー・養親・里親の利用

- ・ 今後のユニバーサル化に向けた方針
- 5. 安全性と質の担保に資する取組
  - ・ 研修の実施有無・対象者・実施頻度・内容
  - ・ 評価指標の内容・測定方法・分析活用状況
  - ・ マニュアルの作成主体・内容・周知方法・運用方法
- 6. 取組による効果・課題と求める支援
  - ・ 把握している事業効果
  - ・ 住民のニーズ・実施事業者のニーズ
  - ・ 事業実施上の課題
  - ・ 今後整備していきたいサービス
  - ・ 国・都道府県に求める支援

#### 【都道府県向けヒアリング項目】

1. 基本情報
  - ・ 人口・出生数・面積
  - ・ 産科医療機関数・助産所数
  - ・ 都道府県主体の運営施設の有無
  - ・ マニュアルや関連資料の提供・公開の可否
2. 都道府県として提供する支援
  - ・ 広域連携の構築時期・きっかけ
  - ・ 管内市町村の事業実施状況の把握
  - ・ 研修の実施有無・対象者・内容
  - ・ 市町村に対する委託先事業所選定基準の提示有無・選定基準の内容・運用方法
  - ・ 市町村・関係機関との会議体の設置
  - ・ 医療機関と市町村の連携体制構築支援
  - ・ 市町村における委託先事業所の確保に資する支援
  - ・ 集合契約の締結・統一した事項・調整上の工夫
3. マニュアルの作成
  - ・ 作成方法・検討主体
  - ・ 周知方法・市町村による活用状況
  - ・ マニュアル作成上の工夫・課題

4. 取組による効果・課題・求める支援
  - ・ 把握している事業効果
  - ・ 管内市町村のニーズ
  - ・ 都道府県としての課題
  - ・ 今後市町村に対して支援していくべきと考える事項
  - ・ 国に求める支援

## **1-2 ヒアリング調査の結果を踏まえた事例集の作成**

---

### **(1) 調査結果の整理**

本調査研究では、ヒアリングで調査した各自治体の取組を整理し、全国の自治体が産後ケア事業を実施する上で参照可能な事例集を作成した。

整理に当たっては、自治体における特徴的な取組だけでなく、背景や他の取組の状況も含めて自治体の産後ケア事業の状況を全般的に把握できるような事例集を作成することを目的とした。そのため、自治体ごとに個票を作成し、行っている工夫や取組を観点別に整理して記載した。

### **(2) 事例集の構成**

事例集を作成する上では、自治体の個票だけでなく、概要ページとして事例集の位置づけ、各自治体の事例の要旨、トピックごとの取組状況と、各自治体の記載事項一覧を、併せて作成し、読者の読みやすさに配慮した事例集となるように構成した。

なお、事例集の詳細については、別冊の事例集を参照されたい。

# 第4章

## 総括

## 1. 総括

### 1-1 現状と自治体が抱える課題

---

本調査研究を通じて、市町村における産後ケア事業の実施率は短期入所（ショートステイ）型で 85.8%、通所（デイサービス）型で 88.9%、居宅訪問（アウトリーチ）型で 80.6%と、いずれの事業類型においても令和 4 年度調査に比して向上していることが分かった。特に 3 類型すべてを実施している市町村の割合は、令和 4 年度調査において 32.0%であったのに対し、本調査では 66.4%となっており、自治体において産後ケア事業の取組が推進されていることが伺える。

一方で、産後ケア事業の実施に際して、実施主体である市町村において様々な課題があることも浮き彫りになった。本調査研究では、(1)産後ケア事業の体制整備、(2)ユニバーサルサービスの提供、(3)安全性・質の担保の観点で、現状と課題について以下の通り整理を行った。

図表 93 自治体における産後ケア事業の現状と課題

1 産後ケア事業の体制整備	2 ユニバーサルサービスの提供	3 安全性・質の担保
<p>✓ <b>委託先の確保・拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が抱える課題として最も多く挙げたのは委託先の確保・調整である。</li> <li>特に産科医療機関・助産所以外の事業所に対する委託を行っている市町村は少なく、限られた資源での体制構築にとどまっていると推察される。</li> <li>広域連携の実施率拡大に伴い、産後ケア事業の実施状況も各類型で60%を超えている一方、一部地域では特定の施設に周辺市町村も含めた利用が集中し、近隣市町村と限られたキャパシティを取りあっている状況が生じていることが、ヒアリング調査を行う中で分かった。</li> </ul> <p>✓ <b>委託料・自己負担額の調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連携体制を構築していない理由として委託料・自己負担額の調整が困難と回答した割合が50%程度であった。</li> <li>特に自己負担額は同一自治体においても施設ごとに異なる等、調整が難しい状況である。</li> <li>事業者間や複数自治体間で調整して委託料・事項負担額を統一する上では、基準となる数値や根拠をどのように設定するかが課題となっていた。</li> </ul> <p>✓ <b>精神科医療機関との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村において精神科医療機関との連携を課題に挙げた割合は29.2%であった。また都道府県に求める支援として精神科医療機関との連携を挙げた割合についても29.1%と、一定数存在することが分かった。</li> </ul> <p>✓ <b>財政的負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金銭的負担を課題に挙げている市町村が多く、特に大規模自治体においては割合が大き。一部の市町村では利用者数増加に伴い市町村負担が課題となっている状況が示唆された。</li> </ul>	<p>✓ <b>月齢による制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産後ケア事業の対象者に制限を設けていると回答した市町村が43.2%であり、その内月齢を要件とすると回答した割合が52.5%であった。</li> <li>またヒアリングを通じ、事業要件としては対象月齢の制限がない市町村であっても、ショートステイ型やデイサービス型の実施事業所側の都合により、実態として生後3~6か月程度を基準に受入制限を行っている場合があることがわかった。</li> <li>月齢で制限を行う主な要因としては、ベッドや部屋の安全対策などの設備面での対応の難しさ、人員配置上の問題、感染症対策上の制限等といった施設側の安全面の懸念が挙げられた。事業所側に対象を1歳未満まで引き上げる交渉を行うことは困難と答えている市町村が多かった。</li> </ul> <p>✓ <b>特別な配慮が必要な方の利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他市に里帰りしている者の産後ケアの利用を助成している割合について、大規模市町村ほど小さいことが明らかとなった。</li> <li>他市に住民票がある者の里帰り時に、産後ケア事業の利用を受け入れられない市町村の理由として、料金が統一されていないため事務手続きや連携が煩雑との声が多く挙がっていた。</li> <li>流産や死産等を経験された方が利用可能な施設数がわかからないという市町村が、各類型半数程度存在する。</li> <li>ヒアリングを通じて、実態としては流産や死産等を経験された方が利用されるケースは未だ少ないことが分かった。他の母子がいる医療機関等での実施は難しく、個別対応が必要といった自治体の意見も挙がっていた。</li> </ul>	<p>✓ <b>ケアの内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリングにおいて、一部の市町村では、ケアの内容（オブションサービス等）や時間、料金など、近隣市町村と提供するサービスに違いがあることで、利用者の不満につながっているとの意見が見られた。市町村の提供するサービスの認識と利用者側の期待するケアに違いが生じた際に不満につながる可能性がある。</li> </ul> <p>✓ <b>産後ケア事業の事業評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の質を測る上で何らかの評価指標を設定している市町村は31.5%に留まった。また評価指標の内容としても利用率以外の項目はいずれもあまり多くない。産後ケア事業の継続・拡充・質の担保のためには利用率のほか、利用者の満足度や、不安や悩みの軽減など、定期的に事業を評価し、より効果的な支援に向けて運営を見直していくことが期待されている。</li> </ul> <p>✓ <b>安全・質の担保に資するマニュアルの作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルを作成する予定が無い市町村が38.8%であり、その理由としては国のガイドラインで対応している自治体が多かった。</li> <li>またヒアリングの結果、マニュアルを作成している自治体においては、既存の実施要綱や国のガイドラインを引用し使用している事例も見られた。</li> </ul>

※赤字は要点

本事業を通じて把握できた現状と課題

## (1) 産後ケア事業の体制整備に係る課題

### ＜委託先の確保・拡大＞

本調査研究において令和4年度調査に比して産後ケア事業の実施率が向上した要因の一つとして、広域連携の実施拡大が考えられる。広域連携体制について、令和4年度調査では構築していると回答した市町村は各類型で約30%程度であったが、本調査では各類型で約50%程度となっていた。一方でヒアリング調査を通じ、こうした広域連携の拡大に伴い、他市町村の実施事業所との契約が進んだことで、一部地域では特定の実施事業所に周辺市町村の住民の利用が集中してしまい、その結果当該実施事業所の限られたキャパシティを近隣市町村間で取り合っているような状況が発生しているケースもあるということが分かった。

産後ケア事業の実施に際して市町村が抱える課題として、委託先の確保・調整が57.2%と最も多く挙がっていた。また人口規模別に見ても、規模に関わらず委託先の確保・調整が最も多く挙がっており、共通の課題となっている。

事業実施事業所について、短期入所（ショートステイ）型・通所（デイサービス）型では80%以上の市町村が1箇所以上の産科医療機関で実施していた。また全ての類型で、50%以上の市町村が1箇所以上の助産所で事業を実施していた。一方で、小児科医療機関、市町村設営の専門施設、保健センター等の公的施設、その他ホテル・旅館等においては、いずれの類型においても80%以上の市町村で、実施事業所が1施設もないと回答されており、産科医療機関や助産所中心での体制構築に留まっていると推察される。

### ＜委託料・自己負担額の調整＞

広域連携体制を構築していない市町村について、その理由としては委託料・自己負担額の調整が困難であると回答した割合が各類型約50%で最も多くなっていた。また市町村が産後ケア事業の実施に関して都道府県に求める支援として、委託料の統一化が49.9%と2番目に多かった。

ヒアリング調査を行う中でも、特に自己負担額の設定については、同一市町村内でも実施事業所により設定が異なる等複雑な状態となっており、統一に向けた調整が難しいということが分かった。

複数事業所や複数市町村間で調整して委託料や自己負担額を調整する上では、基準となる数値やその根拠をどのように設定するかが課題となると推察される。

### ＜精神科医療機関との連携＞

市町村において精神科医療機関との連携を課題に挙げた割合は29.2%であった。また都道府県に求める支援として精神科医療機関との連携を挙げた割合についても29.1%と、一定数存在することが分かった。

### ＜財政的負担＞

市町村が国に求める支援として、金銭的補助が 62.6%と最も多く挙がっていた。また市町村が抱える課題について、金銭的補助を挙げる市町村が多く、人口規模別に見ると大規模市町村ほど割合が多くなっていた。

ヒアリング調査においても、令和7年度より都道府県負担が導入され、市町村の負担が4分の1になったものの、一部の市町村では昨今の産後ケア事業の利用者数の増加に伴い財政的な負担が継続して課題となっているケースもあることが分かった。

## **(2) ユニバーサルサービスの提供に係る課題**

### ＜月齢による制限＞

産後ケア事業の対象者について、制限を設けていると回答した市町村は 43.2%であった。制限の内容について、月齢を要件としている（1歳までを対象としていない）と回答した割合が 52.6%であった。産後ケア事業はユニバーサルサービスであるとされているものの、実際には月齢によって支援を必要とする母子にサービスが提供されていない可能性があることが示唆された。

またヒアリング調査を通じ、市町村の事業要件として対象月齢の制限を設けていない場合でも、実施事業所側の状況により一定の月齢で受入を制限しているケースがあることが分かった。実施事業所側で月齢により受入を制限する主な要因としては、児が利用するベッドのサイズや部屋の安全対策等の設備面での対応の難しさ、人員配置上の問題、感染症対策といった安全面の懸念が挙げられた。そのため、実施事業所側に対象を1歳未満まで引き上げる交渉を行うことは困難と考えている市町村が多かった。

### ＜特別な配慮が必要な方の利用＞

他市町村に里帰りしている母子の産後ケア事業の利用に際して、住民票所在地市町村として助成の対象としている割合は、34.6%であった。また人口規模別に見ると大規模市町村ほど低くなっていた。また他市に住民票がある者が自市町村に里帰りしているケースにおいて、産後ケア事業の利用を受け入れていると回答した市町村は各類型 20%程度であった。利用を受け入れていないと回答した市町村について、主な理由として市町村によって料金が統一されておらず、事務手続きや調整が煩雑であることが挙げられていた。

流産や死産等を経験された方が利用可能な実施事業所数について、不明であると回答した市町村が各類型 40%~50%程度であった。同様に、医療的ケア児・その他特別な配慮が必要となる児の利用可能な実施事業所についても、不明であると回答した市町村がいずれの類型でも 50%以上であった。

ヒアリング調査においては、流産や死産等を経験された方の利用可能な実施事業所がある場合でも、当該住民の実利用につながったケースは少ないことが分かった。また市町村からは、他の母子も利用している医療機関でケアを受けることは本人の心理的に困難である

ため、個別対応が求められるといった意見も挙がった。

### (3) 安全性・質の担保に係る課題

#### <ケアの内容>

産後ケア事業で実施するケアの内容については、産後ケア事業ガイドラインや産後ケア事業実施要綱<sup>\*</sup>において具体的内容が示されている。ヒアリング調査においては、実際に提供するケアの内容（特にオプションサービス）や自己負担額、提供時間等、近隣市町村で提供されるサービスとの違いにより、住民の不満につながる場合があることが分かった。

特に、産後ケア事業において休息を望む利用者が多くおり、利用者の求めているサービスの認識と市町村が提供するケアの内容の違いが生じた際に不満につながりやすいと推察される。

※産後ケア事業実施要綱(令和7年3月26日)

#### <産後ケア事業の事業評価>

産後ケア事業について評価指標を設定していない市町村が 68.5%であった。また評価指標を設定している市町村において、設定している項目について、事業の利用率と回答した市町村は 90.1%であった。一方で利用率以外の指標については、いずれの指標も設定していると回答した市町村が 25%以下に留まった。産後ケア事業の継続・拡充、質の担保のためには利用率のほか、利用者の満足度や、不安や悩みの軽減など、定期的に事業を評価し、より効果的な支援に向けて運営を見直していくことが期待されている。

#### <安全・質の担保に資するマニュアルの作成>

令和6年度のガイドラインの改定により、市町村においては安全に関する留意事項やケアの質を保つためのマニュアルを作成することが示された。一方で本調査においては、市町村としてマニュアルを作成する予定が無いと回答した市町村が 38.8%存在していた。またマニュアルを作成する予定がない理由について、人口規模別に見ても、規模に関わらず国のガイドラインで対応しているためという回答が最も多く挙がっており、マニュアルを作成する必要性が市町村に浸透していないことが推察される。

またヒアリング調査では、マニュアルを作成している市町村を中心にヒアリングを実施したが、実態として既存の実施要綱や国のガイドラインを用いてマニュアルとしているケースも見られ、マニュアルの定義や作成方法にもばらつきがみられることが分かった。

## 1-2 課題解決の方向性

これまで市町村における産後ケア事業の現状と課題について述べてきたが、ヒアリングを実施した市町村の取組等から、課題の解決に向けて市町村・都道府県でとり得る取組の方向性について以下に示す。

図表 94 課題解決に向けて市町村・都道府県がとり得る取組の方向性

1	2	3
<p><b>産後ケア事業の体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産科医療機関、助産所以外の施設を活用した事業展開           <ul style="list-style-type: none"> <li>小児科医療機関や専門職の配置されている認可保育所等との契約拡大により、実施事業所数の拡大だけでなく月齢の高い児の受入の課題解決にもつながるのではないか。</li> <li>市町村内の医療資源などの状況によっては、医療機関等以外の既存施設（旅館やホテル等）を事業提供場所として活用し、専門職を配置して事業を実施することも含めて実施事業所の確保を検討することも考えられる。</li> </ul> </li> <li>都道府県による広域支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県には委託科・自己負担額の調整や、契約締結・様式の統一等、市町村に対する広域支援が期待されている。また、市町村で課題に繋がっている、精神科医療機関との連携についても、都道府県として調整を支援することが求められている。</li> <li>ヒアリングを通じ、特に協議の場を設置し、各市町村の契約全額を分析、委託科・自己負担額の統一に向けて各ステークホルダーが納得できるような調整の提案等、都道府県が主導しながら管内の市町村の体制整備を進めていくことが期待されている。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>ユニバーサルサービスの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アウトリーチ型の実施も含んだ事業展開の検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の居宅で行うアウトリーチ型の産後ケア事業においては、施設設備の制約もなく、また月齢の高い児に対応でき、さらにはよき見守りや家族など家庭の状況も踏まえた相談・指導が実施可能なメリットがある。</li> <li>個別での対応が求められる流産・死産等を経験された方への活用も検討していくことが考えられる。</li> </ul> </li> <li>市町村が実施する母子保健に関する事業も含めた支援の方向性の検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>産後ケア事業や訪問事業等、市町村内の他の母子保健事業等と組み合わせ、ユニバーサルサービスを実現するための体制を構築することも検討すべきではないか。</li> <li>流産や死産等を経験された方等が利用可能な体制構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>産後ケア事業の実施事業所との契約時に、流産・死産等を経験された方が利用可能な体制をとっているかという観点も確認し、市町村として利用可能施設一覧をホームページ上等で公開しておくことで、周知につながるが、利用促進が期待できるのではないかと。</li> <li>利用においては、利用者の心理的負担・ニーズを把握し、申請様式の記載の調整や、他利用者の機子が目に入らないような工夫等、適切な配慮が実施できる体制を整えていく必要がある。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p><b>安全性・質の担保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な会議体の設置、ケアの内容の共有等           <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県主導の協議会等を設置し、産後ケア事業の提供に関する考え方の共有や、産後ケア事業で行われるケアについての研修の実施等、管内市町村間での理解を深めていくことも考えられる。</li> <li>また事業の趣旨やケアの内容については利用者に対して明確に案内し、事前に現場の課題を避けることが重要となる。情報発信の方法としては、産後ケア事業のチラシやホームページなどで周知を行うことや、利用者のニーズによっては母子保健分野の関連事業を案内する等が考えられる。</li> </ul> </li> <li>産後ケア事業の事業評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の満足度等を実施事業所別に比較し、満足度に課題のある事業所には結果を共有する他、ケアの内容や予約の方法等、利用者の声として多く挙がった意見について、事業所との会議において検討する他、産後ケア事業実施事業者向け研修のテーマとして検討するなど取組により質の向上につなげることが重要。</li> </ul> </li> <li>市町村におけるマニュアル作成の促進等           <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリングを実施した一部市町村では、事業所が満たすべき安全に関する基準を作成し、契約時に報告等で確認することで委託先の質を担保するという取組がなされていた。</li> <li>都道府県では、委託先事業所選定基準を整理し、市町村に展開しているケースも見られており、このような都道府県による基準の作成支援も考えられる。</li> <li>管内市町村の担当者や関連団体の有識者等を集めた協議会で、県として記載すべき項目を議論し、管内市町村が活用できるマニュアルのひな形を提示しているケースもあり、このような支援も考えられる。</li> </ul> </li> </ul>

※青字は要点

想定される解決の方向性

## (1) 産後ケア事業の体制整備における取組

### ＜産科医療機関・助産所以外の施設を活用した事業展開＞

多くの市町村では産科医療機関・助産所に委託して産後ケア事業を実施しているが、産後ケア事業の利用率が拡大している中、小児科医療機関や看護職の配置されている認可保育園等と契約することにより実施事業所数の確保・拡大を行っていくことも考えられる。また小児科医療機関や認可保育園等において産後ケア事業を実施することにより、月齢の高い児の受入も期待できる。

なお、市町村の医療資源等の状況によっては、人員配置や施設・設備、緊急時のマニュアルの整備など安全性を担保した上で医療機関等以外の既存施設（旅館やホテル等）を事業提供場所として活用している市町村も見られた。

### ＜都道府県による広域支援＞

調査結果から都道府県における広域連携の実施率が向上していることがわかった。管内市町村と実施事業所との集合契約を行う上では、委託料・自己負担額の調整や、契約締結・様式の統一等が、都道府県に求められており、ヒアリングを実施した市町村でも都道府県に対し広域調整を期待する意見が聞かれた。また、市町村で課題に挙がっている、精神科医療機関との連携についても、都道府県として調整を支援することが求められている。

都道府県による広域調整においては、特に協議の場を設置し、各市町村の契約金額を分析、委託料・自己負担額の統一に向けて各ステークホルダーが納得できるような調整の提案等、都道府県が主導しながら管内の市町村の体制整備を進めていくことが期待されている。

## (2) ユニバーサルサービスの提供に資する取組

### ＜アウトリーチ型の実施を含んだ事業展開の検討＞

ヒアリングを実施した市町村においては、市民のアウトリーチ型の利用に関するニーズを捉え、アウトリーチ型の開始や、契約事業所数、利用回数等の拡大に取り組んでいる例も見られた。利用者の居宅でケアを提供するアウトリーチ型による産後ケア事業を展開することで、施設設備の制約から解放され月齢の高い児にも対応することが可能になるのではないかと。またアウトリーチ型によるケアでは、きょうだい児や家族など家庭の状況も踏まえた相談・指導の実施が可能になる他、個別対応が求められる流産や死産等を経験した方へのアプローチにもつながる可能性が示唆される。

### ＜市町村が実施する母子保健に関する事業も含めた支援の方向性の検討＞

産後ケア事業の他にも、出産後の母子が活用できる母子保健に関する事業が各市町村で整備されている。例えば、ヒアリングを実施した市町村の中には、利用者のニーズによっては市町村で実施している一時的に児を預かる事業を案内している例や、また産後ケア事業の実施事業所の月齢制限により利用が制限される母子に対して、同月齢でも利用可能な育

児の伴走支援を行う訪問事業を組み合わせることで切れ目のない支援の提供に繋がっている例等が見られた。ユニバーサルサービスの実現に向けてはこうした支援体制の構築についても検討するべきと考えられる。

#### ＜流産や死産等を経験された方等が利用可能な体制構築＞

流産や死産等を経験された方の利用については、例えば、産後ケア事業の実施事業所との契約時に、流産や死産等を経験された方が利用可能な体制をとっているかという観点も確認し、市町村として利用可能施設一覧をホームページ上等で公開しておくことで、周知につながり、利用促進が期待できるのではないかと考えられる。

また、流産や死産等を経験された方が利用される場合においては、適切な配慮が実施できる体制を整えておくことが重要である。例えば、申請様式の記載について、児の記載を省略する等の調整や、利用施設において他の利用者の様子が目に入らないような工夫等、利用者の心理的な負担・ニーズに配慮することが考えられる。

### **(3) 安全性・質の担保に向けた取組**

#### ＜広域的な会議体の設置、ケアの内容の共有等＞

近隣市町村とのケアの内容の違いについては、例えば、都道府県等が主導して設置した協議会において、産後ケア事業の提供に関する考え方の共有や、産後ケア事業で行われるケアについての研修の実施等、管内市町村間での理解を深めていくことが考えられる。

また、産後ケア事業で提供されるケアの内容について、各市町村において、提供されるサービスの内容を事前に利用者に対して周知し、事業内容について十分理解を得た上で利用をしてもらうことが重要である。情報発信の方法としては、産後ケア事業のチラシやホームページなどで周知を行うことや、利用者のニーズによっては母子保健分野の関連事業を案内する等が考えられる。

#### ＜産後ケア事業の事業評価＞

ヒアリングを行った市町村の多くで、利用者アンケートが実施されていた。アンケートの実施により、利用率だけではなく利用者の満足度等、事業の質に関する評価も可能となる。一方で、アンケート結果を分析し、そのデータを活用し事業の改善の取組まで実施できているケースはヒアリングを実施した市町村の中でも限られていた。市町村として事業の質を把握するだけでなく、その結果を活用して質の向上に取り組んでいくことが期待されている。アンケート分析の具体例として、ヒアリングを実施した市町村では、利用者の満足度等を実施事業所別に比較し、満足度に課題のある事業所には結果を共有し、サービスの改善につなげるという例や、ケアの内容や予約の方法等、アンケートの結果利用者の声として多く挙げられた意見について、事業所との会議において議題に上げる、あるいは産後ケア事業実施者向け研修のテーマ検討につなげる等の活用例が見られた。

#### ＜市町村におけるマニュアル作成の促進等＞

ガイドラインにおいては、安全管理やケアの内容に関するマニュアルを作成することが市町村に求められている。アンケート調査では、マニュアルを作成する予定がなく国のガイドラインで対応している市町村も見られた。ヒアリングを実施した市町村では国のガイドラインを参考に、既存の実施要綱を活用しながら、ガイドラインの内容に加えて管内事業所のサービスの実態や産後ケア事業実施者等の意見も踏まえ、より具体的に対応方法や実施事項等をマニュアル内で規定している例もあった。また、一部都道府県では管内市町村の担当者や関連団体の有識者等を集めた協議会で都道府県として記載すべき項目を議論し、管内市町村が活用できる都道府県としてのマニュアルのひな形を提示しているケースもあり、このような都道府県による支援も考えられる。

さらに、ヒアリングを実施した一部市町村では独自に事業所が満たすべき安全に関する基準を作成し、事業所との契約時に視察等を行い確認することで委託先の質を担保するという取組がなされていた。ヒアリングを実施した都道府県では、管内市町村で活用できる委託先事業所選定基準を整理し、市町村に展開しているケースもあり、このような都道府県による基準の作成、市町村への展開という支援も考えられる。

### 1-3 総括

---

本調査研究では、令和 4 年度の調査研究結果に比して、市町村における産後ケアの実施率が向上していることが分かった。また、事業の実施においては、実施事業所の確保・拡大と、事業の安全性・質の担保を並行して行うことが各市町村に求められている。

特に、マニュアルについて、令和 6 年度のガイドラインの改定により、市町村において作成する必要性が明記されたものの、現状作成予定のない市町村も存在することが分かった。マニュアルにおいては、事故防止・安全対策や児を預かる際の留意点、緊急時の対応体制、事業実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応、重大事故発生時の対応など安全に関する内容が多く記載されることが期待される。安全で質の高いケアを提供するためにも、改めて市町村に対してマニュアルの作成を促していく必要があると考えられる。

今回事例集を作成する中で、市町村・都道府県がとり得る課題解決の方向性について、1-2 に記載の通り、具体的な事例と併せて示してきた。特に委託料の調整や、市町村が参照できるマニュアルのひな形・参考事例の提示等、広域的な調整が必要な事項については、本事業の事例集を参考にしながら、対応を検討していくことが期待される。

また国においても、引き続き市町村の産後ケア事業に対する補助等の財政的支援や、マニュアルや安全対策に関する参考事例の提示、その他市町村並びに都道府県の産後ケア事業に関する取組の支援等を検討することが期待される。

参考資料① 都道府県調査  
アンケート調査票

産後ケア事業の実施状況に係るアンケート 都道府県調査票

※グレーに変更されたセルは記入不要です。

現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6、質問7、質問8、質問9、質問10、質問11、質問12、質問15、質問16、質問17、質問18、質問19、連絡先が未回答です。

自治体の基本情報についてお答え下さい

※回答 質問1 都道府県名をお答えください。 

質問1 都道府県	プルダウンで表示されない場合は、こちらにご記入ください
----------	-----------------------------

※回答 質問2 人口・年間出生数・出生率をお答えください。(市町7月末日時点) 

質問2 都道府県	自治体または内管が滞っている場合、こちらにご記入ください
----------	------------------------------

人口	
出生数	
出生率 ※1,000人当たりの出生数	

※回答 質問3 都道府県内における産科医療機関・産産所の数と、そのうち分娩取り扱い施設をお答えください。(市町7月末日時点)

質問3 都道府県	
産科医療機関数	
内、分娩取り扱い施設数	
産産所数	
内、分娩取り扱い施設数	

※回答 質問4 子ども・子育て支援法に基づき都道府県事業計画において、産後ケア事業に関する項目を規定していますが、子ども・子育て支援法の附則(第5条)で都道府県子ども・子育て支援事業実施計画において、「都道府県は、事業計画に照して、五年間一層とする教育・保育及び幼児子ども・子育て支援事業の確保その他の事項」をその他の法に基づき策定する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業実施計画」という。本票の欄とする。)、決定している。その場この法に基づき策定する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業実施計画」という。本票の欄とする。)、決定している。

質問4 都道府県	
----------	--

1 決定している  
2 決定していない

新選府民として回答する支那についてお答え下さい。

※以下、特に指定がない場合、令和7年度最新の状態をもとにお答えください。

※回答 質問5 管内市町村のニーズを把握していますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

質問5 回答欄
---------

※回答 質問6 管内のニーズ把握のために管内市町村の意識アセスメント調査・分析等を実施していますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

質問6 回答欄
---------

※回答 質問7 新選府民として、管内市町村からの実績報告も実施していますか。

- 1 全ての市町村から実施している
- 2 一部の市町村から実施している
- 3 実施していない

質問7 回答欄
---------

※回答 質問8 質問7で、「1 全ての市町村から実施している」/「2 一部の市町村から実施している」と回答した場合は、

管内市町村の意識アセスメント調査の結果を分析した結果も、次年度以降の意識アセスメント調査(委託先の広域的な調査等)に反映させていますか。

- 1 分析した結果も次年度以降の計画に反映している
- 2 分析はしているが、次年度以降の計画には特に反映していない
- 3 分析していない

質問8 回答欄
---------

自治体の基本情報についてお答え下さい。

※回答 質問9 新選府民が主体となって意識アセスメント調査の運営や役割を行っていますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

質問9 回答欄
---------

※回答 質問10 質問9で、「1 はい」と回答した場合は、具体的な意識アセスメント調査の名称をお答えください。

質問10 回答欄
----------

※回答 質問11 新選府民として、広域連携体制(※)を構築していますか。

(※)本調査における「広域連携体制」とは、意識アセスメント調査が利用できるよう市町村を越えて連携する体制を指します。

- 1 はい
- 2 いいえ

質問11 回答欄
----------

質問11で、「1はい」と回答した場合は、広域連携体制の構築にあたり、新運営所として実施した項目について当てはまるものすべてをお答えください。  
質問12 回答欄

1. 利用料の統一化	
2. 委託料の統一化	
3. 申請方法の一元化	
4. 委託先と市町村間での報告様式の統一化	
5. 委託先と市町村間での情報連携フローの統一化	
6. 委託先の確保・増強	
7. 委託先との総合長約書の実施	
8. 連携人材確保機関との連携	
9. 小児科医療機関との連携	
10. 精神科医療機関との連携	
11. 福祉・教育機関との連携	
12. その他団体・機関等との連携	
13. 安全性とケアの質の担保に関するガイドラインやマニュアルの一元的な作成	
14. 安全性とケアの質に関するガイドラインやマニュアルを市町村が作成する際の補助	
15. 対策例・先進事例の共有	
16. 委託事業者の選定基準の提示	
17. 専業実施に係る相談支援・アドバイザー派遣	
18. 財団法人・研究会等の設置・開催	
19. 協働体の設置・開催	
20. 市町村との連絡協議会や意見交換会等の会連体の開催	
21. 金銭的補助	
22. その他(○)を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください	
23. 特になし	

「22. その他」について詳細を記述してください

質問12で、「18 財団法人・研究会等の設置・開催」を選んだ場合に伺います。研修の回数と日数、対象人数をお答えください。  
※令和6年度での研修の回数をご回答ください。研修を実施していない場合は0とご記入ください。  
※年度で1回以上研修を実施している場合、研修の日数や対象人数についてもご回答ください。  
※研修の日数や対象人数については研修1回あたりの平均値をご回答ください。  
※日数については、1日あたりの実施時間(何時間でも)1日とカウントしてください。  
※その他に関して、該当する欄がない場合は空欄で構いません。

質問13 回答欄		
1. 研修を行う回数(年間)	2. 研修の実施日数(研修1回あたり)	3. 研修の対象人数(研修1回あたり)
1. 市町村の強健助産		
2. 市町村の事務職員等		
3. 産後ケア事業を実施する助産師等		
4. その他(具体的な職種は下欄に記載)		
「4. その他」について具体的な職種を記述してください		

回答欄 質問14

質問12で、「16.委託事業者の選定基準の提示」を選んだ場合と同じです。具体的にどのような構成を示しているか記載してください。

質問14 回答欄

未回答 質問15

新選府県として、連携ケア事業に係るマニュアル等を作成していますか。

- 1.作成している(作成中も含む)
- 2.作成予定がある
- 3.作成予定はない

質問15 回答欄

未回答 質問16

連携ケア事業の実施に関し、新選府県に対して市町村から求められる支援内容と、新選府県として市町村に支援すべき内容について、当てはまるものすべてをお答えください。

質問16 回答欄	
1.新選府県に対して市町村から求められる支援内容	2.新選府県として市町村に支援すべき内容
1.利用料の統一化	
2.委託料の統一化	
3.申請方法の一元化	
4.委託先と市町村間の開催様式の策定	
5.委託先と市町村間での情報連携フローの策定	
6.委託先の確保・調整	
7.委託先との議会長幹の支援	
8.連携人員確保機関との連携	
9.小児科医療機関との連携	
10.精神科医療機関との連携	
11.福祉・教育機関との連携	
12.その他団体・機関等との連携	
13.安全性とケアの質の担保に関するガイドラインやマニュアルの一元的な作成	
14.安全性とケアの質に関するガイドラインやマニュアルを市町村が作成する際の補助	
15.財源割・充て当割の共有	
16.委託事業者の選定基準の提示	
17.事業実施に係る相談支援・アドバイザー派遣	
18.委員会・研修会等の設置・開催	
19.協議体の設置・開催	
20.市町村との連絡協議会や意見交換会等の会連体の開催	
21.金銭的補助	
22.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)	
23.特になし	

1. 新選府県に対して市町村から求められる支援内容「22.その他」について詳細を記述してください。
2. 新選府県として市町村に支援すべき内容「22.その他」について詳細を記述してください。

詳細と必要な左面についてお伺いします。

**※回答** 質問17 最終ケア事業について、経過用途としての課題があればお答えください。  
特になし場合は「特になし」とご記入ください。 質問17 回答欄

---

**※回答** 質問18 最終ケア事業について、国からの支援が必要と感じる事項があればお答えください。  
特になし場合は「特になし」とご記入ください。 質問18 回答欄

---

お住まいの世帯についてお伺いします。

**※回答** 質問19 経過用途の経過で、ケアの質や安全に関するマニュアルの作成方法や、研修等を通じたマニュアルの運用という面で、特に書かれている市町村があれば、具体的な市町村名とその理由をご記入ください。  
特になし場合は、回答欄に「特になし」とお答えください。 質問19 回答欄

市町村名	
上記市町村を挙げた理由	質問19 回答欄

**※回答** 連絡先 今議、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただきたい代表者の方をお名前・ご所属をお答えください。 連絡先 回答欄

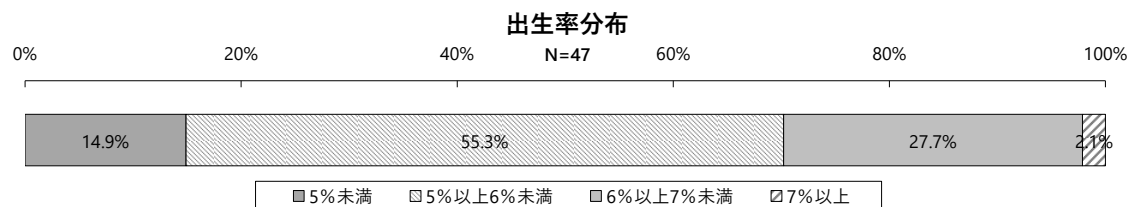
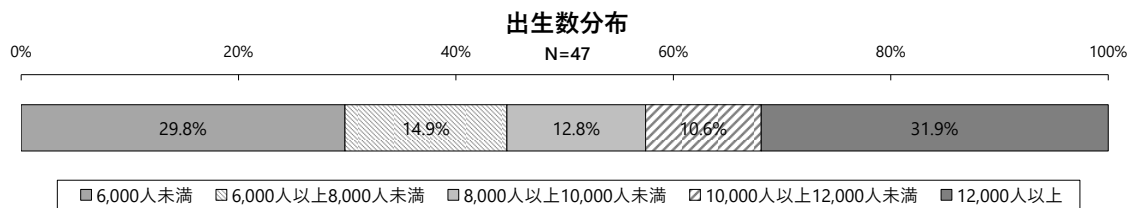
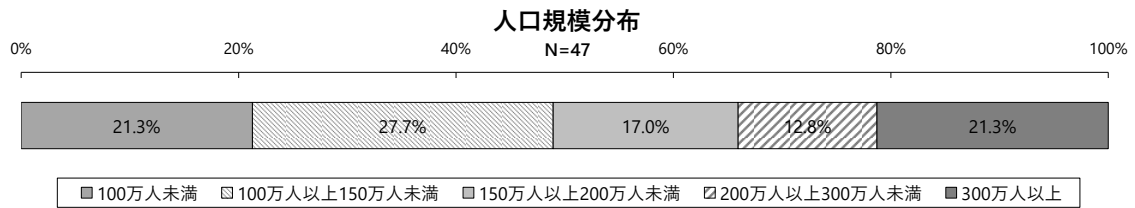
1 所属部署(必須)	
2 電話番号(必須)	
3 Mail(必須)	
4 部署長氏名(必須)	担当者1
	担当者2

現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6、質問7、質問8、質問9、質問10、質問11、質問12、質問15、質問16、質問17、質問18、質問19、連絡先が未回答です。

※グレーに変更されたセルは記入不要です。

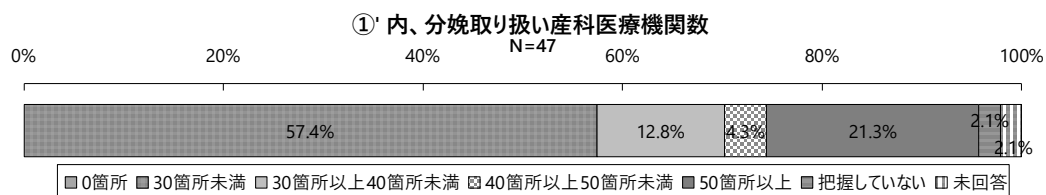
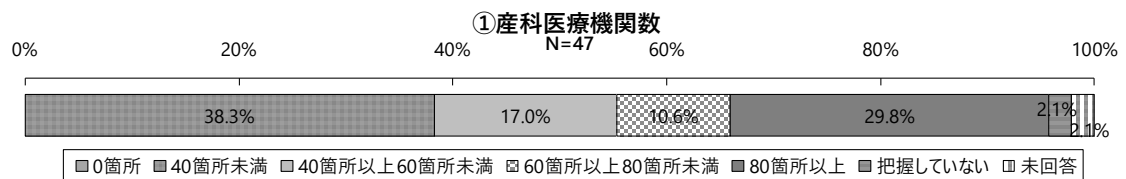
参考資料② 都道府県調査  
単純集計結果

## 質問2 人口、年間出生数、出生率

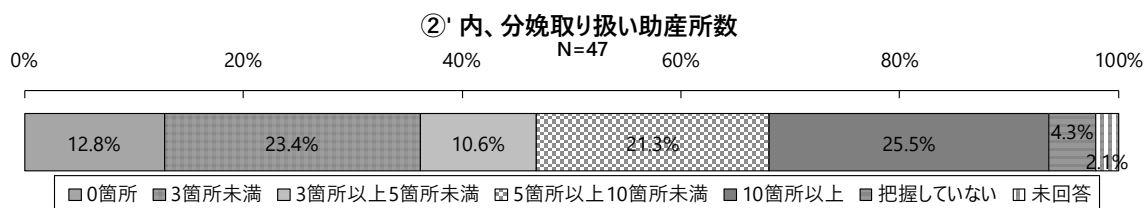
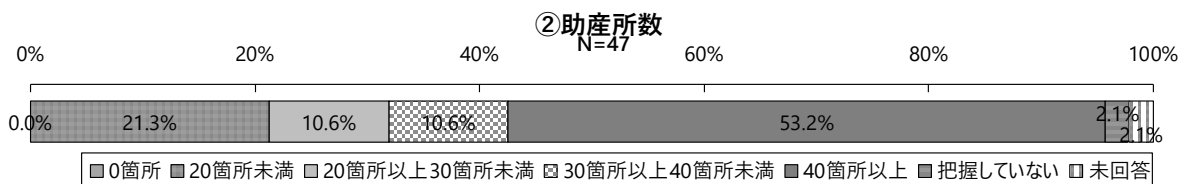


## 質問3 産科医療機関・助産所の数、分娩取り扱い施設数

質問3 都道府県内における産科医療機関・助産所の数と、そのうちの分娩取り扱い施設数をお答えください。(令和7年3月末日時点)

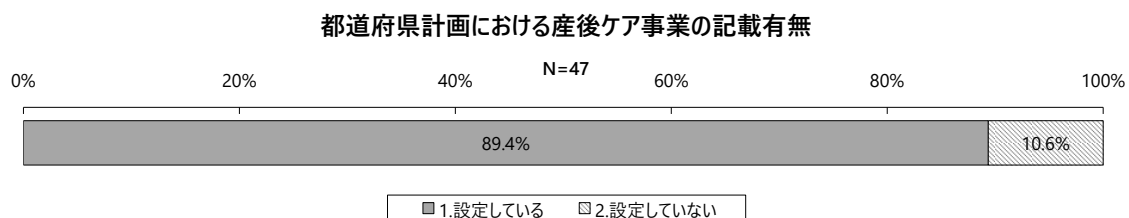


問3 産科医療機関・助産所の数、分娩取り扱い施設数



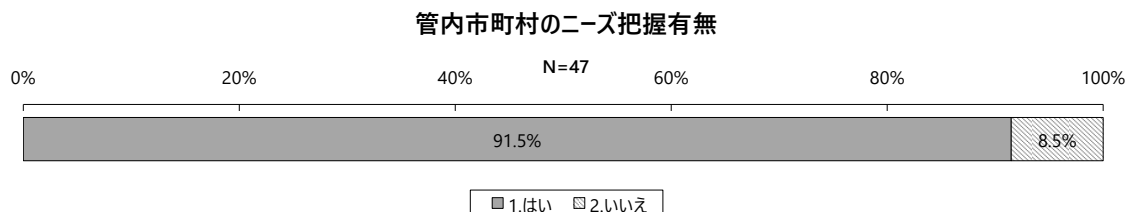
質問4 産後ケア事業に関する項目の設定有無

質問4 子ども・子育て支援法に基づく都道府県事業計画において、産後ケア事業に関する項目を設定していますか。



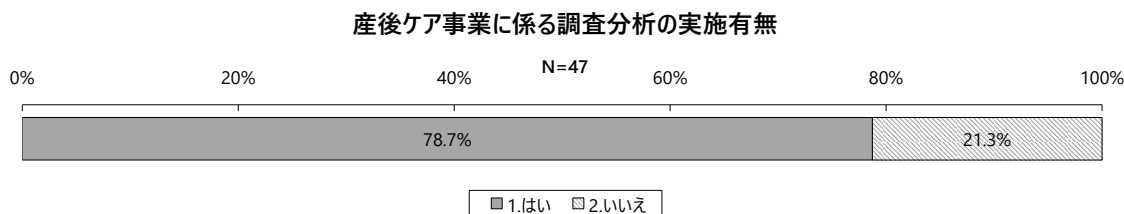
質問5 管内市町村のニーズ把握の有無

質問5 管内市町村のニーズを把握していますか。



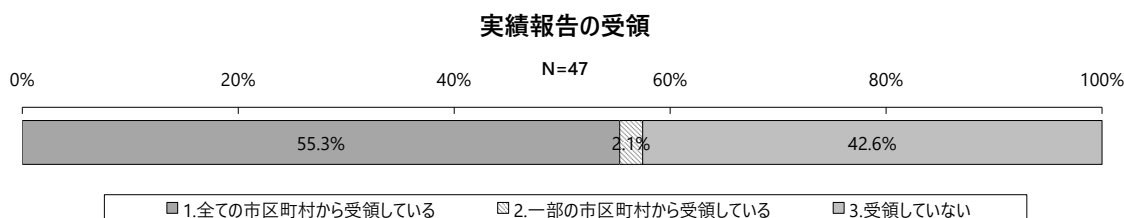
### 質問6 調査分析の実施有無

質問6 管内のニーズ把握のために管内市町村の産後ケア事業に係る調査・分析等を実施していますか。



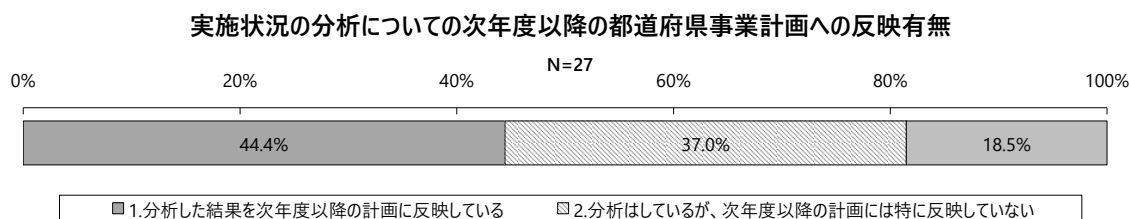
### 質問7 実施報告受領の有無

質問7 都道府県として、管内市町村からの実績報告を受領していますか。



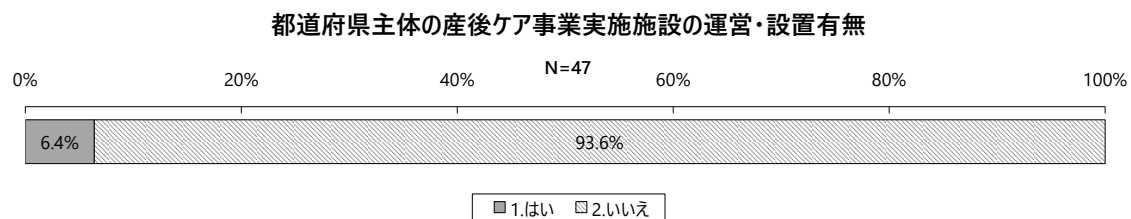
### 質問8 実施報告受領の有無

質問8 質問7で、「1.全ての市町村から受領している」「2.一部の市町村から受領している」と回答した場合において、管内市町村の産後ケア事業の実施状況を把握し、情報を分析した結果を、次年度以降の産後ケア事業の都道府県事業計画(委託先の広域的な調整等)に反映させていますか。



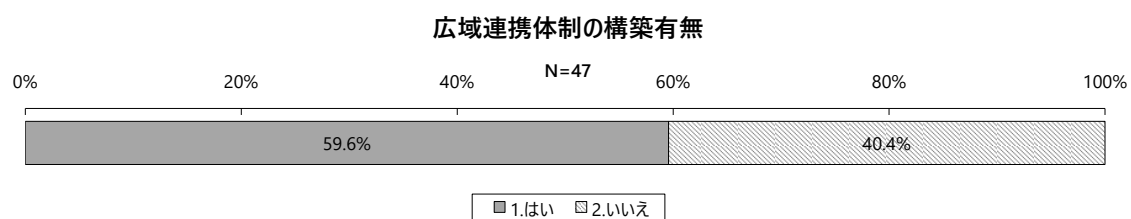
### 質問9 産後ケア事業実施施設の運営や設置の有無

質問9 都道府県が主体となって産後ケア事業実施施設の運営や設置を行っていますか。



### 質問11 広域連携体制の構築の有無

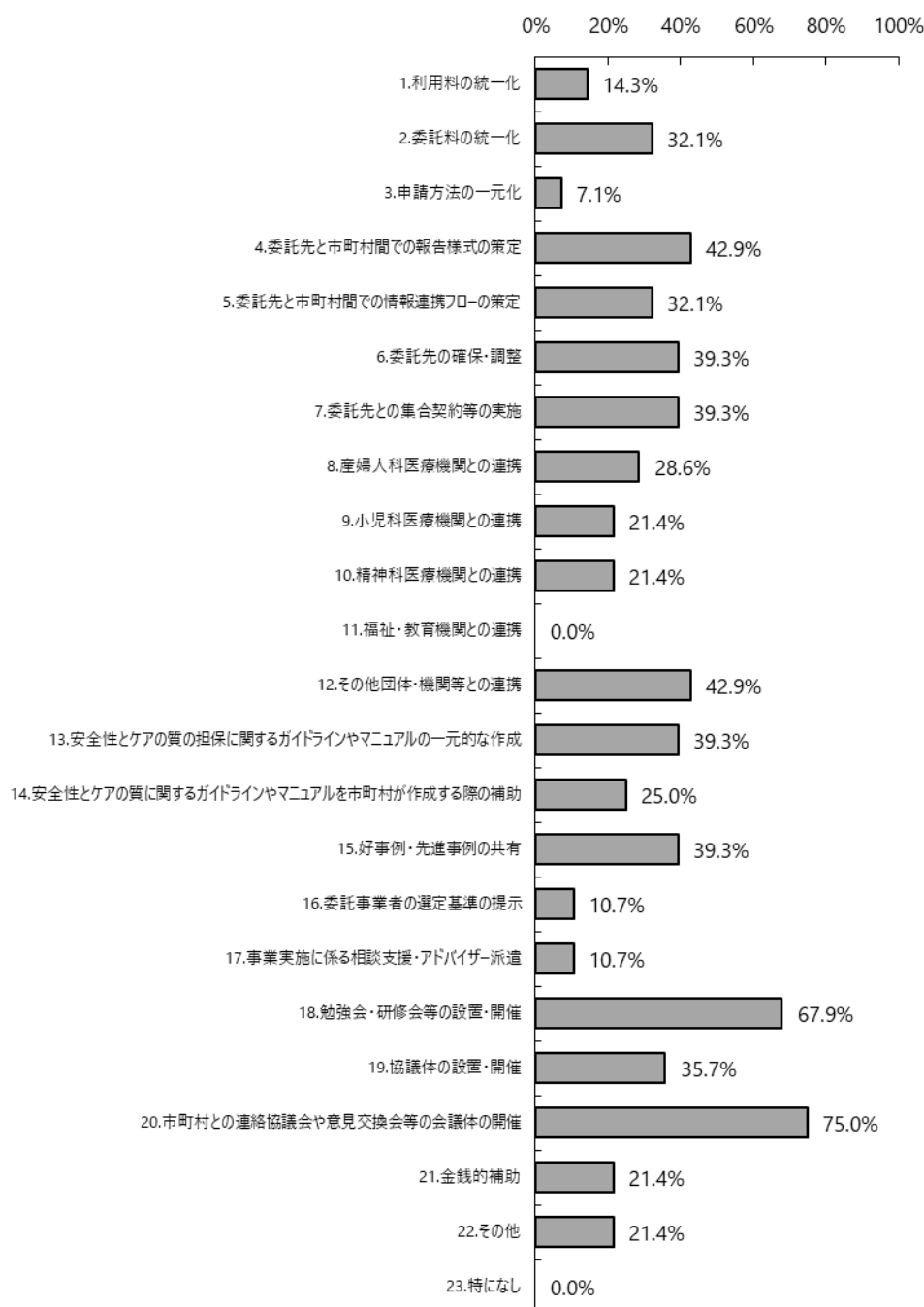
質問11 都道府県として、広域連携体制を構築していますか。



## 質問12 広域連携体制の構築にあたり、都道府県として実施した項目

質問12 質問 11 で、「1.はい」と回答した場合に伺います。広域連携体制の構築にあたり、都道府県として実施した項目について当てはまるものをすべてお答えください。

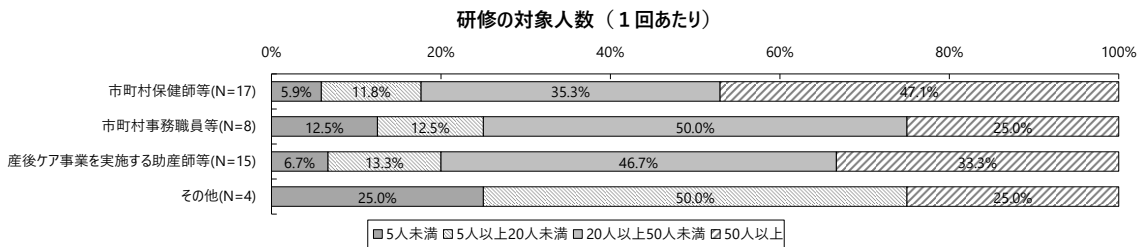
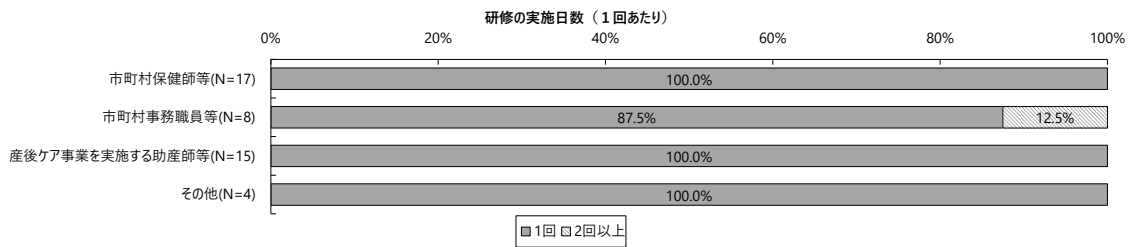
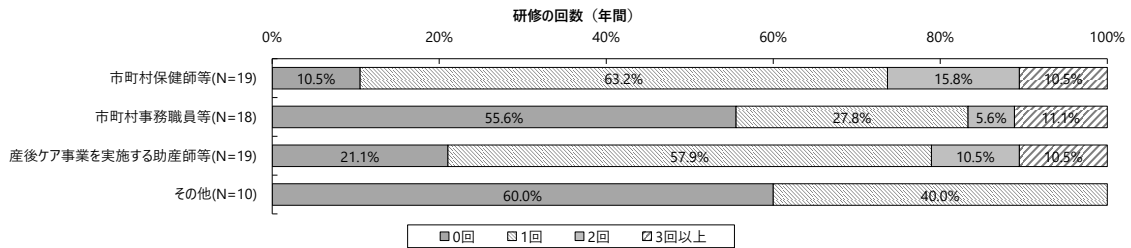
広域連携体制の構築に当たり都道府県として実施した事項



(複数回答)

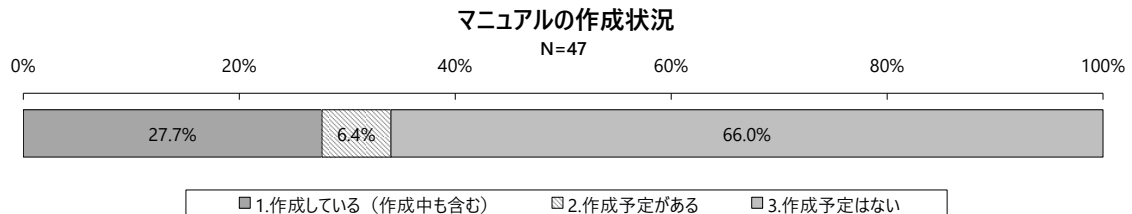
### 質問13 勉強会・研修会等の回数と日数、対象人数

質問13 質問12で、「18.勉強会・研修会等の設置・開催」を選んだ場合に伺います。研修の回数と日数、対象人数をお答えください。



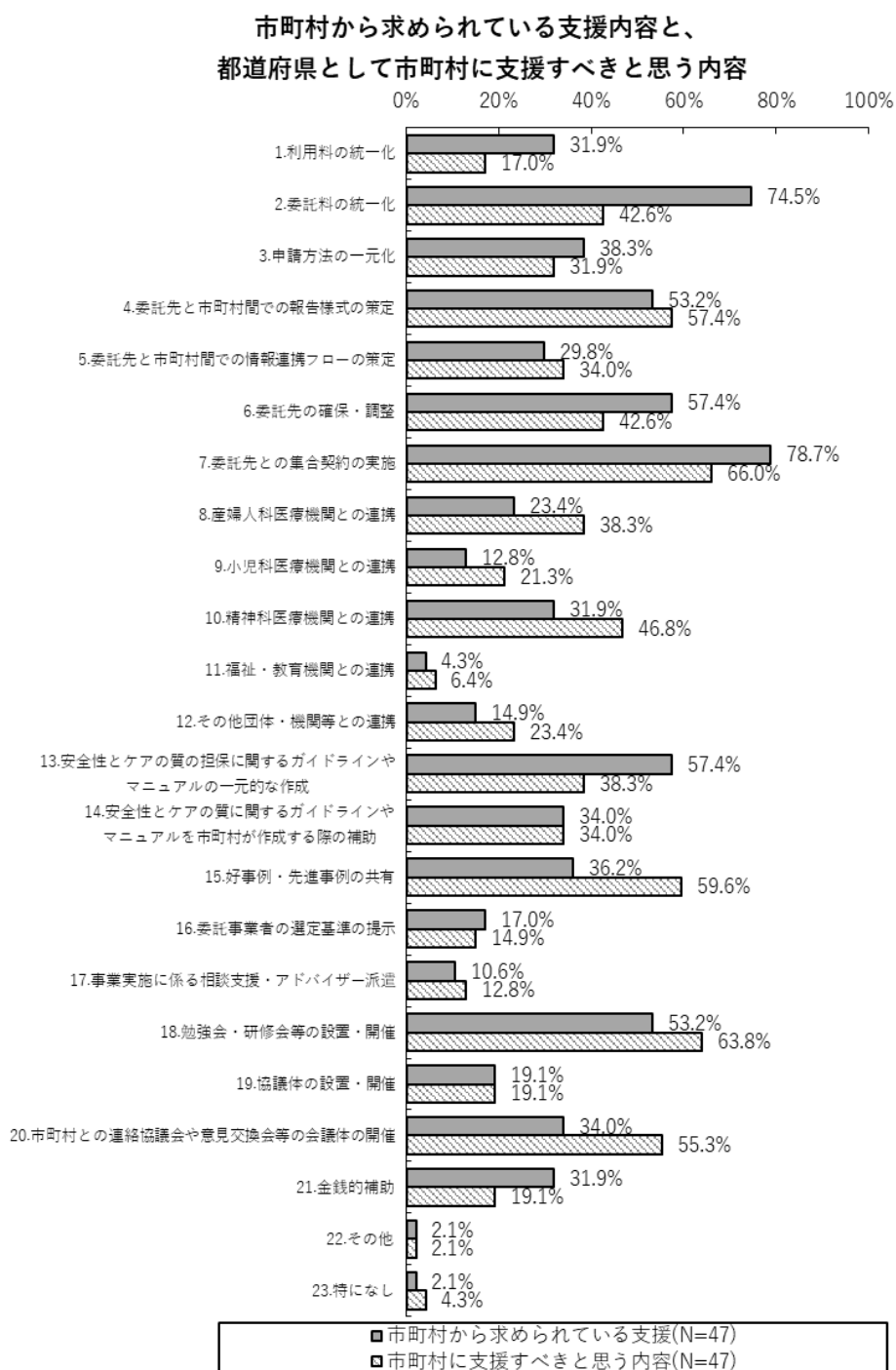
### 質問15 マニュアル等の作成状況

質問15 都道府県として、産後ケア事業に係るマニュアル等を作成していますか。



**質問16 都道府県に対して市町村から求められている支援内容と、都道府県として市町村に支援すべきと思う内容**

質問16 産後ケア事業の実施に際し、都道府県に対して市町村から求められている支援内容と、都道府県として市町村に支援すべきと思う内容について、当てはまるものすべてお答えください。



(複数回答)

参考資料③ 市町村調査  
アンケート調査票



質問4で、「2. 実施していない」を選択した場合に伺います。療養ケア事業を実施していない理由として当てはまるものうち、上位3つまでお答えください。  
※療養ケア事業を実施していない理由が3つ未満の場合は3つを選択いただく必要はありません。

質問5 回答欄		
1. 短期入所(ショートステイ)型	2. 通所(デイサービス)型	3. 居宅訪問(アウトリーチ)型
1. 費対先が見つからないため		
2. 財源が確保できないため		
3. ニーズがないため		
4. 類似のサービスにより満足できるため		
5. 出生数が僅少であるため		
6. その他(○も選択の上での詳細入力欄にもご記入ください)		

- 1.短期入所(ショートステイ)型 「6.その他」について詳細を記述してください  
2.通所(デイサービス)型 「6.その他」について詳細を記述してください  
3.居宅訪問(アウトリーチ)型 「6.その他」について詳細を記述してください

質問4で、「1. 実施している」と回答した場合に伺います。  
療養ケア事業の事業実施箇所数をお答えください。  
※全、療科医療機関・施設所については、内、分棟を取り扱う施設での事業実施箇所数についてもお答えください。  
※居宅訪問(アウトリーチ)型の場合は費対先箇所数をお答えください。  
※事業実施がない(費対していない)事業実施箇所については、0と入力してください。  
ただし、「その他」について、該当する施設がない場合は空欄で構いません。

質問6 回答欄		
1. 短期入所(ショートステイ)型 (実施箇所数)	2. 通所(デイサービス)型 (実施箇所数)	3. 居宅訪問(アウトリーチ)型 (費対先箇所数)
1. 療科医療機関 内、分棟取り扱い施設数		
2. 施設所 内、分棟取り扱い施設数		
3. 小児科医療機関		
4. 市町村運営の専門施設 ※療養ケアセンター等		
5. 保健センター等の公的施設		
6. ホテル・旅館等		
7. その他(数字もご記入の上で詳細入力欄に具体的な施設もご記入ください)		

- 1.短期入所(ショートステイ)型 「7.その他」について詳細を記述してください  
2.通所(デイサービス)型 「7.その他」について詳細を記述してください  
3.居宅訪問(アウトリーチ)型 「7.その他」について詳細を記述してください

回答完了 質問7

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 産後ケア事業の実施において、国が定める基準以上に、貴市町村独自の職員配置基準を設けていますか。  
 設けている場合は、具体的な配置基準をお答えください。  
 ※母子保健法施行規則第7条の4(産後ケア事業の実施基準)において、  
 ・産後ケア事業を管理する者を定めること  
 ・助産師、保健師又は看護師のいずれかを常每一名以上配置するとともに、当該事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと  
 と定めています。

質問7 回答欄	
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型
(助産師等の独自の配置基準の有無)	
1.設けている	
2.設けていない	
(具体的な配置基準)	
1.助産師等の人数:産婦の人数(2:1など)	
2.助産師等の人数:乳児の人数(1:1など)	
3.その他(比率をご記入の上で具体的な職種を下欄に記載)	

「3.その他」について具体的な職種名を記述してください→

回答完了 質問8

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 産後ケア事業の実施において、下記の専門職は配置されていますか。  
 ※その他専門職種について、配置されていないまたは把握していない場合は空欄で構いません。

質問8 回答欄	
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型
選択肢	
1.保育士	
2.理学療法士	
3.管理栄養士	
4.心理職	
5.その他専門職種	

「5.その他専門職種」について具体的な職種を記述してください→

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に同います。

- 質問9 (1) 市町村を超えて居後ケア事業所を利用できる仕組み(以下、「広域連携」という。)の構築状況についてお答えください。  
 ※本調査における広域連携においては、墨俣町における居後ケア事業所の利用に関する連携は含めないものとします。
- (2) 契約先の状況について当ではまるものをすべてお答えください。
- (3) 広域連携の方法についてお答えください。
- (4) 今後、さらに広域連携を進める予定はありますか。

選択肢

(1) 広域連携の状況

- 1.構築している  
 2.構築していない

(2) 契約先の状況

- 1.県内の一部  
 2.県内のすべて  
 3.県外

(3) 広域連携の方法

- 1.貴市町村単独で、他自治体の居後ケア実施事業所(助産師会等を含む)と委託契約を行っている  
 2.複数の市町村間で連携し、当該の居後ケア実施事業所(助産師会等を含む)との契約内容等を行っている  
 3.都道府県が中心となり、当該の居後ケア実施事業所(助産師会等を含む)との契約内容等を行っている  
 4.その他(自由記載)

(4) 広域連携の拡大意向

- 1.はい  
 2.いいえ

質問9 回答欄			
	1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型
(1) 広域連携の状況			
(2) 契約先の状況			
(3) 広域連携の方法			
(4) 広域連携の拡大意向			
	1.短期入所(ショートステイ)型 (3)「4.その他」について詳細を記述してください→		
	2.通所(デイサービス)型 (3)「4.その他」について詳細を記述してください→		
	3.居宅訪問(アウトリーチ)型 (3)「4.その他」について詳細を記述してください→		

質問9 (1) 広域連携の状況で、「2.構築していない」と回答した場合に伺います。  
構築していない理由をお聞かせください。(当てはまるものすべて)

回答完了 質問10

質問10 回答欄		
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型
1.貸市町村単独で十分な提供体制を確保できており、必要性がない		
2.委託費用、利用料等の調整が困難		
3.契約等の事務手続きが困難		
4.中心となる市町村・都道府県がない		
5.報告のフォーマットの統一化が困難		
6.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)		

- 1.短期入所(ショートステイ)型 「6.その他」について詳細を記述してください→
- 2.通所(デイサービス)型 「6.その他」について詳細を記述してください→
- 3.居宅訪問(アウトリーチ)型 「6.その他」について詳細を記述してください→

質問9 (1) 広域連携の状況で、「1.構築している」と回答した場合に伺います。  
広域連携の実現に向けた調整過程で困難だったことに関して、当てはまるものすべてをお答えください。

回答完了 質問11

質問11 回答欄		
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型
1.委託費用、利用料等の調整		
2.契約等の事務手続き		
3.中心となる市町村・都道府県がない		
4.報告のフォーマットの統一化		
5.特になし		
6.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)		

- 1.短期入所(ショートステイ)型 「6.その他」について詳細を記述してください→
- 2.通所(デイサービス)型 「6.その他」について詳細を記述してください→
- 3.居宅訪問(アウトリーチ)型 「6.その他」について詳細を記述してください→

回答完了 質問12

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
令和6年度の産後ケア事業の利用人数の実績をお答えください。  
※短期入所(ショートステイ)型の延べ利用人数について、例えば3泊4日利用した場合は「4人」として計上してください。

質問12 回答欄		
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型
1.実利用人数		
2.延べ利用人数		
3.実申込人数		

回答完了 質問13

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
令和6年度の産後ケア事業の対象者(※)について、制限を設けていますか。  
※「産後ケア事業実施要綱」において、産後ケアの対象者を「産後ケアを必要とする者」と定めています。  
[https://www.cf.ac.jp/aasas/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/0ae0791-e4c2-4756-87e-1c39a6551e3691c745/0050409\\_polices\\_bashihoken\\_huuchii\\_2025\\_21.pdf](https://www.cf.ac.jp/aasas/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ae0791-e4c2-4756-87e-1c39a6551e3691c745/0050409_polices_bashihoken_huuchii_2025_21.pdf)

質問13 回答欄
1.制限を設けている
2.制限を設けていない

回答完了 質問14

質問13で、「1.制限を設けている」と回答した場合に伺います。  
対象者の事件に関して自治体としてどのような制限を設けていますか。当てはまるものをすべてお答えください。  
※「1.月齢(1歳までを対象としていない)」を選択した場合は、下部で最大月齢についてご回答ください

質問14 回答欄
1.月齢(1歳までを対象としていない)
2.心理的ケアを必要とする者を対象としている
3.身体的ケアを必要とする者を対象としている
4.育児不安がある者を対象としている
5.支援者がいない者を対象としている
6.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)

1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型

「1.月齢(1歳までを対象としていない)」について詳細を記述してください。→  
最大月齢(1以上の数字(整数)のみ入れてください) 単位:か月

「6.その他」について詳細を記述してください→
-------------------------

回答済 質問15

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 事業類型別に最大利用可能日数(回数)をお答えください。  
 ※短期入所(ショートステイ)型については、例えば最大3泊4日利用可能な場合は「4日間」として計上してください。

1.短期入所(ショートステイ)型	質問15 回答欄
2.通所(デイサービス)型	
3.居宅訪問(アウトリーチ)型	

1以上の数字(整数)のみ入れてください→

回答済 質問16

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 産後ケア事業の利用にあたっての申請方法として当ではまるるものすべてをお答えください。

1.自治体独自の子育てアプリを使用した申請	質問16 回答欄
2.自治体ホームページからの電子申請	
3.自治体へのオンライン申請(アプリ、ホームページ以外の方法)	
4.各種家庭訪問時に対面で申請	
5.自治体への電話申請	
6.自治体への郵送申請	
7.自治体への窓口申請	
8.産後ケア施設へのオンライン申請	
9.産後ケア施設へのオンライン以外での申請	
10.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)	

「10.その他」について詳細を記述してください→

回答済 質問17

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 令和6年度、貴自治体として産後ケア事業の利用申請を断ったことはありますか。  
 ※本調査においては、当該対象者が初回に使う際の利用申請や、当該対象者が2回目以降に使う際申請等、全ての利用申請において断ったか否かをお答えください。

1.利用申請を断ったことがあった	質問17 回答欄
2.利用申請を断ったことがなかった	

- 1.利用申請を断ったことがあった
- 2.利用申請を断ったことがなかった

質問17で、「1.利用申請を断ったことがあった」と回答した場合に伺います。  
 その理由として当ではまるるものすべてをお答えください。

回答済 質問18

1.対象月齢を超過していたため	質問18 回答欄
2.利用者が利用要件に該当していなかったため	
3.希望日時に入居施設の利用可能枠が埋まっていたため	
4.希望日時が利用可能枠の設定されていない日だったため	
5.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)	

「5.その他」について詳細を記述してください→

回答完了 質問19

回答完了 (1)

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
産後ケア事業の周知の実施状況(利用対象者への直接的な周知の時期)として、当てはまるものすべてをお答えください。

	質問19(1) 回答欄
1.母子健康手帳交付時	
2.妊娠期の同級生級等の教室	
3.伴走型相談支援実施時	
4.妊婦健康診査時(妊娠初期)	
5.伴走型相談支援実施時(妊娠後期)	
6.伴走型相談支援実施時(出産・産後)	
7.妊婦訪問時	
8.出産のための入院中	
9.出生届出時	
10.産婦健康診査時	
11.新生児訪問時	
12.乳児家庭全戸訪問時	
13.乳児健診時	
14.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)	

「14.その他」について詳細を記述してください→

回答完了 (2)

本人への直接の周知以外に、どのような方法で周知を行っていますか。  
当てはまるものすべてをお答えください。

	質問19(2) 回答欄
1.自治体のホームページ	
2.自治体の公式SNS	
3.自治体広報誌	
4.行政機関でのチラシ・ポスター掲示	
5.分娩施設でのチラシ・ポスター設置	
6.産後ケア事業委託先のチラシ・ポスター設置	
7.日常的に利用する商業施設等でのチラシ・ポスター設置	
8.自治体独自の子育てアプリ	
9.特に実施していない	
10.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)	

「10. その他」について詳細を記述してください→

回答完了 質問20

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 医療ケア事業対象者のうち、特に支援が必要な人(行政から本人に利用を勧奨する対象者)をどのように把握していますか。当てはまるものすべてをお答えください。

質問20 回答欄	
1.母子健康手帳交付時	
2.母性型相談支援	
3.保健師等の訪問時等	
4.医療機関からの情報提供(妊娠期)	
5.医療機関からの情報提供(出産のための入院)	
6.医療機関からの情報提供(産前産後診察)	
7.本人または家族からの相談	
8.星俣り先/元自治体からの情報提供	
9.その他(Oを選択の上での詳細入力欄にもご記入ください)	

「9.その他」について詳細を記述してください→

回答完了 質問21

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 医療ケア事業の単価の算定方法として、最も近いものをお選びください。

質問21 回答欄	
1.人数にかかわらず定額で委託	
2.一人当たりの自治体補助額は同額、自己負担額は委託先ごとに異なる	
3.一人当たりの自治体補助額及び自己負担額が定額かつ、どの委託先でも同額	
4.一人当たりの自治体補助額は委託先ごとに異なり、自己負担額は定額	
5.委託料は委託先毎に異なり、自己負担額も変動して異なる	
6.運営のため委託料は発生しない	
7.その他	

105

「7.その他」について詳細を記述してください→

回答完了 質問22

質問21で、「1.人数にかかわらず定額で委託」と回答した場合に伺います。

自己負担額及び委託料(年度単位の額)をお答えください。

※非課税世帯や生活保護世帯において、自己負担額に一般区分と異なる場合は一般区分と同じ金額をそれぞれの欄にご記入ください。

※自己負担額については平均値をお答えください。

※自己負担額(その他)については、該当する対象者がいない場合は空欄で構いません

質問22 回答欄		
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型
1.自己負担額(一般区分)		
2.自己負担額(非課税世帯)		
3.自己負担額(生活保護世帯)		
4.自己負担額(その他)		
5.委託料(年額)		

1.短期入所(ショートステイ)型 「4.自己負担額(その他)」について詳細を記述してください→

2.通所(デイサービス)型 「4.自己負担額(その他)」について詳細を記述してください→

3.居宅訪問(アウトリーチ)型 「4.自己負担額(その他)」について詳細を記述してください→

質問21で、

「2.一人当たりの自治体補助額は委託先ごとに異なる」「3.一人当たりの自治体補助額及び自己負担額が定額かつ、どの委託先でも同額」「4.一人当たりの自治体補助額は委託先ごとに異なり、自己負担額は定額」

回答完了 質問23

※5.委託料は委託先毎に異なる、自己負担額も変動して異なる。のいずれかを選択した場合は向います。

※質問21で、「2.一人当たりの自治体補助額は同額、自己負担額は委託先ごとに異なる」を選択した場合、自己負担額及び委託先受償額については平均値をお答えください。

※質問21で、「4.一人当たりの自治体補助額は委託先ごとに異なり、自己負担額は定額」を選択した場合、自治体補助額及び委託先受償額は平均値をお答えください。

※質問21で、「5.委託料は委託先毎に異なる、自己負担額も変動して異なる」を選択した場合、自己負担額、自治体補助額及び委託先受償額については平均値をお答えください。

※自己負担額(その他)については、該当する対象者がいない場合は空欄で構いません。

※非課税世帯や生活保護世帯において、自己負担額に一般区分と異なる場合は一般区分と同じ金額をそれぞれのご記入ください。

質問23 回答欄		
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型
短期入所(ショートステイ)の場合、単価の設定単位を選択→		
1.自己負担額(一般区分)		
2.自己負担額(非課税世帯)		
3.自己負担額(生活保護世帯)		
4.自己負担額(その他)		
5.自治体補助額(一般区分)		
6.委託先受償額		

1.短期入所(ショートステイ)型 「4.自己負担額(その他)」について詳細を記述してください→

2.通所(デイサービス)型 「4.自己負担額(その他)」について詳細を記述してください→

3.居宅訪問(アウトリーチ)型 「4.自己負担額(その他)」について詳細を記述してください→


回答完了 質問24

質問4で、「1.実施している」と回答した場合は向います。

令和7年度、都道府県負担の導入による変化について、当てはまるものすべてをお答えください。

質問24 回答欄
1.委託料の増額
2.自己負担額の軽減
3.事業対象者の拡大
4.実施類型の拡大
5.利用日数上限の引き上げ
6.委託事業者数の増加
7.他自治体の委託事業者数の増加
8.特になし
9.都道府県負担が導入されていない
10.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)

「10.その他」について詳細を記述してください→

--

回答完了 質問25

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
産後ケア事業を担当する自治体職員または、委託事業者向けに安全に関する研修を実施していますか。

	質問25 回答欄
1.実施している	1.市町村事業者担当者向け
2.実施していない	2.委託事業者向け

回答完了 質問26

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
産後ケア事業についての評価指標を設定していますか。

	質問26 回答欄
1.設定している	
2.設定していない	

回答完了 質問27

質問26で、「1、設定している」と回答した場合に伺います。  
評価指標について当てはまるものすべてをお答えください。

	質問27 回答欄
1.産後ケア事業の認知度	
2.産後ケア事業の利用率(利用実人数、延べ人数)	
3.子育てに不安等を抱える母親のうち産後ケアを利用した割合	
4.産後1か月での産後うつハイリスク者の割合	
5.妊娠・出産について満足している者の割合	
6.貴自治体で子育てをしようとと思う親の割合	
7.ゆったりした気分で見過ごす時間がある母親の割合	
8.その他(Oを選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)	

「8.その他」について詳細を記述してください→

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 きょうだいの利用が可能な施設はありますか。

- 1.ある
- 2.ない

質問28 回答欄
1.短期入所(ショートステイ)型
2.通所(デイサービス)型

回答完了 質問28

質問28で、「1.ある」と回答した場合に伺います。  
 きょうだいが利用した場合の自己負担額あるいは自治体負担額に差は生じますか。  
 ※差が生じる場合には、1人当たりの追加分の金額をご記入ください。  
 ※差が生じない場合には0円とご記入ください。

- 1.自己負担額(一般区分)
- 2.自治体負担額

質問29 回答欄
1.短期入所(ショートステイ)型
2.通所(デイサービス)型

回答完了 質問29

質問28で、「1.ある」と回答した場合に伺います。  
 短期入所(ショートステイ)型の場合、見ようだいの宿泊を併用する施設を認めていますか。  
 ※その他の施設について、該当する施設がない場合は空欄で構いません。

- 1.認めている
- 2.認めていない

質問30 回答欄
1.短期入所(ショートステイ)型
1.産科医療機関
2.助産所
3.小児科医療機関
4.市町村設置の専門施設※産後ケアセンター等
5.保健センター等の公的施設
6.ホテル・旅館等
7.その他(認めている場合は詳細入力欄に具体的な施設をご記入ください)

回答完了 質問30

「7.その他」について詳細を記述してください→

--

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 多胎児の利用が可能な施設はありますか。

- 1.ある
- 2.ない

質問31 回答欄
1.短期入所(ショートステイ)型
2.通所(デイサービス)型

回答完了 質問31

質問31で、「1. ある」と回答した場合に伺います。  
 多胎児が利用した場合の自己負担額あるいは自治体負担額に差は生じますか。  
 ※差が生じる場合には、1人当たりの追加分の金額をご記入ください。  
 ※差が生じない場合には0円とご記入ください。

回答完了 質問32

質問32 回答欄	
1. 短冊入所(ショートステイ)型	2. 通所(デイサービス)型
1. 自己負担額(一般区分)	
2. 自治体負担額	

質問32で、「1. 実施している」と回答した場合に伺います。  
 貴市に住居票がある方で、他市に重層りしている場合、重層り先(他市)での利用を助成対象としていますか。

回答完了 質問33

質問33 回答欄	

1. 対象としている
2. 対象としていない

「2. 対象としていない」を選択した場合  
 対象としていない理由や課題について記載してください(自由記載)→

質問33で、「1. 対象としている」と回答した場合に伺います。  
 対象としている場合、どのような実施方法ですか。

回答完了 質問34

質問34 回答欄	

1. 償還払い
2. その他(自由記載)

「その他」について詳細を記述してください→

質問34で、「1. 実施している」と回答した場合に伺います。  
 他市に住居票がある方で、貴市に重層りをしている場合、産後ケア事業の利用を受け入れていますか。

回答完了 質問35

質問35 回答欄		
1. 短冊入所(ショートステイ)型	2. 通所(デイサービス)型	3. 居宅訪問(アウトリーチ)型

1. 受け入れている
2. 受け入れていない

「2. 受け入れていない」を選択した場合

1. 短冊入所(ショートステイ)型 受け入れていない理由や課題について記載してください(自由記載)→
2. 通所(デイサービス)型 受け入れていない理由や課題について記載してください(自由記載)→
3. 居宅訪問(アウトリーチ)型 受け入れていない理由や課題について記載してください(自由記載)→

質問35で、「1.選け入れている」と回答した場合に伺います。  
 助成方法としてあてはまるものをお答えください。

1. 要介護1であるが市で実施している産後ケア事業と同じ利用条件で、貴市が助成している
2. 要介護1であるが市で実施している産後ケア事業と同一利用条件で、貴市が助成している
3. その他

回答完了 質問36

質問36 回答欄	
1.短期入所(ショートステイ)型	
2.通所(デイサービス)型	
3.居宅訪問(アウトリーチ)型	

- 1.短期入所(ショートステイ)型 「その他」について詳細を記述してください→
- 2.通所(デイサービス)型 「その他」について詳細を記述してください→
- 3.居宅訪問(アウトリーチ)型 「その他」について詳細を記述してください→

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 下記の対象者が利用可能な施設数を回答ください。  
 利用可能な施設がない場合は0、把握していない場合は99999をご記入ください。

回答完了 質問37

質問37 回答欄		
1.短期入所(ショートステイ)型	2.通所(デイサービス)型	3.居宅訪問(アウトリーチ)型
1.通産・死産等を経験した方		
2.医療的ケア児・その他特別な配慮が必要となる児		
3.父親及びパートナー(母子を含む)		
4.妊娠・出産を経ない養育や里親		

■終了 質問38

質問4で、「1.実施している」と回答した場合に伺います。  
 産後ケア事業の実態にあたり、マニュアル(※)を作成していますか。  
 ※産後ケア事業ガイドラインにて、「市町村において、マニュアルを策定し、市町村と事業者双方において、内容の確認・共有をすること」とされています。  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/Oac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6a551e/7f1bd33e/20250404\\_polices\\_boshihoken\\_tsuuchi\\_2025\\_18.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/Oac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6a551e/7f1bd33e/20250404_polices_boshihoken_tsuuchi_2025_18.pdf)

質問38 回答欄

- 1.作成している(作成中を含む)
- 2.作成予定
- 3.作成予定はない

■終了 質問39

質問38で、「1.作成している(作成中を含む)」と回答した場合に伺います。  
 作成にあたり連携した機関や組織について、当ではまるものをすべてお答えください。

質問39 回答欄
1. 県市町村独自で作成
2. 都道府県と協力して作成
3. 都道府県のひな形を活用して作成
4. 助産師会、市町村医師会等と協力して作成
5. 産後ケア事業実施事業者と協力して作成
6. その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)

「6.その他」について詳細を記入してください→

質問38で、「1.作成している(作成中を含む)」と回答した場合は向います。  
 マニュアル内で規定している内容について当てはまるものすべてをお答えください。

回答完了 質問40

質問40 回答欄	
<対象者に関する記載>	
1.対象者の通称	
<ケアの質の担保に関する記載>	
2.職員配置基準	
3.ケアの手順・義務	
4.配慮が必要な母子に対する対応	
5.事業報告・評価の方法・フォーマット等	
<安全に関する記載>	
6.事故防止・安全対策	
7.児の預かり児の留意点	
8.緊急時の対応フロー	
9.重大事案発生時の取り決め	
<留意すべき点に関する記載>	
10.事業記録管理・個人情報取り扱い規定	
11.関係機関との情報連携	
<その他の記載>	
12.その他(○を選択の上での詳細入力欄にもご記入ください)	

「12.その他」について詳細を記述してください→

質問38で、「1.作成している(作成中を含む)」と回答した場合は向います。  
 マニュアルを作成・運用する上での課題について当てはまるものすべてをお答えください。

回答完了 質問41

質問41 回答欄	
1.各事業者への統一的な指針が出づらい	
2.マニュアルの内容が委託事業者に浸透していない	
3.マニュアルの見直し・改善の機会が持てていない	
4.特になし	
5.その他(○を選択の上での詳細入力欄にもご記入ください)	

「5.その他」について詳細を記述してください→

質問38で、「3.作成予定はない」と回答した場合に伺います。

回答完了 質問42

マニュアルを作成する予定がない理由として当てはまるものすべてをお答えください。

質問42 回答欄
1.都道府県として共通のマニュアルが作成されている
2.国のガイドラインで対応している
3.マニュアル作成の必要性を感じない
4.都道府県からマニュアル作成の指図が得られない
5.人手不足・職員の多忙によりマニュアル作成に対応する余裕がない
6.マニュアル作成のひな型がない
7.その他(○を選択の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)

「7. その他」について詳細を記述してください→

--

課題と必要な変遷についてお伺いします。

介護ケア事業を実施する上で、貴自治体内において課題だと感じていることについて、当てはまるものすべてをお答えください。  
 また、歴後ケア事業の実施に関して、国・都道府県に支援してほしいと感じる事項について、当てはまるものすべてをお答えください。

質問43

未回答

質問43 回答欄	
1 自治体における課題	2 国に求める変遷
1. 利用料の統一化	3. 都道府県に求める変遷
2. 委託料の統一化	
3. 申請方法の一元化	
4. 委託先と市町村間での報告様式の策定	
5. 委託先と市町村間での情報連携フローの策定	
6. 委託先の確保・調整	
7. 委託先との協定契約の実施	
8. 産婦人科医療機関との連携	
9. 小児科医療機関との連携	
10. 精神科医療機関との連携	
11. 福祉・教育機関との連携	
12. その他団体・機関等との連携	
13. 安全性とケアの質の担保に関するガイドラインやマニュアルの一元的な作成	
14. 安全性とケアの質に関するガイドラインやマニュアルを市町村が作成する際の補助	
15. 好事例・先進事例の共有	
16. 委託事業の選定基準の提示	
17. 事業実施に係る相談支援・アドバイザー派遣	
18. 勉強会・研修会等の開催・開催	
19. 協働体の設置・開催	
20. 市町村との連絡協議会や意見交換会等の会協体の開催	
21. 金銭的補助	
22. その他(○を連打の上で下の詳細入力欄にもご記入ください)	
23. 特になし	

1. 自治体における課題「その他」について詳細を記述してください
2. 国に求める変遷「その他」について詳細を記述してください
3. 都道府県に求める変遷「その他」について詳細を記述してください

未回答

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただいた代表者の方のお名前・ご所属をお答えください。

属性回答欄	
1. 所属部署(必須)	
2. 電話番号(必須)	
3. Mail(必須)	
4. 電話番号(必須)	担当者1 担当者2

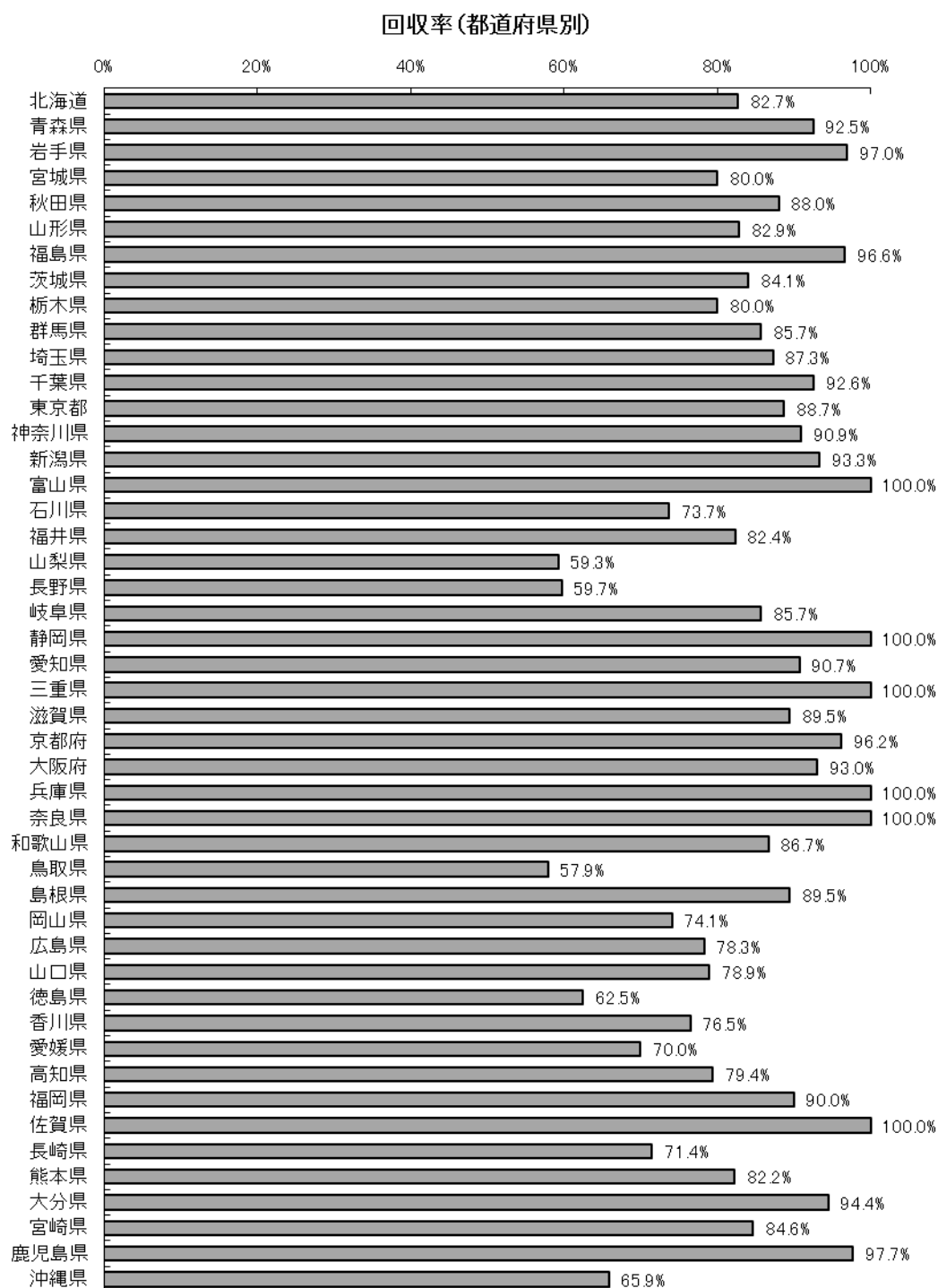
現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問43、連絡先が未回答です。

※グレーに変更されたセルは記入不要です。

参考資料④ 市町村調査  
単純集計結果

## 質問1 都道府県名・市町村名(都道府県別回収率)

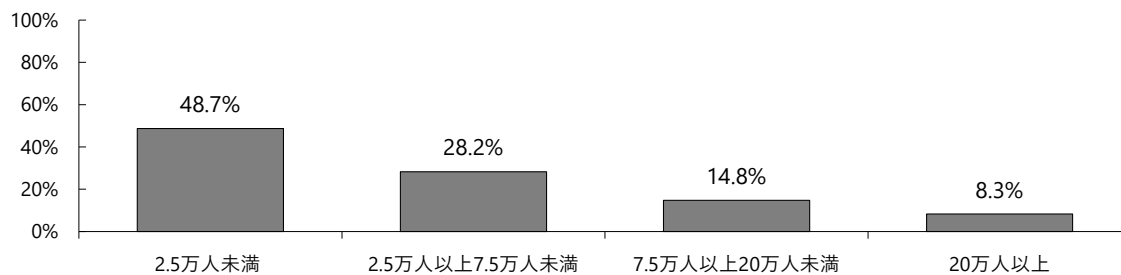
質問1 都道府県名と市町村名をお答えください。



## 質問2 人口・年間出生数・出生率・多胎妊婦の数

質問2 人口・年間出生数・出生率・多胎妊婦の数をお答えください。

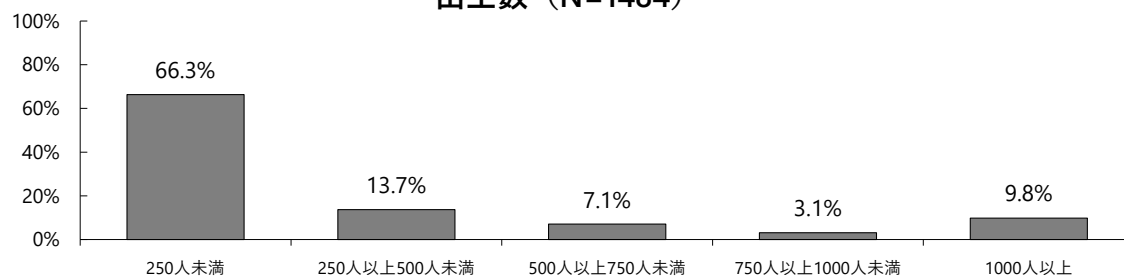
### 人口 (N=1484)



平均値: 77867

中央値: 26166.5

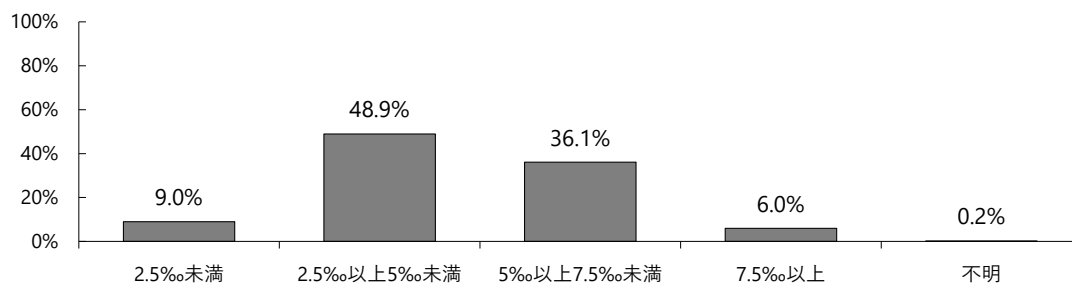
### 出生数 (N=1484)



平均値: 453

中央値: 118.5

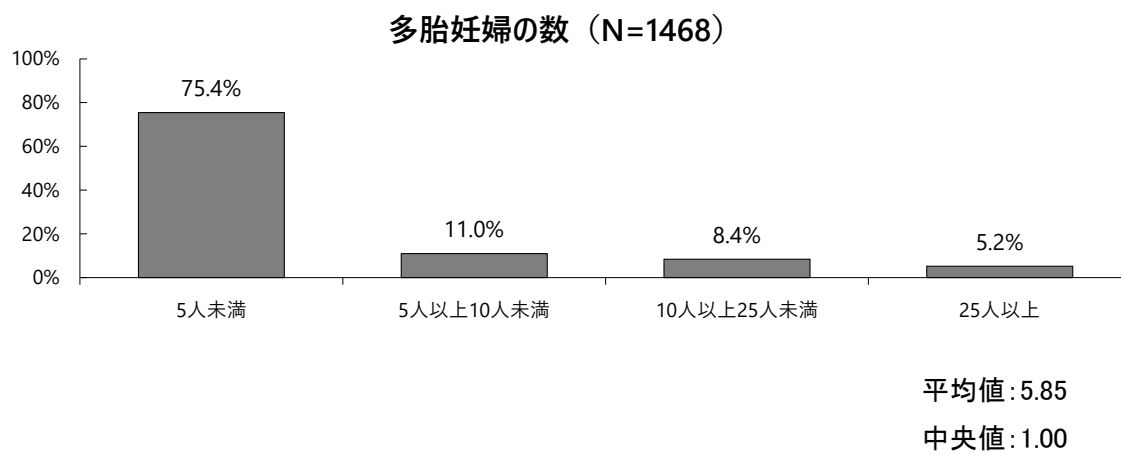
### 出生率 (N=1484)



平均値: 4.72

中央値: 4.59

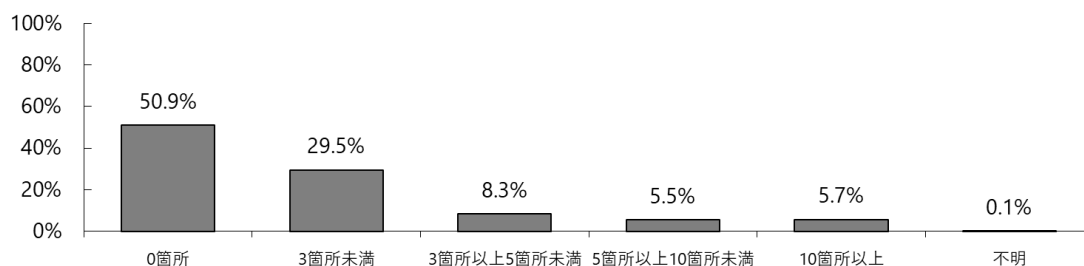
質問2 人口・年間出生数・出生率・多胎妊婦の数



### 質問3 産科医療機関・助産所の数と、分娩取り扱い施設数

質問3 貴市町村における産科医療機関・助産所の数と、そのうちの分娩取り扱い施設数をお答えください。

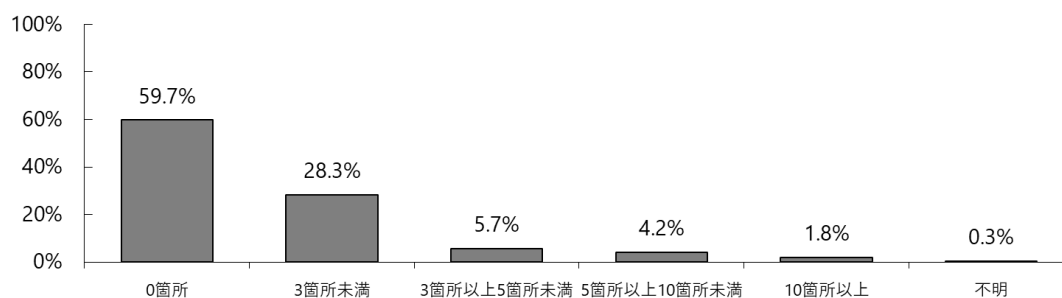
#### ①産科医療機関の数 (N=1482)



平均値: 2.76

中央値: 0

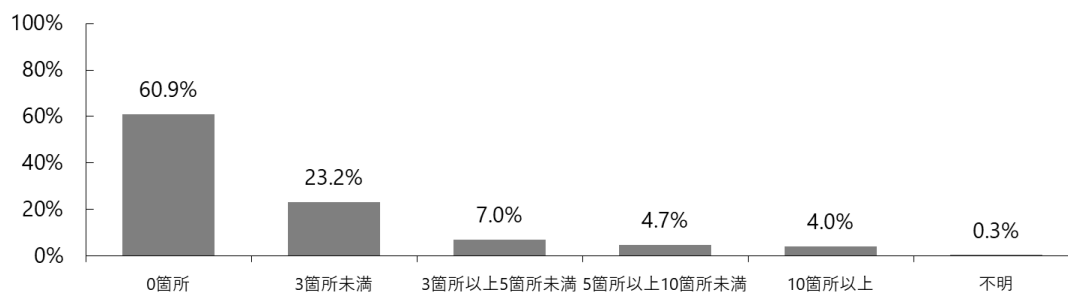
#### ①'分娩を取り扱う産科医療機関の数 (N=1474)



平均値: 1.14

中央値: 0

#### ②助産所の数 (N=1480)

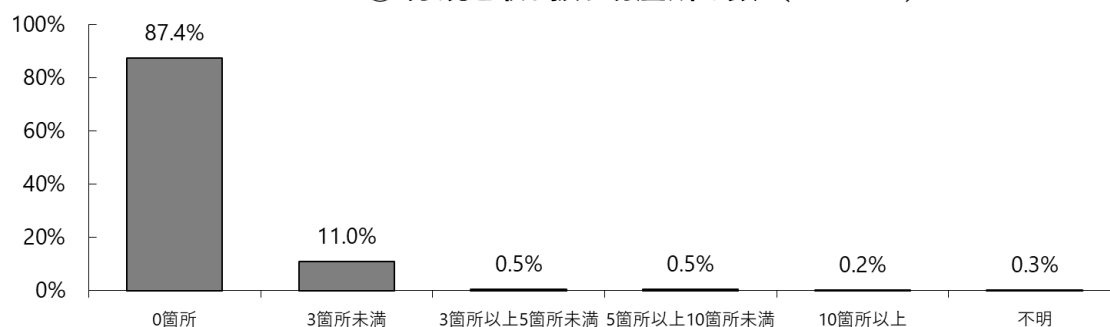


平均値: 1.97

中央値: 0

質問3 産科医療機関・助産所の数と、分娩取り扱い施設数

②'分娩を取り扱う助産所の数 (N=1474)



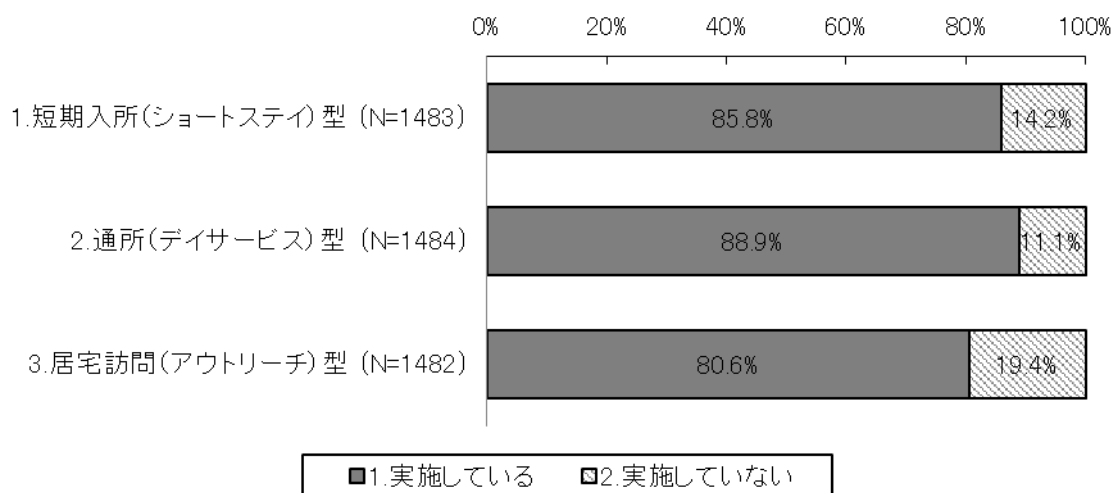
平均値:0.20

中央値:0

質問4 産後ケア事業の実施状況

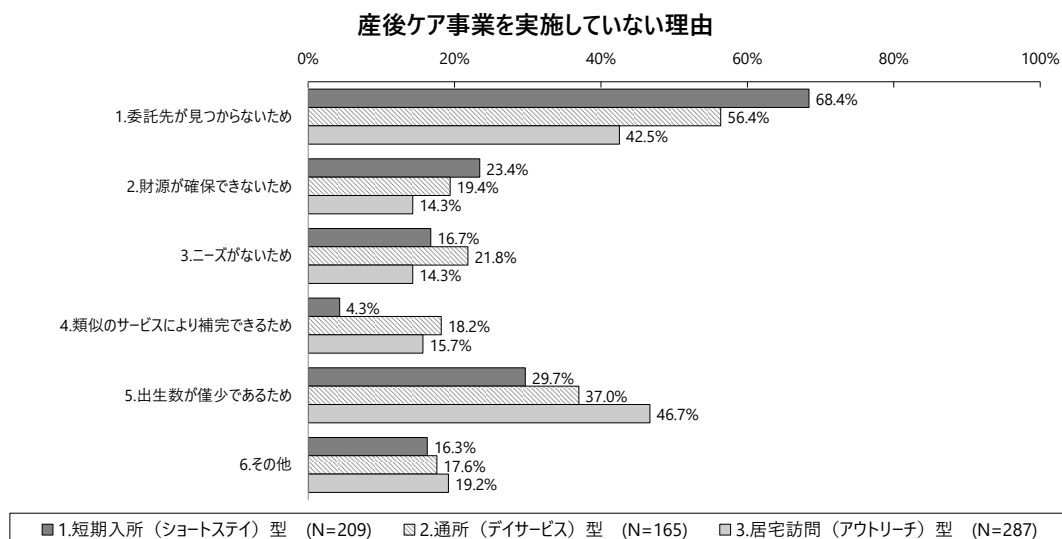
質問4 産後ケア事業を実施していますか。

産後ケア事業の実施状況



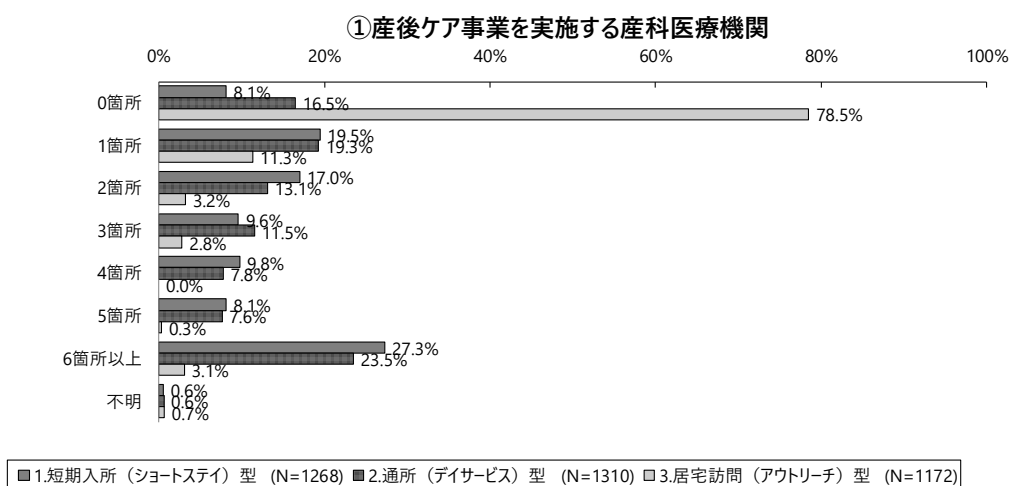
## 質問5 産後ケア事業を実施しない理由

質問5 質問 4 で、「2.実施していない」を選択した場合に伺います。産後ケア事業を実施していない理由として当てはまるもののうち、上位3つまでお答えください。



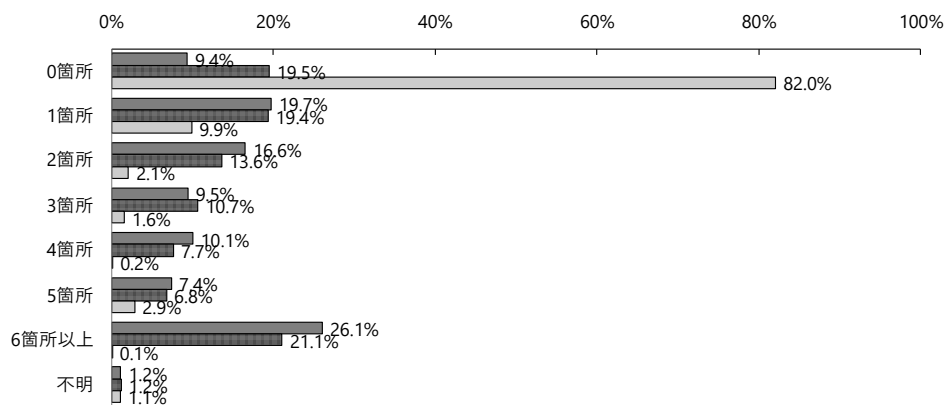
## 質問6 事業実施箇所数

質問6 産後ケア事業の事業実施箇所数をお答えください。



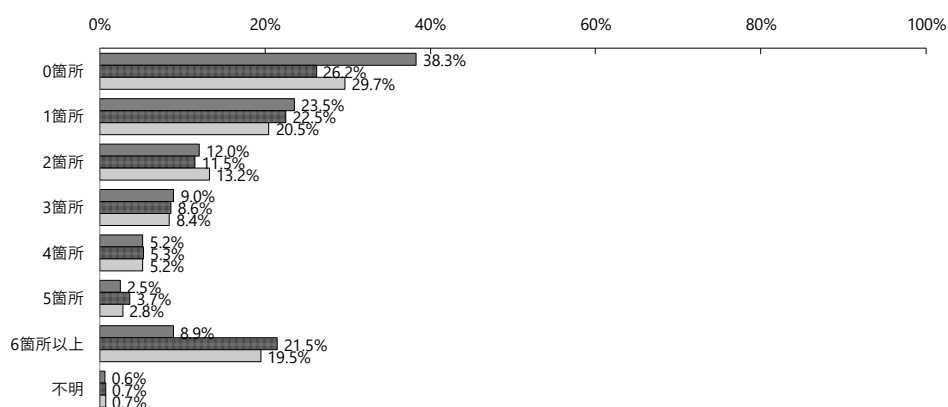
質問6 事業実施箇所数

①'産後ケア事業を実施する分娩取扱のある産科医療機関



■ 1.短期入所 (ショートステイ) 型 (N=1266) ■ 2.通所 (デイサービス) 型 (N=1307) □ 3.居宅訪問 (アウトリーチ) 型 (N=1169)

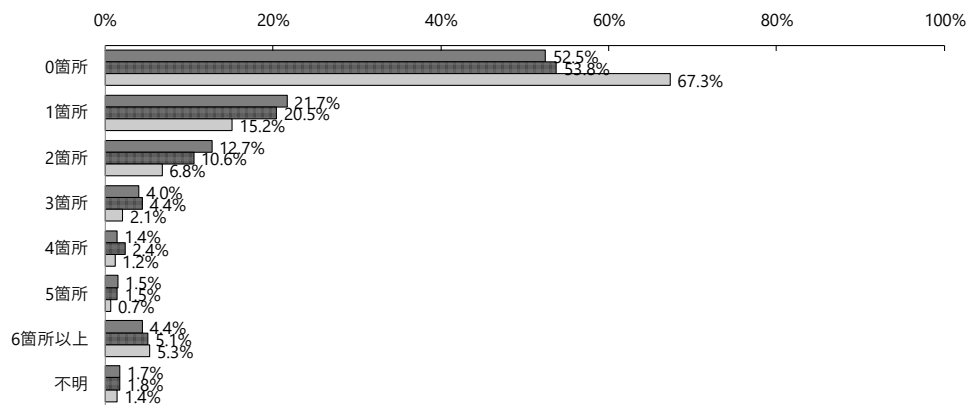
②産後ケア事業を実施する助産所



■ 1.短期入所 (ショートステイ) 型 (N=1262) ■ 2.通所 (デイサービス) 型 (N=1309) □ 3.居宅訪問 (アウトリーチ) 型 (N=1186)

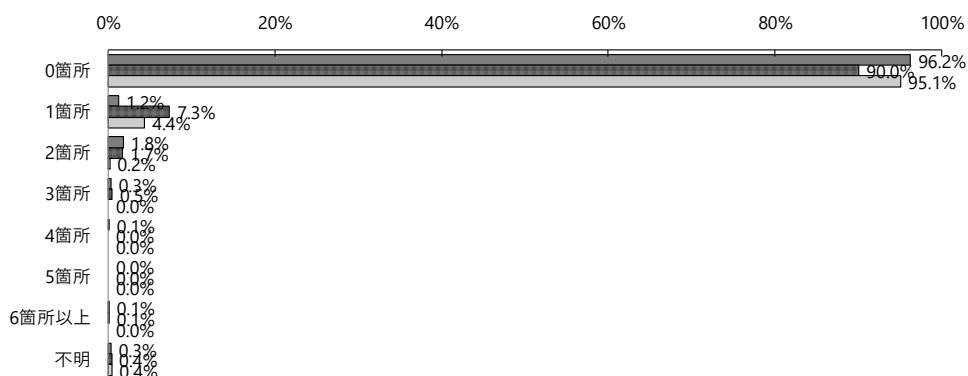
質問6 事業実施箇所数

②'産後ケア事業を実施する分娩取扱のある助産所



■ 1.短期入所（ショートステイ）型 (N=1260) ■ 2.通所（デイサービス）型 (N=1305) □ 3.居宅訪問（アウトリーチ）型 (N=1181)

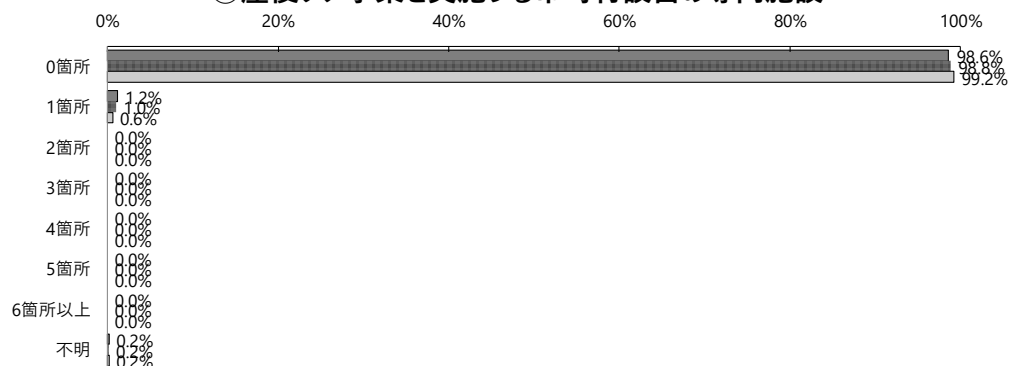
③産後ケア事業を実施する小児科医療機関



■ 1.短期入所（ショートステイ）型 (N=1252) ■ 2.通所（デイサービス）型 (N=1293)

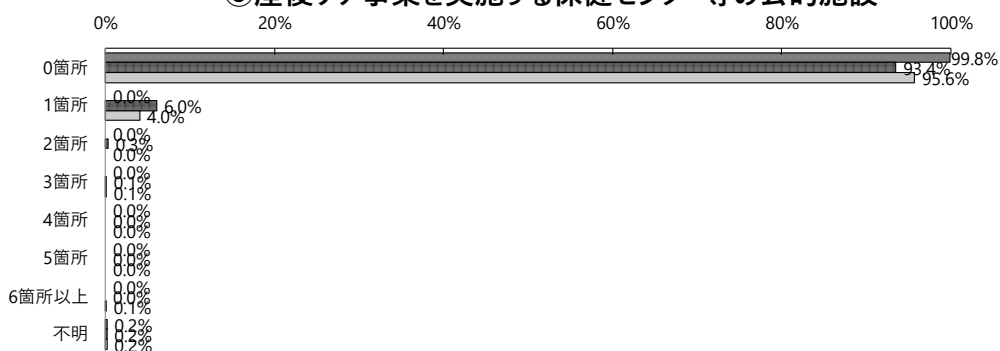
質問6 事業実施箇所数

④産後ケア事業を実施する市町村設営の専門施設



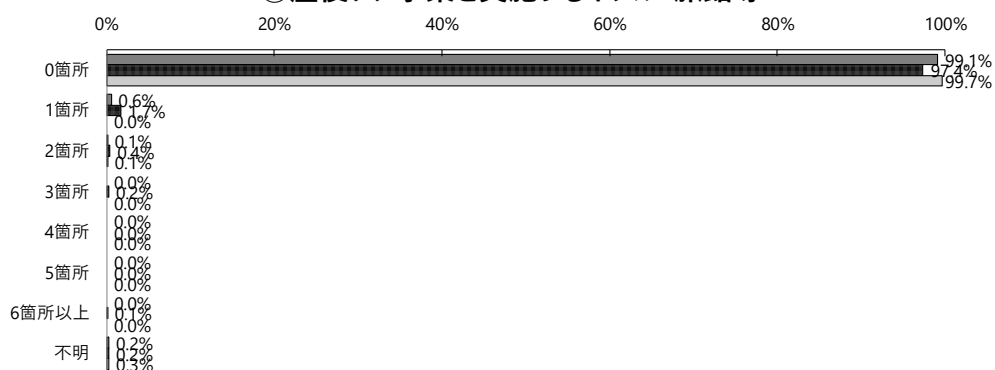
■ 1.短期入所（ショートステイ）型 (N=1251) ■ 2.通所（デイサービス）型 (N=1292) □ 3.居宅訪問（アウトリーチ）型 (N=1171)

⑤産後ケア事業を実施する保健センター等の公的施設



■ 1.短期入所（ショートステイ）型 (N=1251) ■ 2.通所（デイサービス）型 (N=1292) □ 3.居宅訪問（アウトリーチ）型 (N=1171)

⑥産後ケア事業を実施するホテル・旅館等

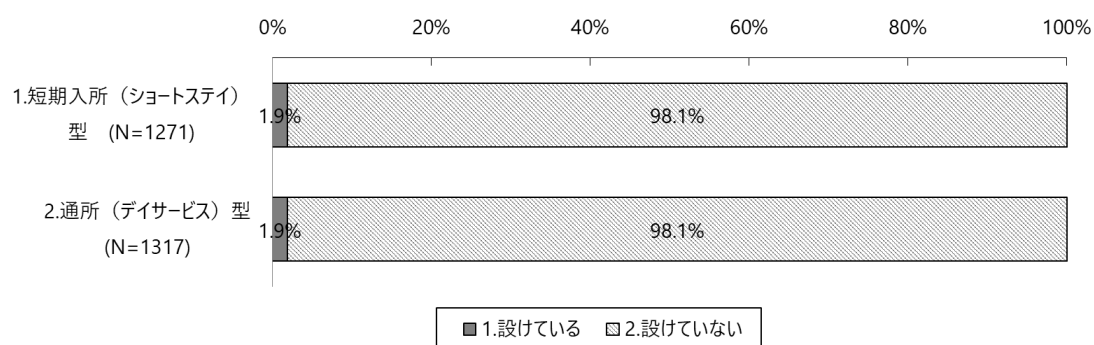


■ 1.短期入所（ショートステイ）型 (N=1251) ■ 2.通所（デイサービス）型 (N=1292) □ 3.居宅訪問（アウトリーチ）型 (N=1171)

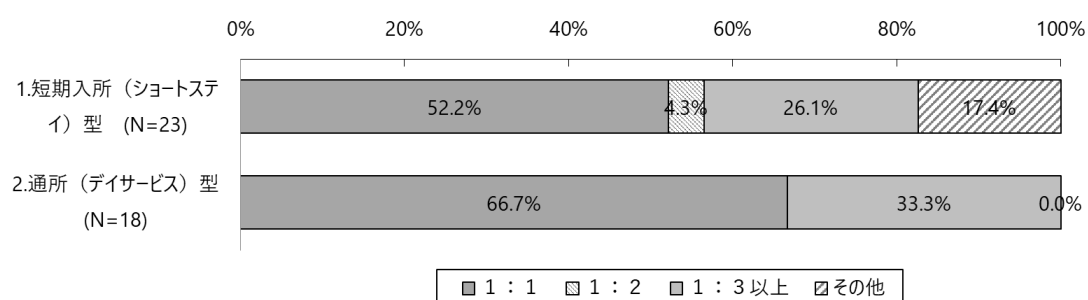
## 質問7 市町村独自の職員配置基準の有無

質問7 産後ケア事業の実施において、国が定める基準以上に、貴市町村独自の職員配置基準を設けていますか。

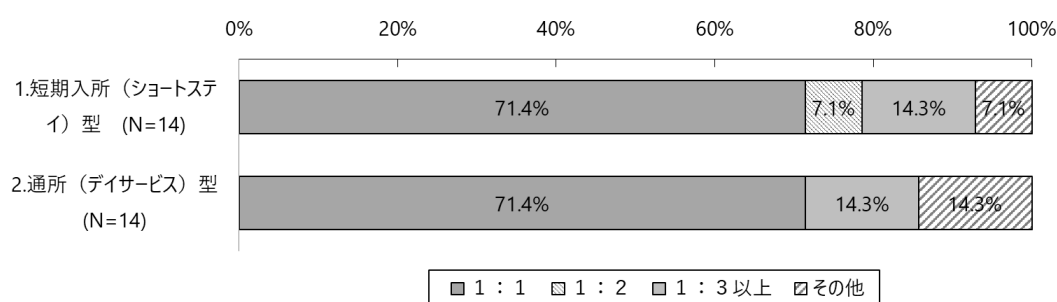
### ① 専門職の配置基準の有無



### ② 専門職の配置基準 (助産師等の人数 : 産婦の人数)



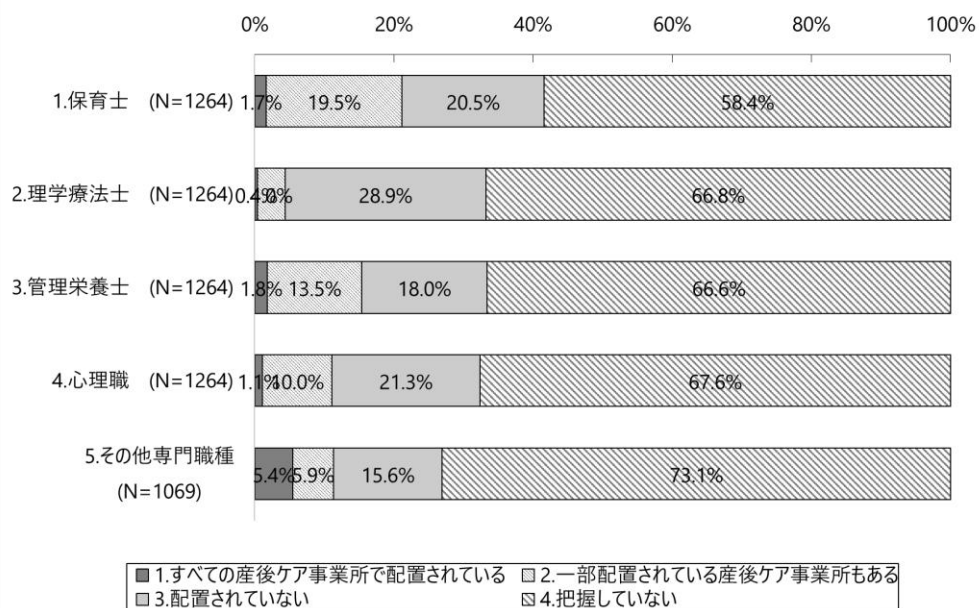
### ③ 専門職の配置基準 (助産師等の人数 : 乳児の人数)



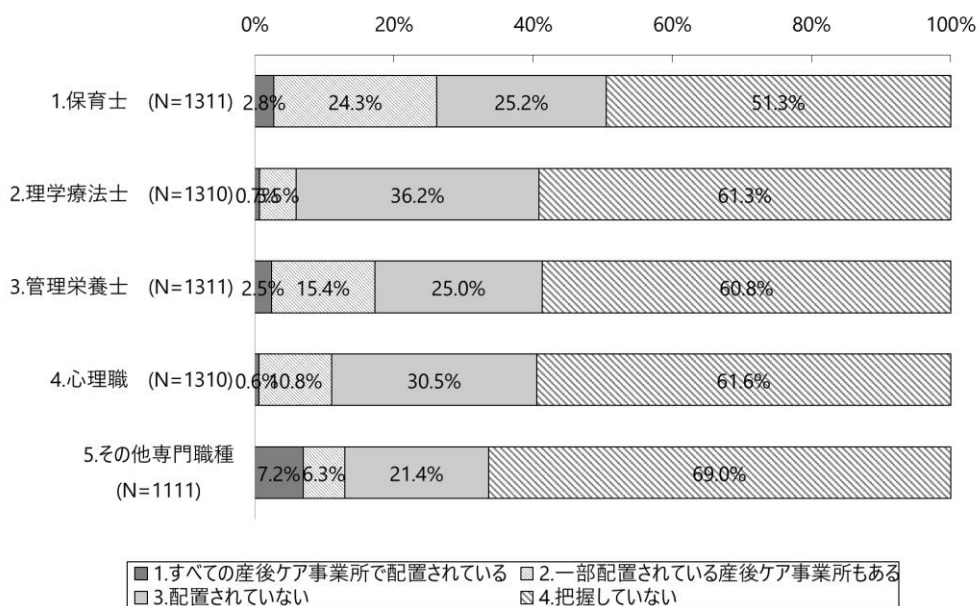
## 質問8 専門職の配置状況

質問8 産後ケア事業の実施において、下記の専門職は配置されていますか。

専門職の配置状況（短期入所（ショートステイ）型）

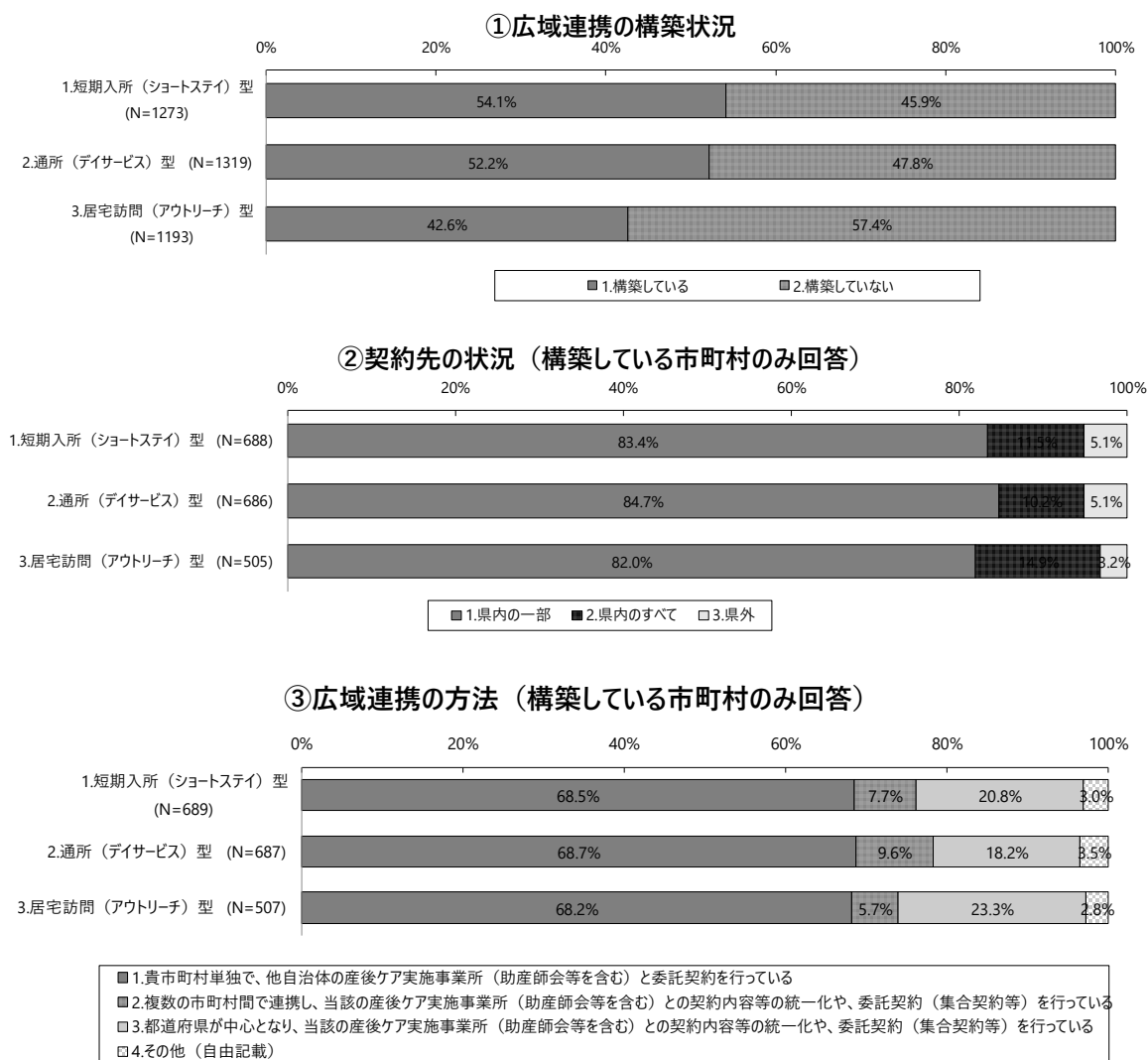


専門職の配置状況（通所（デイサービス）型）



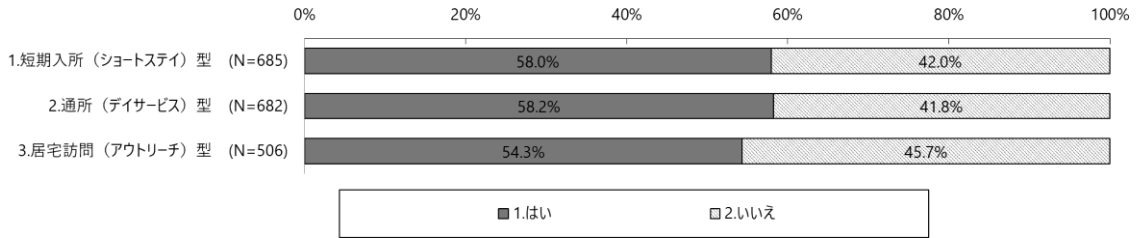
## 質問9 市町村を越えた仕組みの実施有無・契約先の状況・広域連携の方法・今後の拡大意向

質問9 市町村を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組み（以下、「広域連携※」という。）の構築状況についてお答えください。



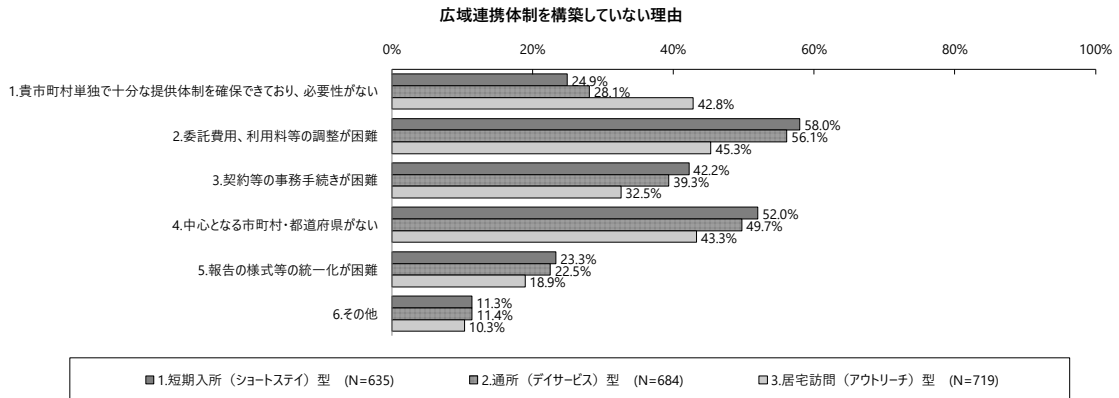
質問9 市町村を越えた仕組みの実施有無・契約先の状況・広域連携の方法・今後の拡大意向

④広域連携拡大意向の有無



質問10 構築しない理由（「構築していない」と回答した市町村のみ）

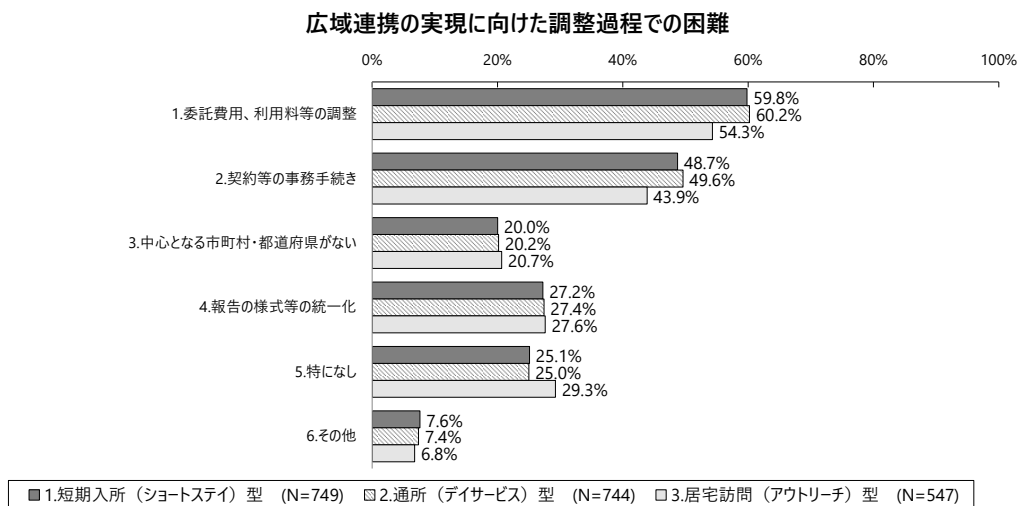
質問10 構築していない理由をお聞かせください。（当てはまるものすべて）



（複数回答）

**質問11 広域連携の実現に向けた困難(「構築している」と回答した市町村のみ)**

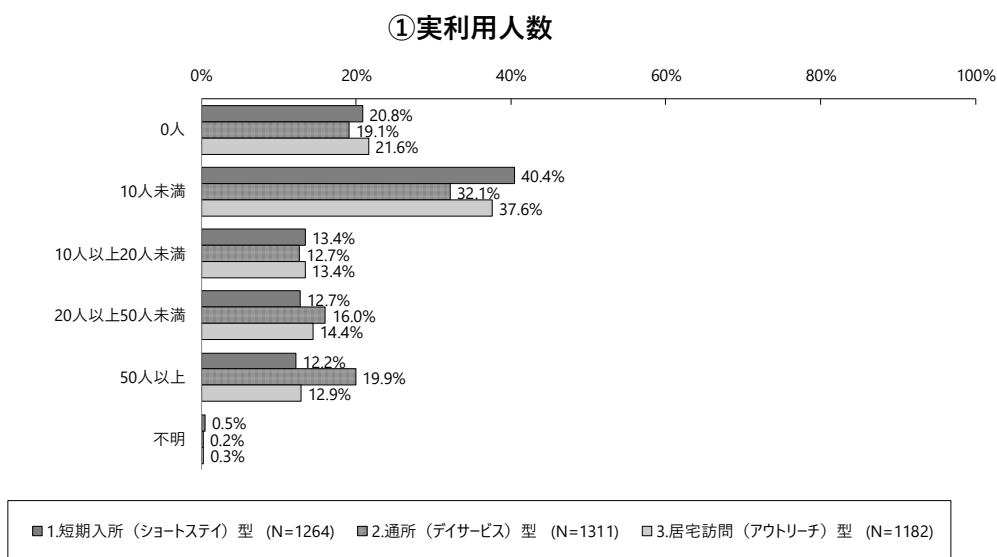
質問11 広域連携の実現に向けた調整過程で困難だったことに関して、当てはまるものをすべてお答えください。



(複数回答)

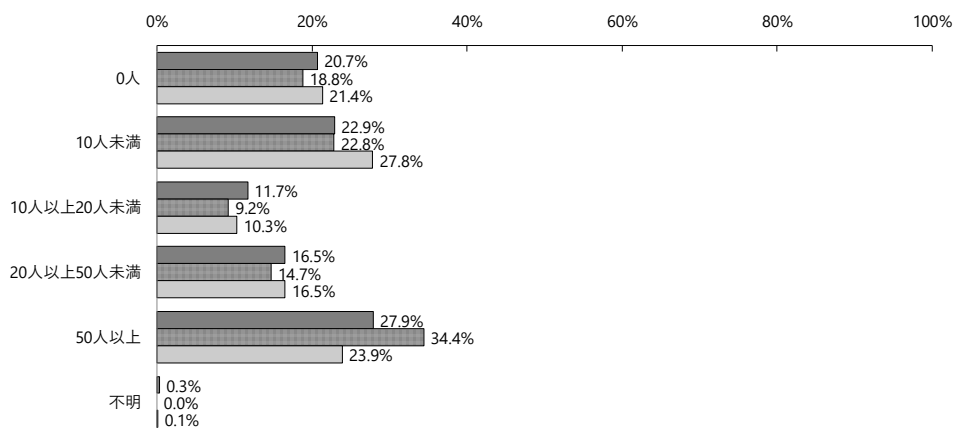
**質問12 実利用人数・延べ利用人数・実申込者数**

質問12 令和6年度の産後ケア事業の利用人数の実績をお答えください。



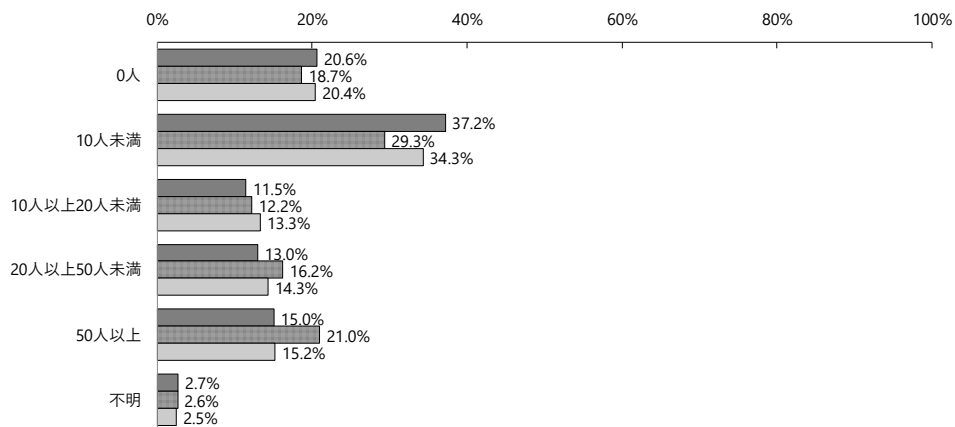
## 質問12 実利用人数・延べ利用人数・実申込者数

### ②延べ利用人数



■ 1.短期入所 (ショートステイ) 型 (N=1266) ■ 2.通所 (デイサービス) 型 (N=1313) □ 3.居宅訪問 (アウトリーチ) 型 (N=1185)

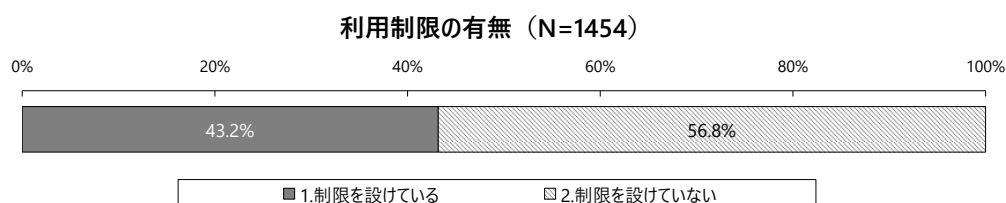
### ③実申込人数



■ 1.短期入所 (ショートステイ) 型 (N=1256) ■ 2.通所 (デイサービス) 型 (N=1302) □ 3.居宅訪問 (アウトリーチ) 型 (N=1175)

### 質問13 利用制限の有無

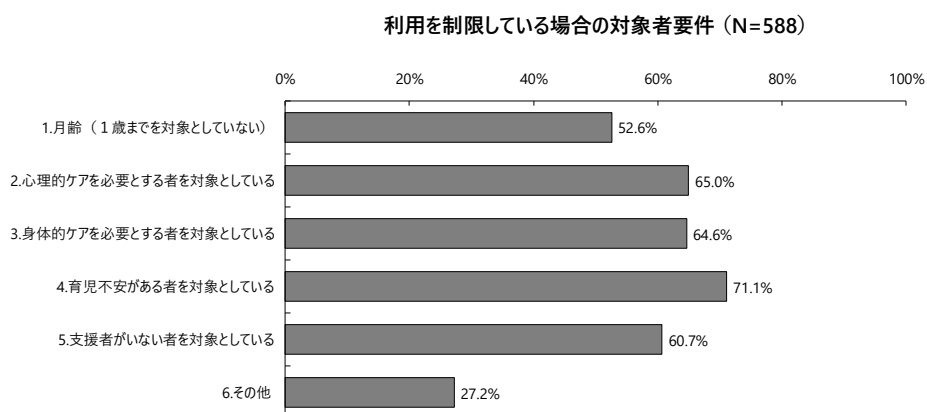
質問13 令和6年度の産後ケア事業の対象者(※)について、制限を設けていますか。



※「産後ケア事業実施要綱」において、産後ケア事業の対象者を「産後ケアを必要とする者」と定めています。

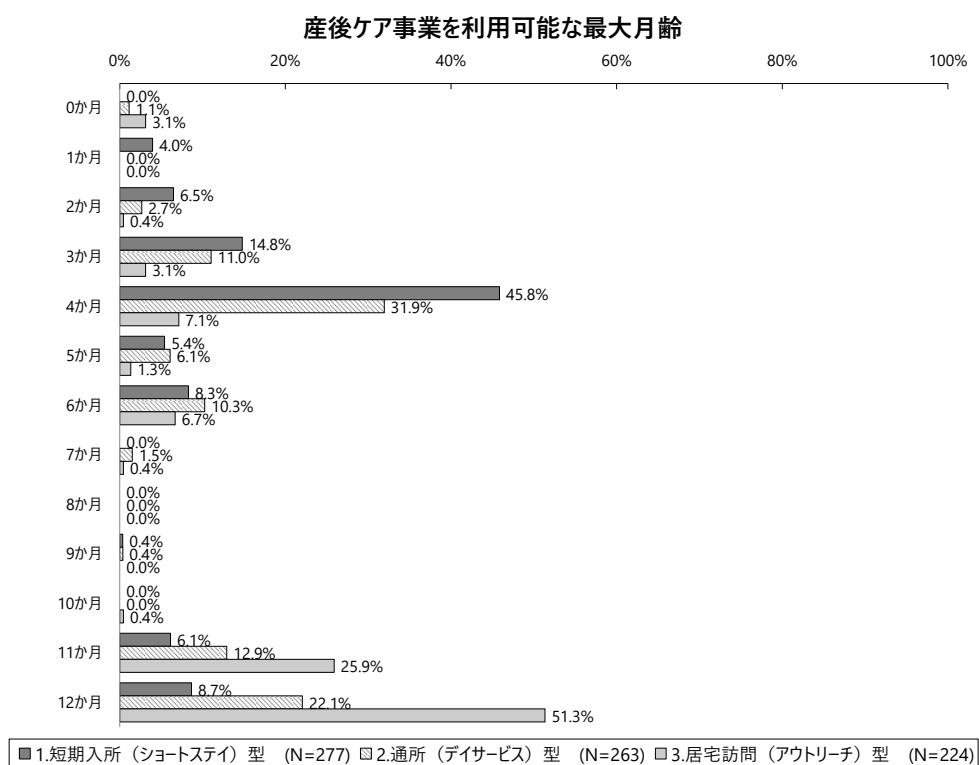
### 質問14 利用を制限している場合の対象者の要件

質問14 対象者の要件に関して自治体としてどのような制限を設けていますか。当てはまるものをすべてお答えください。



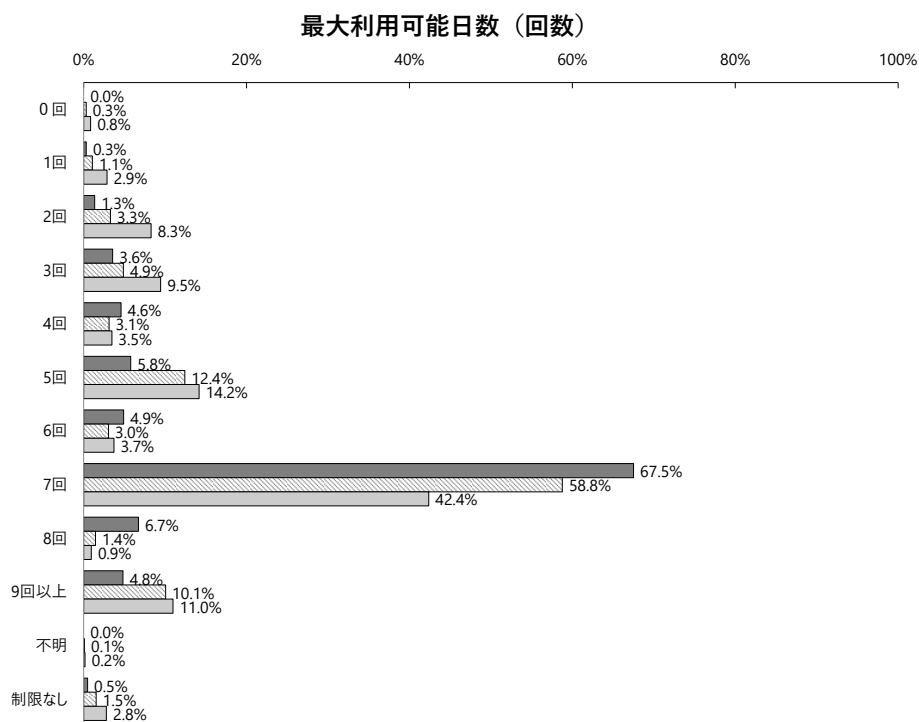
(複数回答)

「1.月齢(1歳までを対象としていない)」を選択した場合は、下部で最大月齢についてご回答ください



### 質問15 最大利用可能日数(回数)

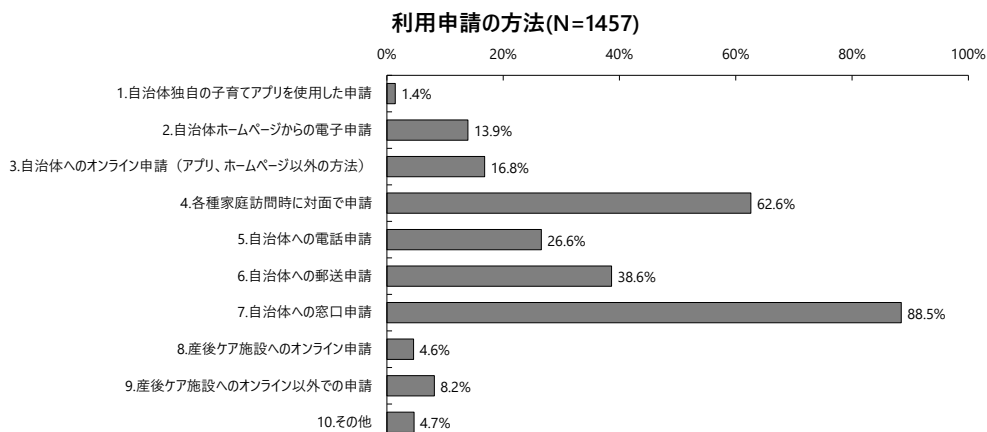
質問15 事業類型別に最大利用可能日数(回数)をお答えください。



■ 1.短期入所 (ショートステイ) 型 (N=1265)   □ 2.通所 (デイサービス) 型 (N=1312)   ▨ 3.居宅訪問 (アウトリーチ) 型 (N=1185)

### 質問16 利用の申請方法

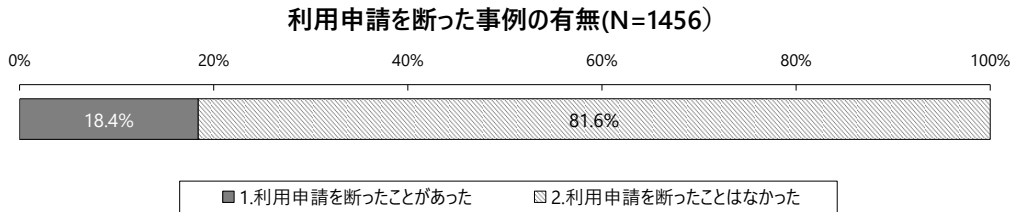
質問16 産後ケア事業の利用にあたっての申請方法として当てはまるものすべてをお答えください。



(複数回答)

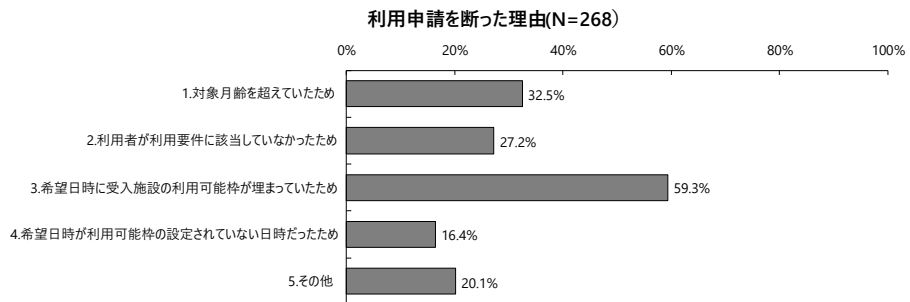
### 質問17 利用申請を断ったことの有無

質問17 令和6年度、貴自治体として産後ケア事業の利用申請を断ったことはありますか。



### 質問18 断った理由

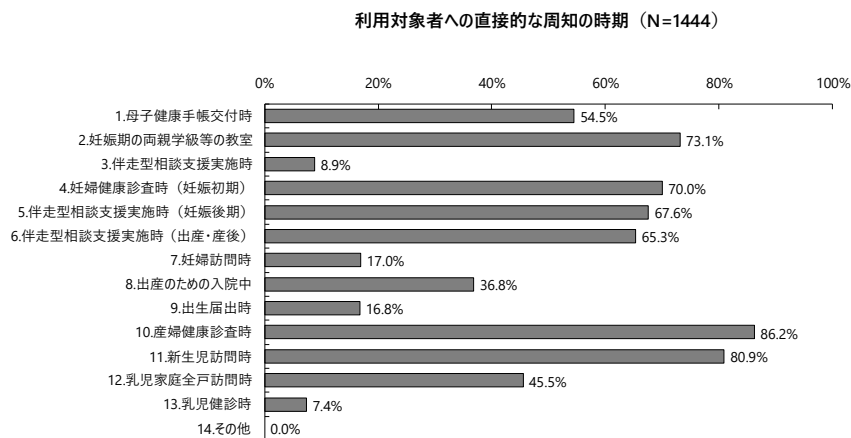
質問18 質問17で「1.利用申請を断ったことがあった」と回答した場合、その理由として当てはまるものをすべてお答えください。



(複数回答)

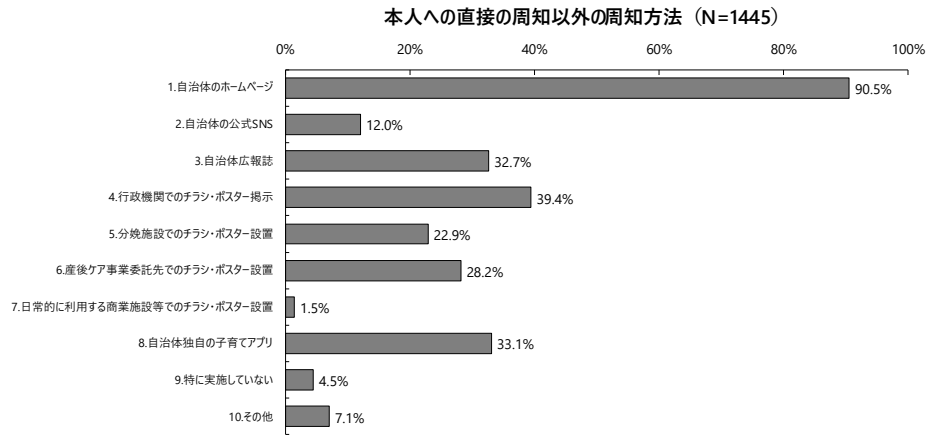
### 質問19 周知の時期・周知方法

質問19(1) 産後ケア事業の周知の実施状況(利用対象者への直接的な周知の時期)として、当てはまるものすべてお答えください。



(複数回答)

質問19(2) 本人への直接の周知以外に、どのような方法で周知を行っていますか。あてはまるものすべてお答えください。もしくは(複数回答)

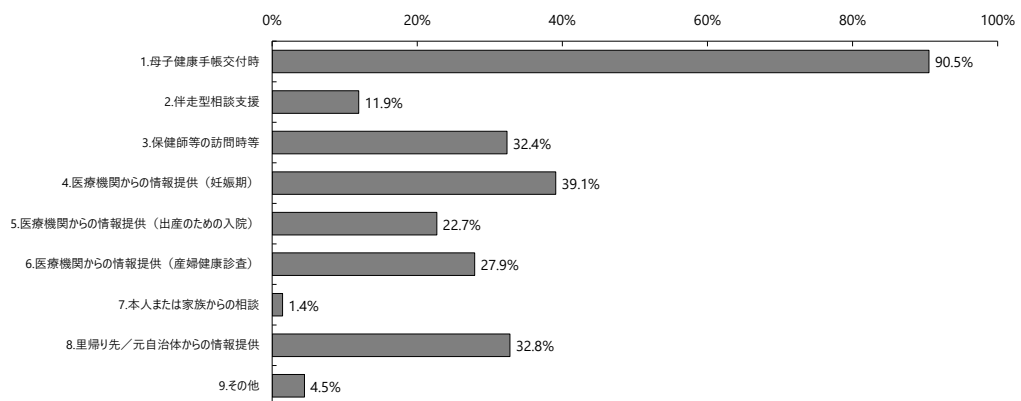


(複数回答)

## 質問20 支援が必要な人の把握方法

質問20 産後ケア事業対象者のうち、特に支援が必要な人(行政から本人に利用を勧奨する対象者)をどのように把握していますか。当てはまるものすべてお答えください。

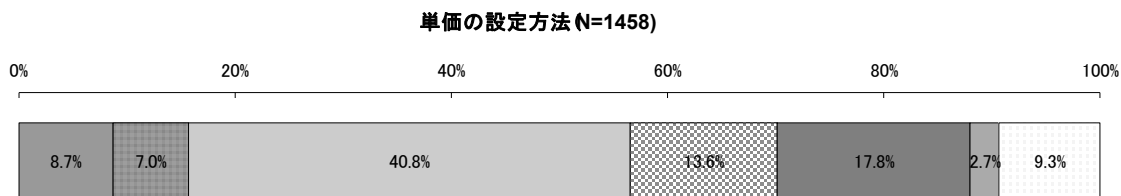
産後ケア事業対象者のうち、特に支援が必要な人(行政から本人に利用を勧奨する対象者)の把握方法 (N=1458)



(複数回答)

## 質問21 単価の設定方法

質問21 産後ケア事業の単価の設定方法として、最も近いものをお選びください。



- 1.人数にかかわらず定額で委託
- 2.一人当たりの自治体補助額は同額、自己負担額は委託先ごとに異なる
- 3.一人当たりの自治体補助額及び自己負担額が定額かつ、どの委託先でも同額
- 4.一人当たりの自治体補助額は委託先ごとに異なり、自己負担額は定額
- 5.委託料は委託先毎に異なり、自己負担額も運動して異なる
- 6.直営のため委託料は発生しない
- 7.その他

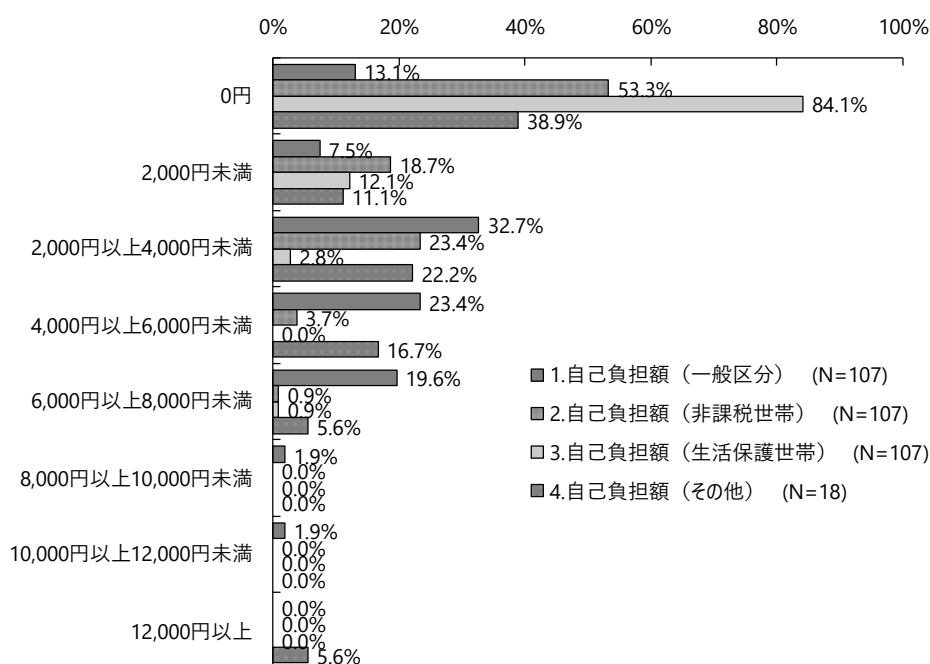
## 質問22 自己負担額・委託料(質問21で、「1.人数にかかわらず定額で委託」と回答した場合のみ)

質問22 自己負担額及び委託料(年度単位の額)をお答えください。

(質問21で、「1.人数にかかわらず定額で委託」と回答した場合のみ回答)

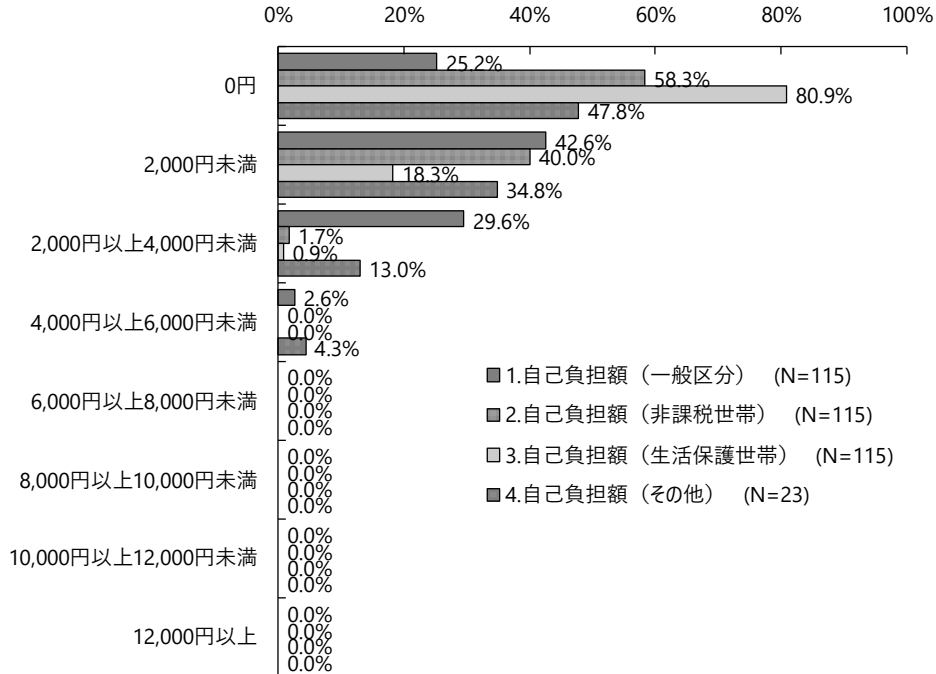
### 1. 自己負担額

#### ①短期入所(ショートステイ)型の自己負担額

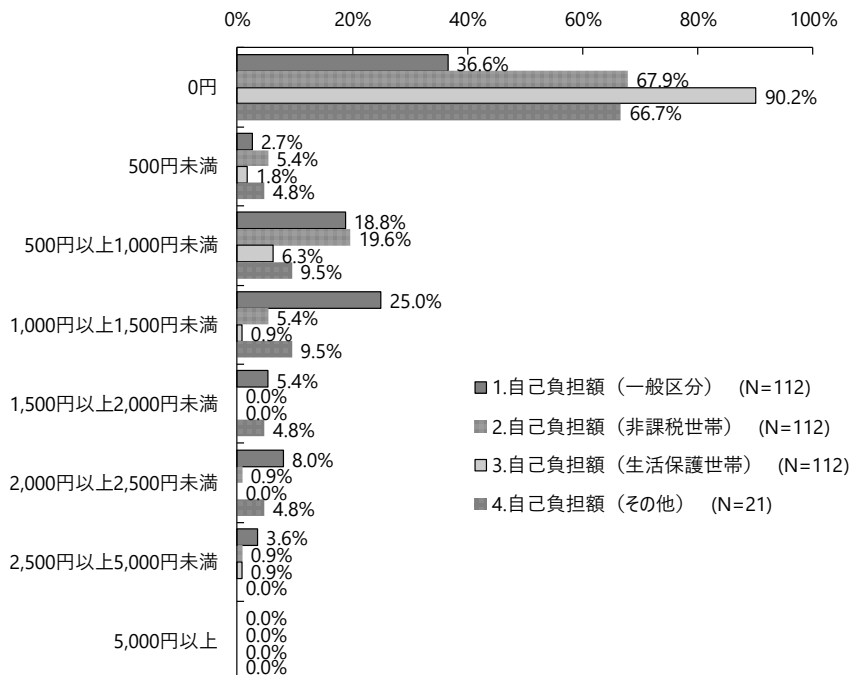


質問22 自己負担額・委託料(質問 21 で、「1.人数にかかわらず定額で委託」と回答した場合のみ)

②通所（デイサービス）型の自己負担額

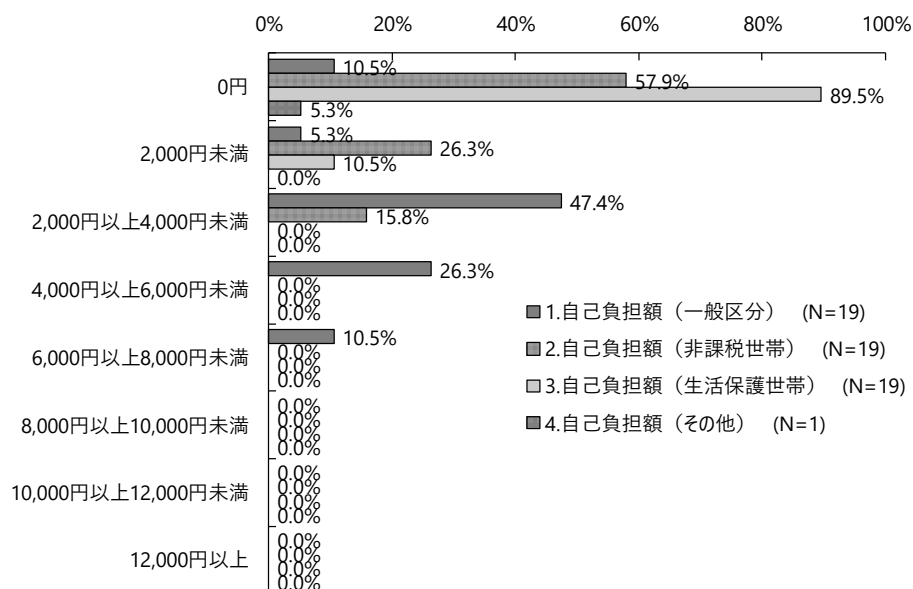


③居宅訪問（アウトリーチ）型の自己負担額

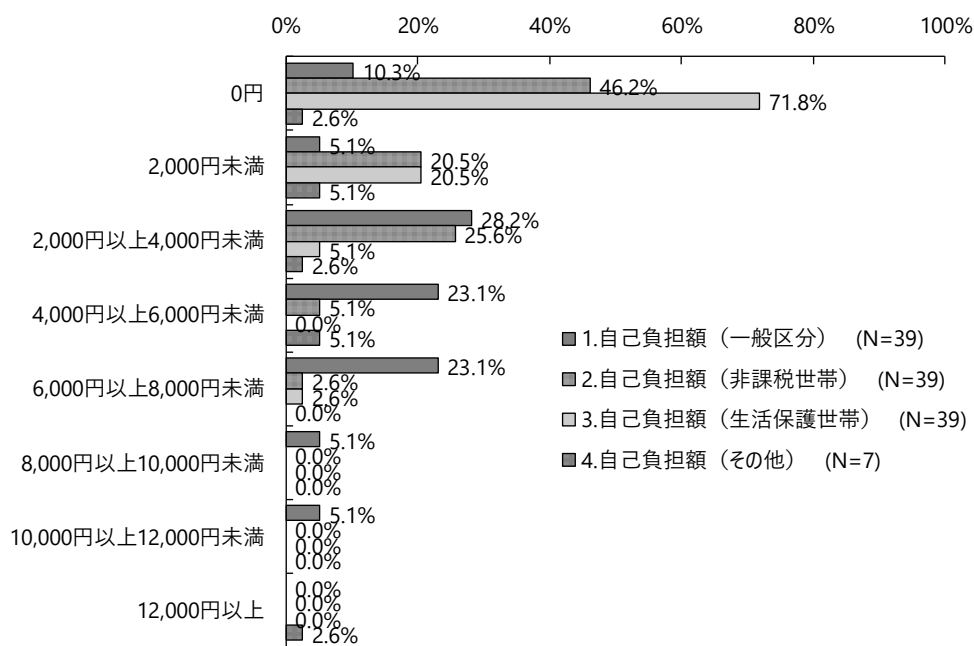


質問22 自己負担額・委託料(質問 21 で、「1.人数にかかわらず定額で委託」と回答した場合のみ)

①'短期入所（ショートステイ）型の自己負担額  
（1日単位のみ再集計）



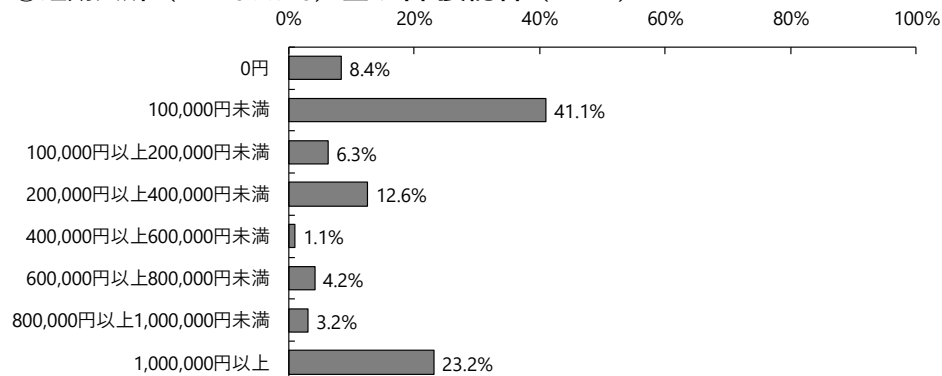
①'短期入所（ショートステイ）型の自己負担額  
（1泊2日単位のみ再集計）



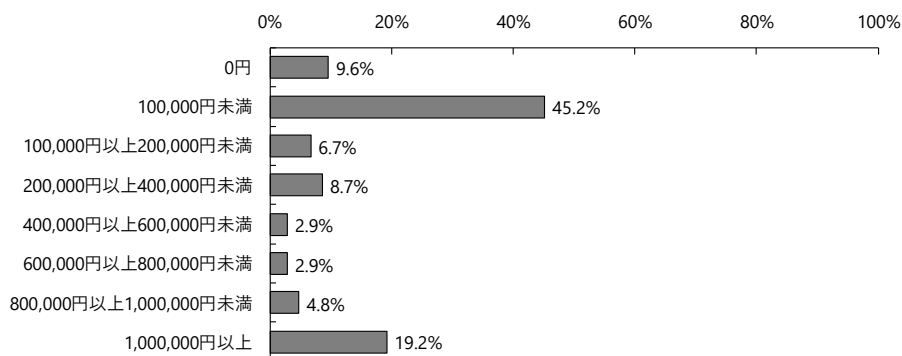
質問22 自己負担額・委託料(質問 21 で、「1.人数にかかわらず定額で委託」と回答した場合のみ)

## 2. 年間委託料

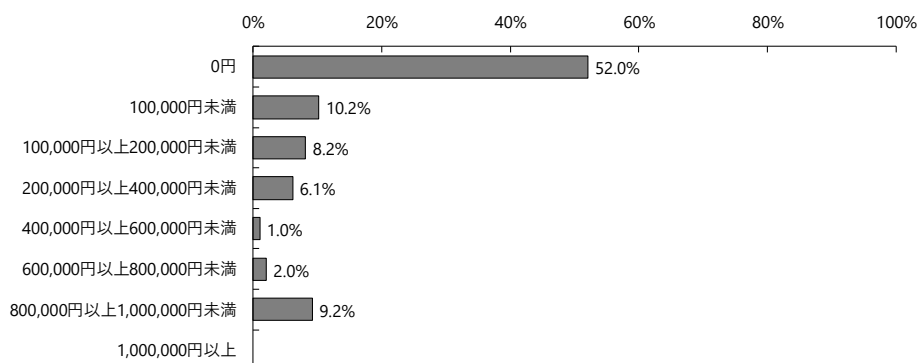
### ①短期入所（ショートステイ）型の年間委託料（N=95）



### ②通所（デイサービス）型の年間委託料（N=104）

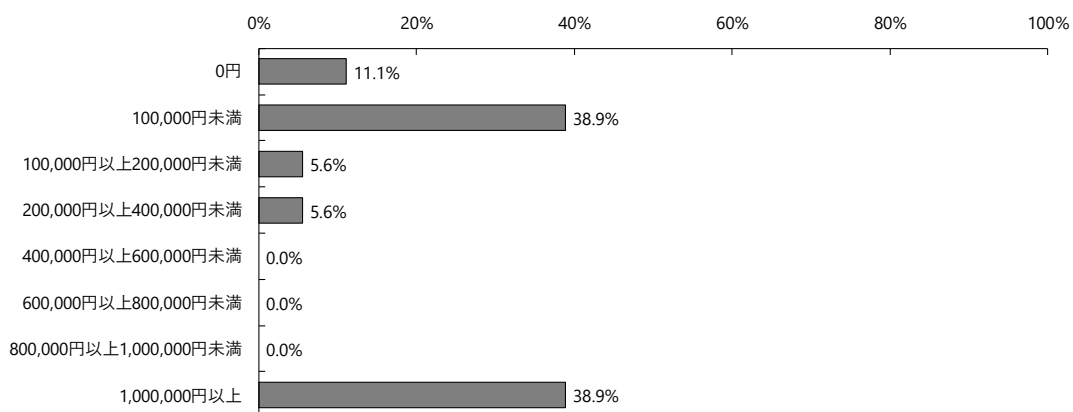


### ③居宅訪問（アウトリーチ）型の年間委託料（N=98）

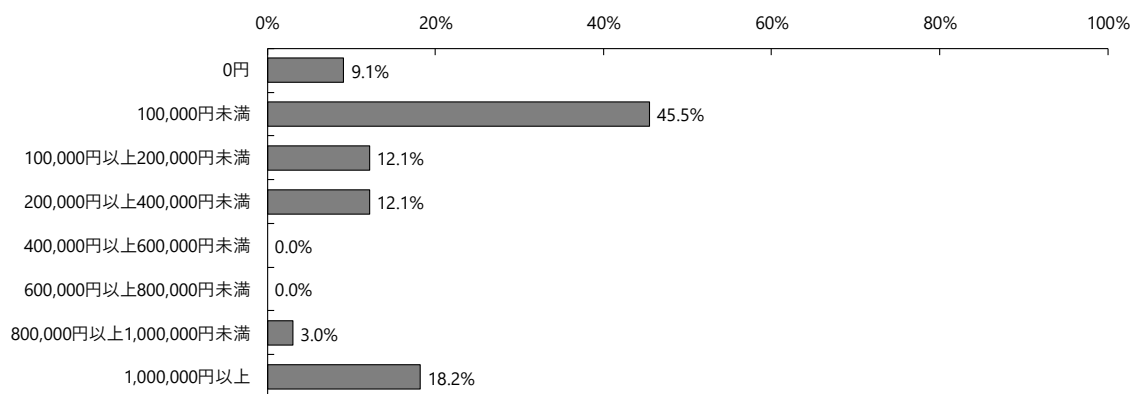


質問22 自己負担額・委託料(質問 21 で、「1.人数にかかわらず定額で委託」と回答した場合のみ)

①'短期入所（ショートステイ）型の年間委託料  
(1日単位のみ再集計) (N=18)



①''短期入所（ショートステイ）型の年間委託料  
(1泊2日単位のみ再集計) (N=33)

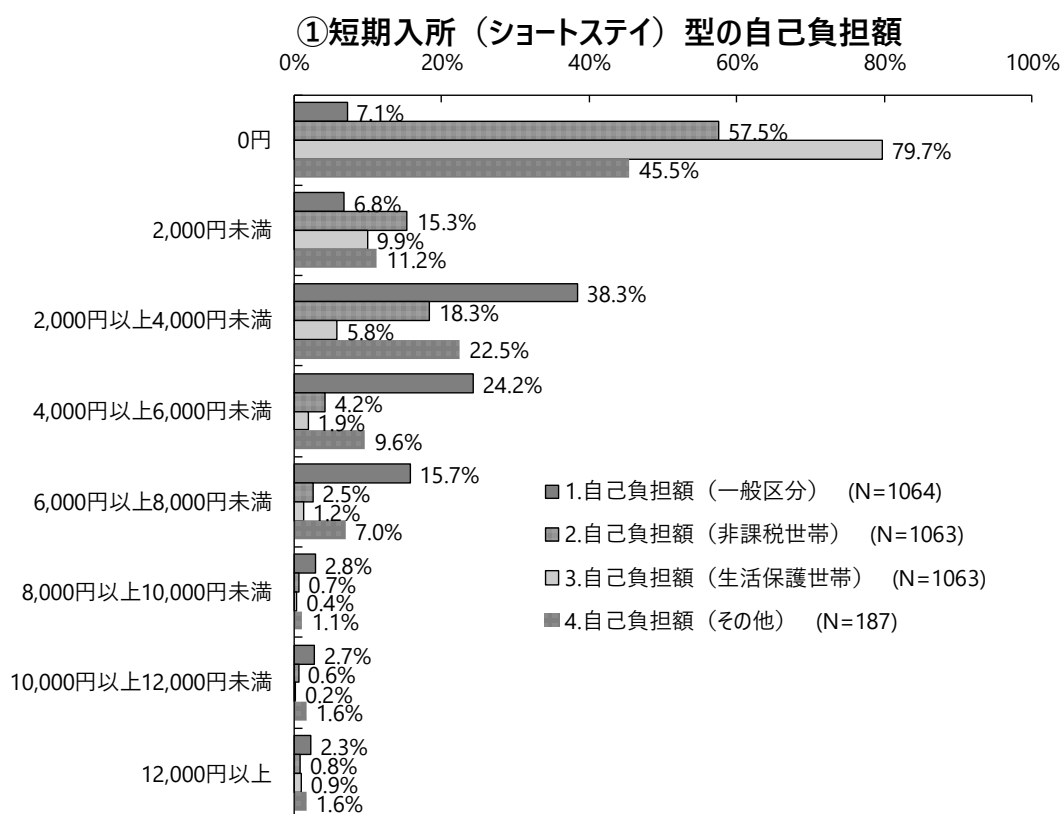


## 質問23 単価の設定

質問23 単価の設定をお答えください。

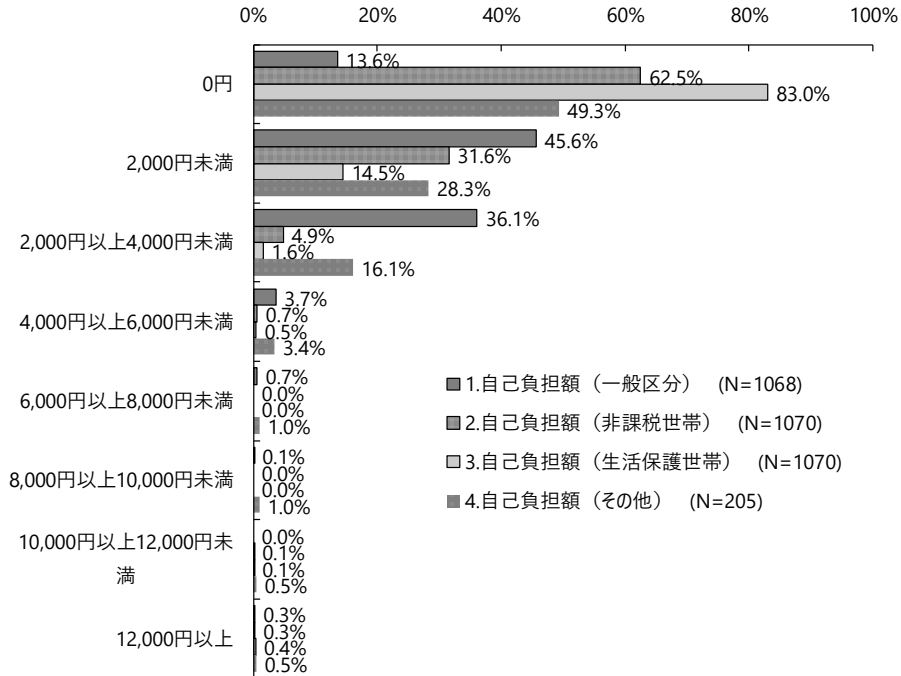
(質問 21 で「2.一人当たりの自治体補助額は同額、自己負担額は委託先ごとに異なる」「3.一人当たりの自治体補助額及び自己負担額が定額かつ、どの委託先でも同額」「4.一人当たりの自治体補助額は委託先ごとに異なり、自己負担額は定額」「5.委託料は委託先毎に異なり、自己負担額も連動して異なる」のいずれかを選択した場合に回答)

### 1. 自己負担額

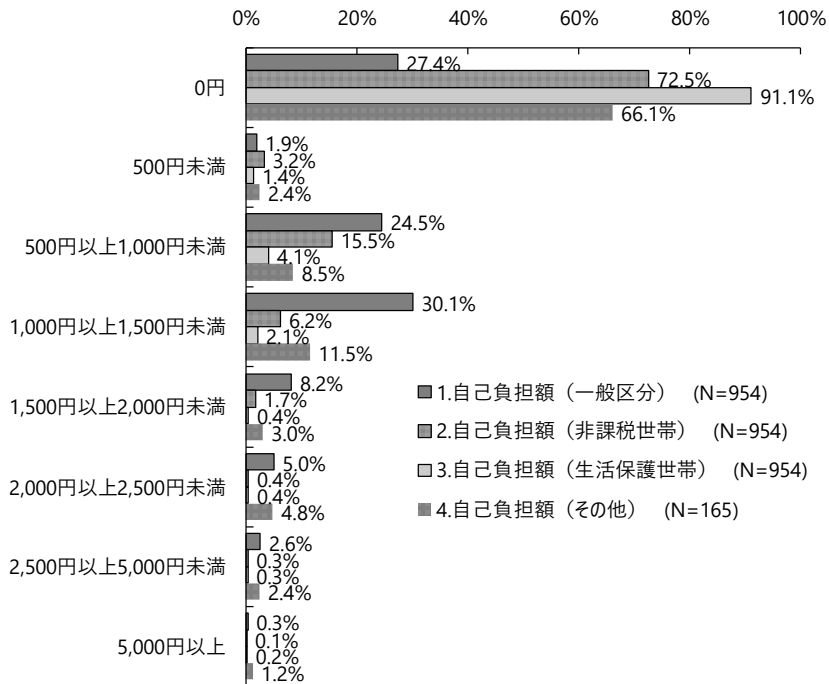


質問23 単価の設定

②通所（デイサービス）型の自己負担額

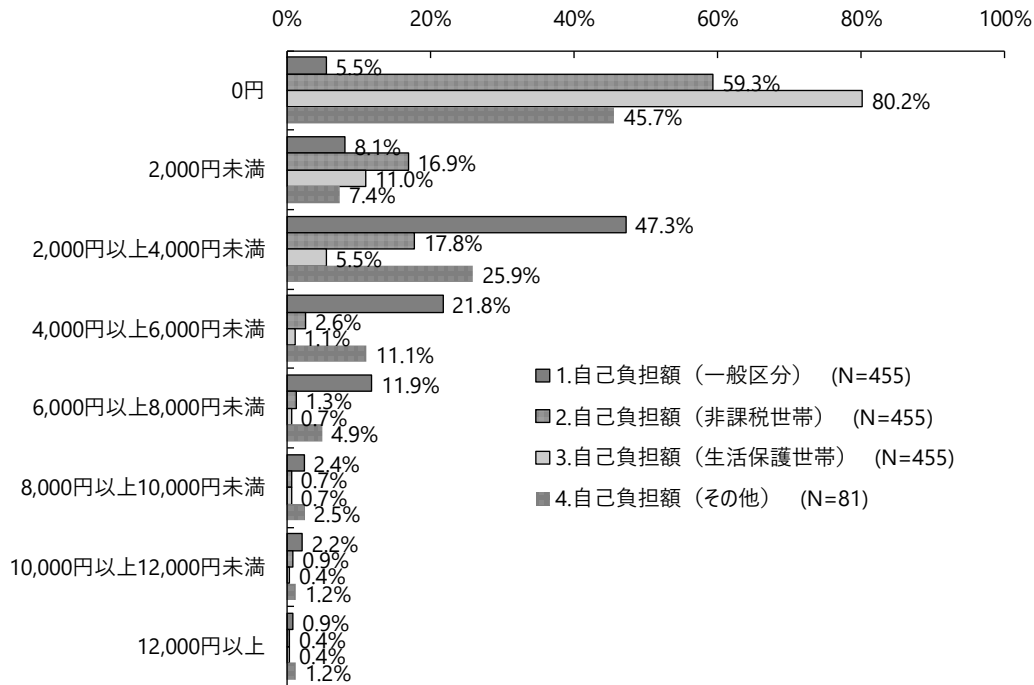


③居宅訪問（アウトリーチ）型の自己負担額



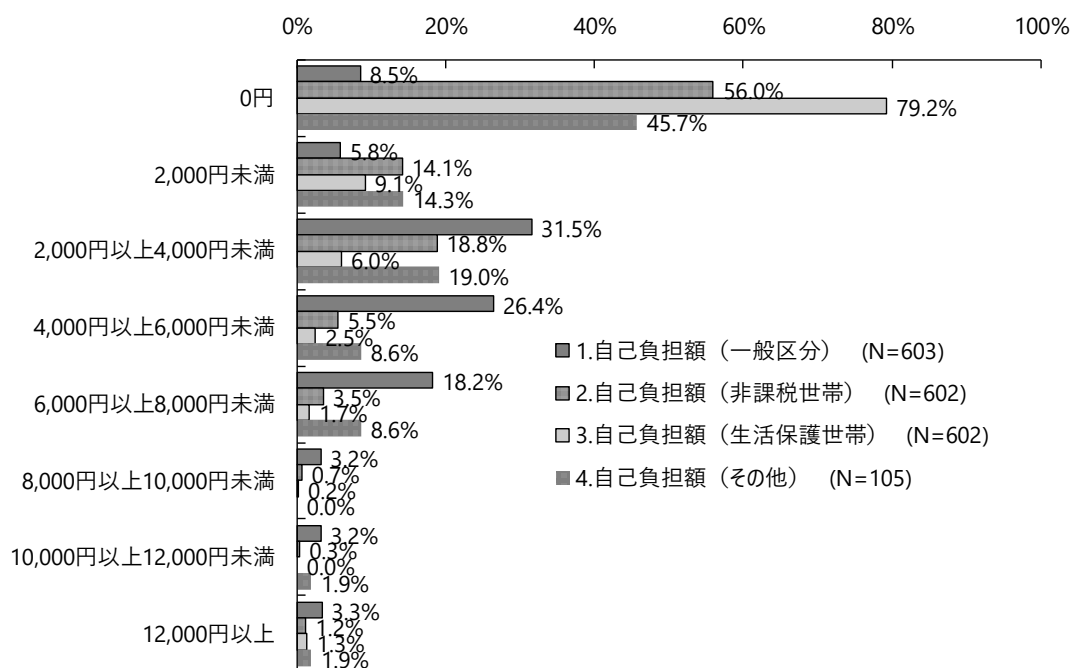
①'短期入所（ショートステイ）型の自己負担額

（1日単位のみ再集計）



①'短期入所（ショートステイ）型の自己負担額

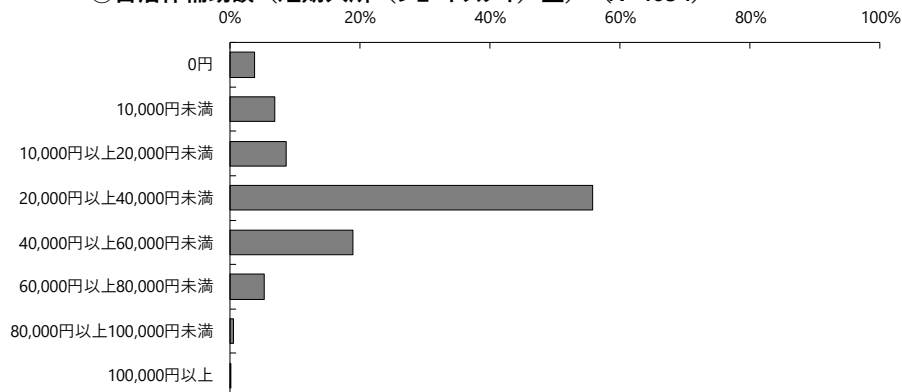
（1泊2日単位のみ再集計）



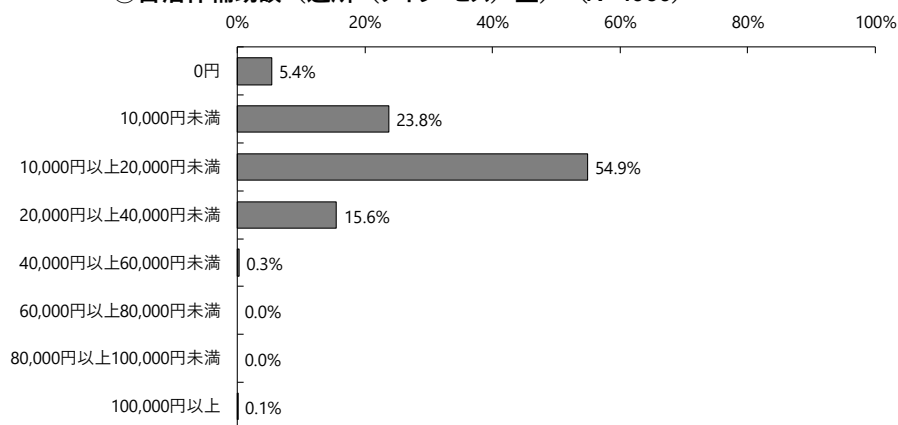
質問23 単価の設定

2. 自治体補助額

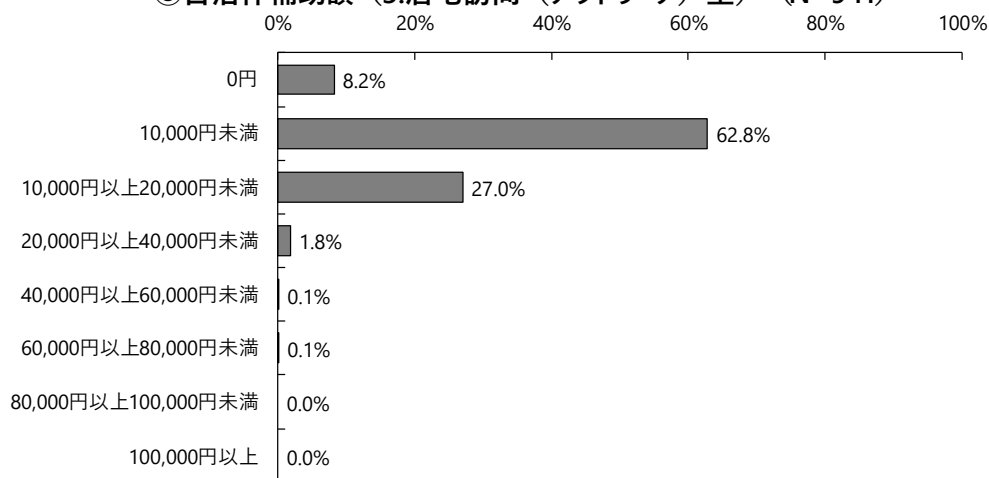
①自治体補助額（短期入所（ショートステイ）型）（N=1054）



②自治体補助額（通所（デイサービス）型）（N=1060）

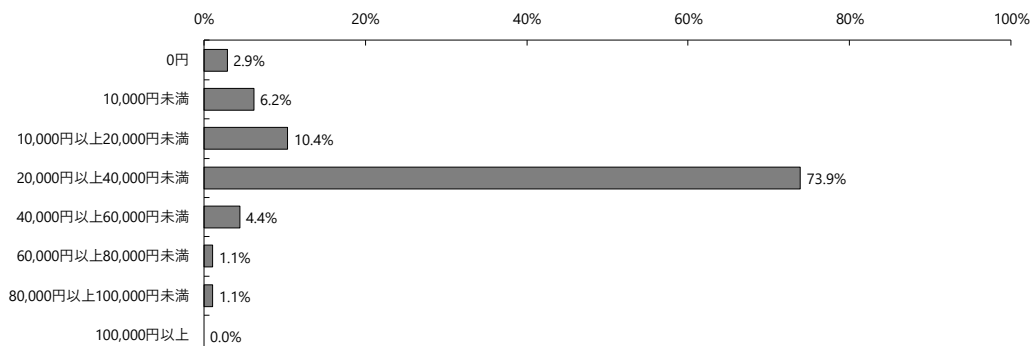


③自治体補助額（3.居宅訪問（アウトリーチ）型）（N=941）

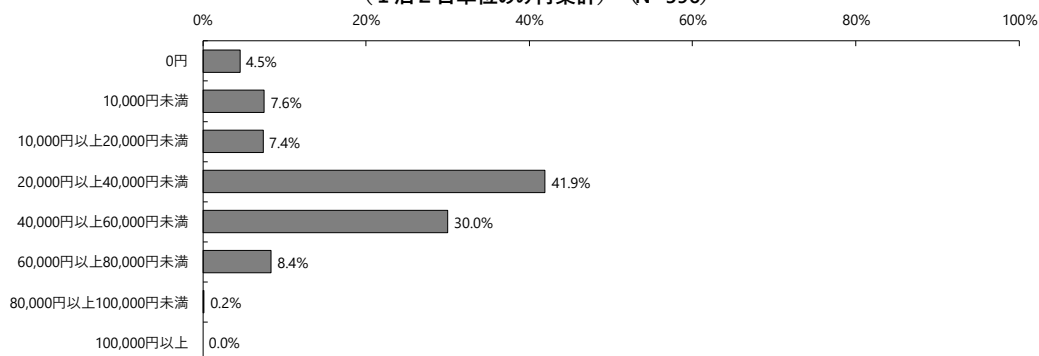


### 質問23 単価の設定

①'自治体補助額（短期入所（ショートステイ）型）  
（1日単位のみ再集計）（N=452）

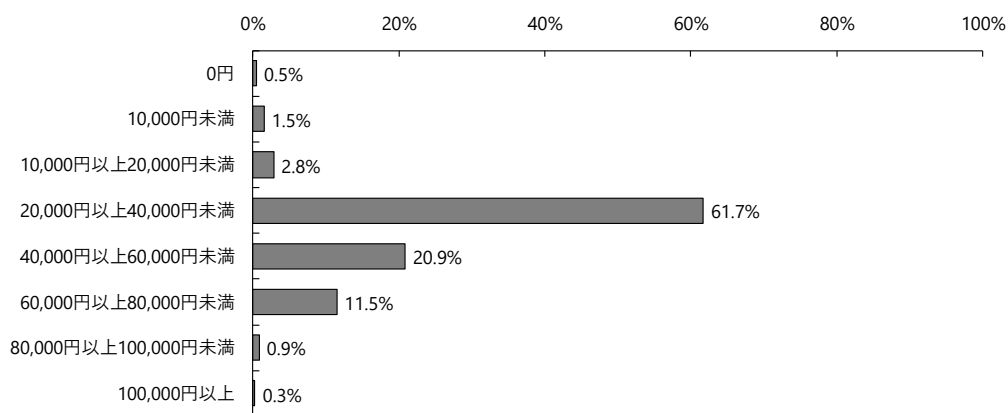


①''自治体補助額（短期入所（ショートステイ）型）  
（1泊2日単位のみ再集計）（N=596）



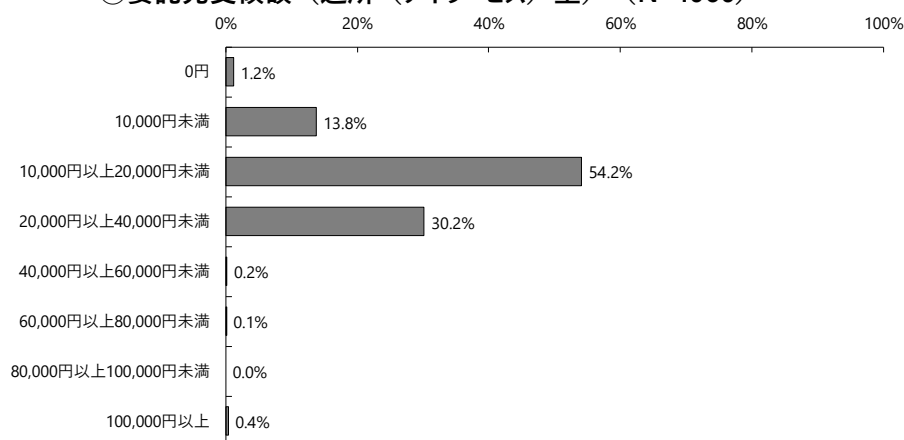
### 3. 委託先受領額

①委託先受領額（短期入所（ショートステイ）型）（N=1054）

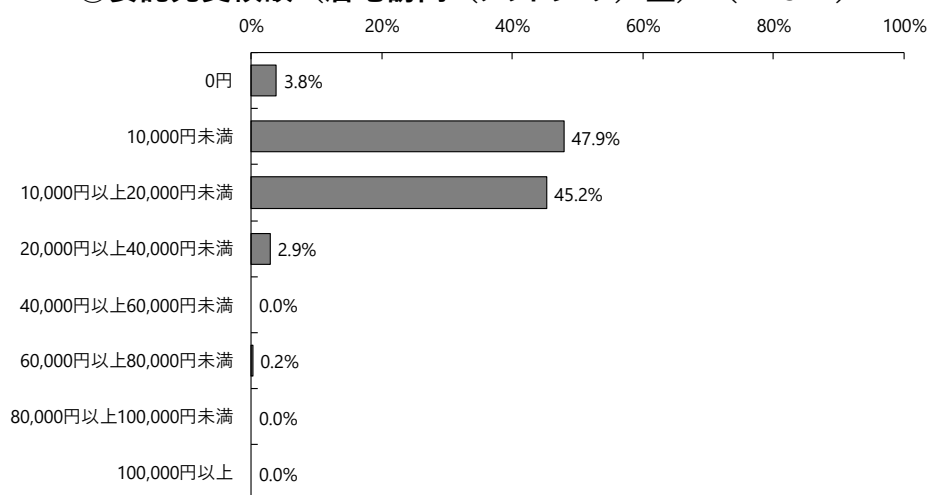


質問23 単価の設定

②委託先受領額（通所（デイサービス）型）（N=1060）

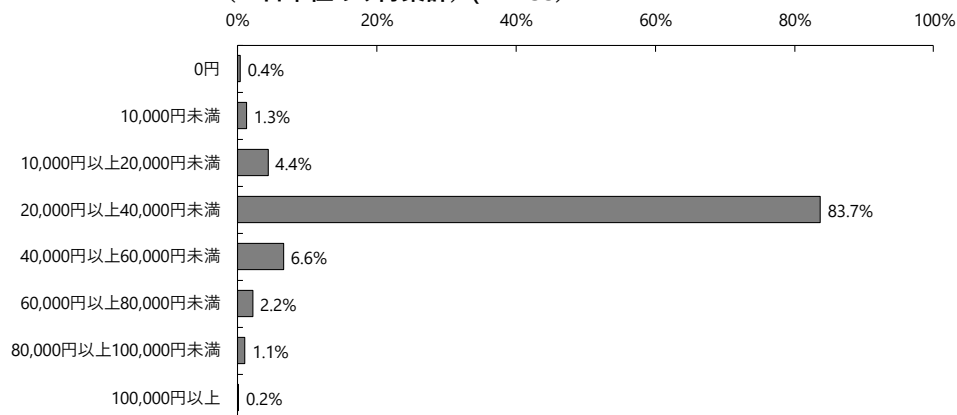


③委託先受領額（居宅訪問（アウトリーチ）型）（N=942）



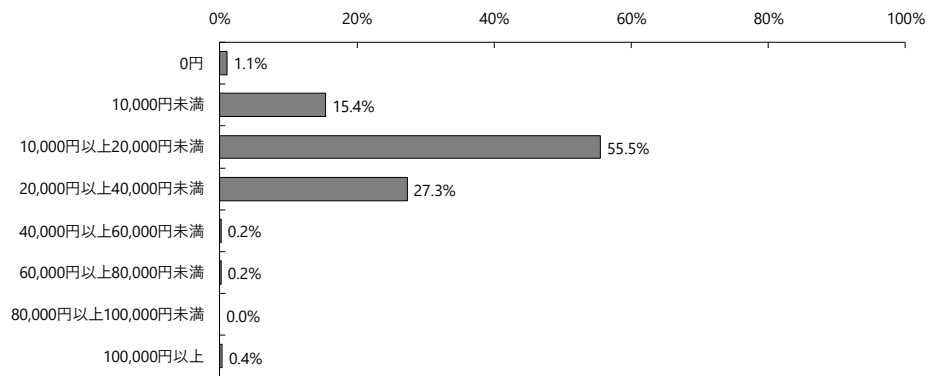
①委託先受領額（短期入所（ショートステイ）型）

（1日単位のみ再集計）（N=453）



① 委託先受領額（短期入所（ショートステイ）型）

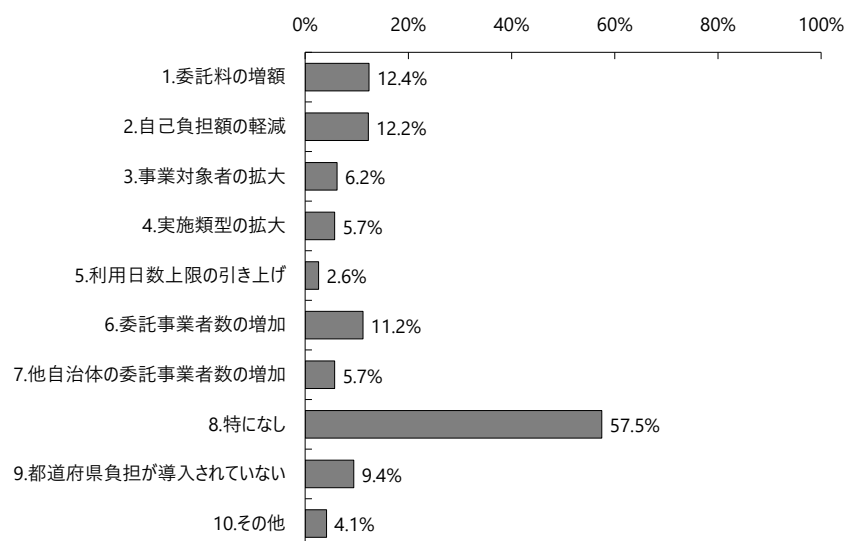
（1泊2日単位のみ再集計）（N=564）



## 質問24 都道府県負担の導入による変化

質問24 令和7年度、都道府県負担の導入による変化について、当てはまるものをすべてお答えください。

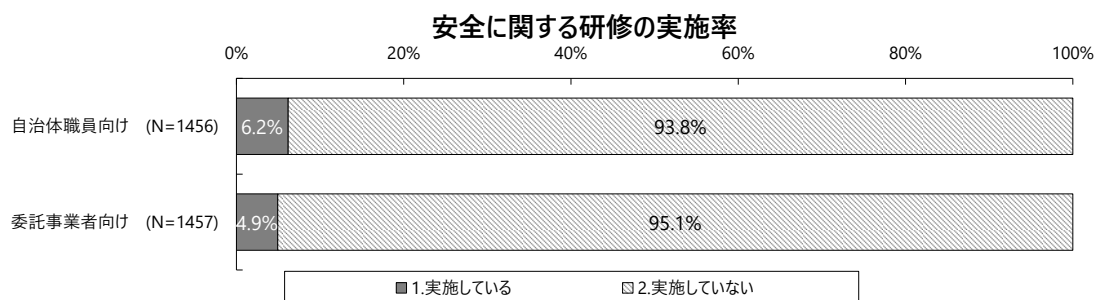
都道府県負担の導入による変化 (N=1456)



(複数回答)

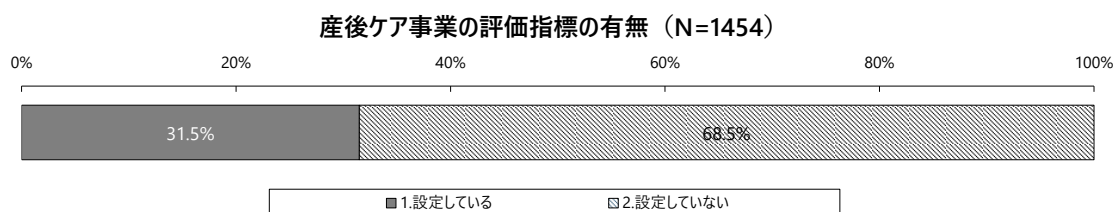
## 質問25 安全に関する研修の実施状況

質問25 産後ケア事業を担当する自治体職員または、委託事業者向けに安全に関する研修を実施していますか。



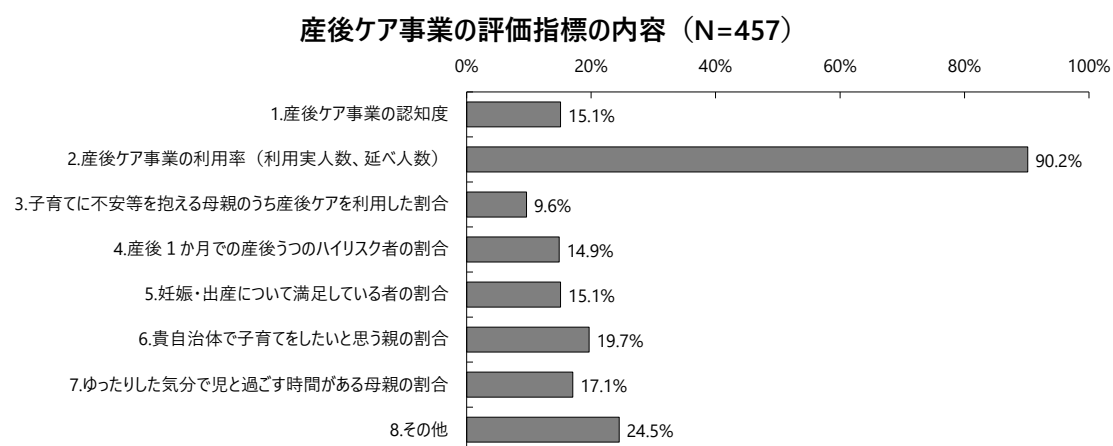
## 質問26 評価指標の設定の有無

質問26 産後ケア事業についての評価指標を設定していますか。



## 質問27 評価指標の内容

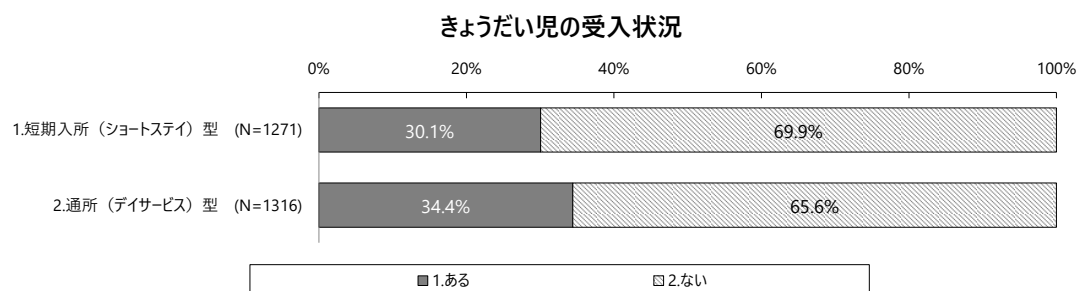
質問27 評価指標について当てはまるものすべてお答えください。



(複数回答)

## 質問28 きょうだい児の利用可否

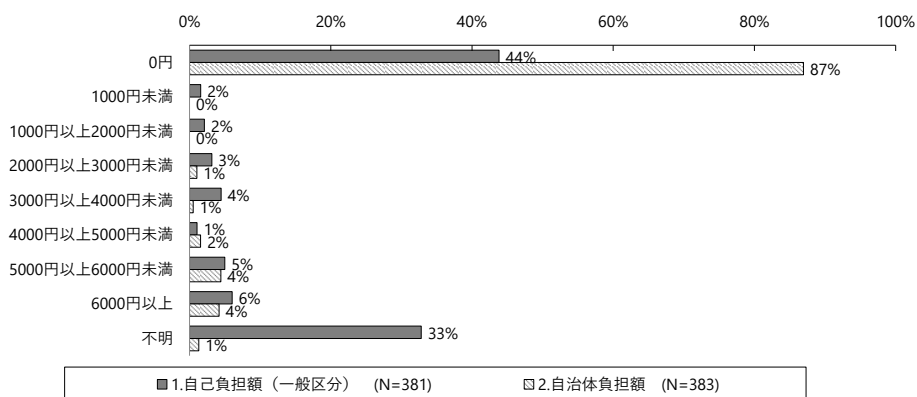
質問28 きょうだいの利用が可能な施設はありますか。



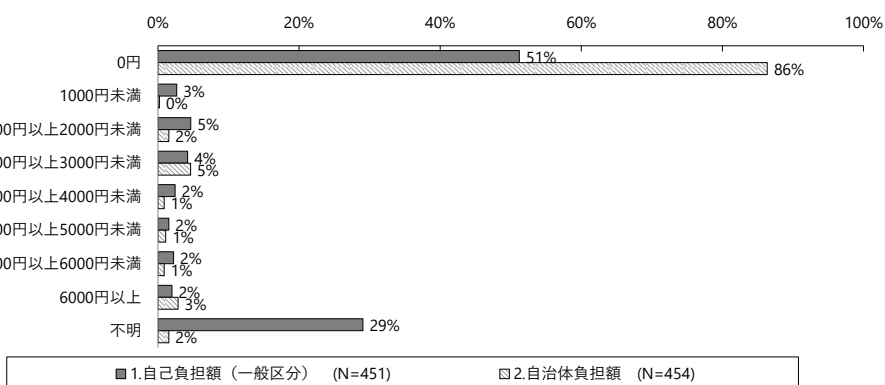
## 質問29 きょうだい利用時の負担額の差額

質問29 きょうだいが利用した場合の自己負担額あるいは自治体負担額に差は生じますか。

きょうだい児が短期入所（ショートステイ）型を利用する場合の差額

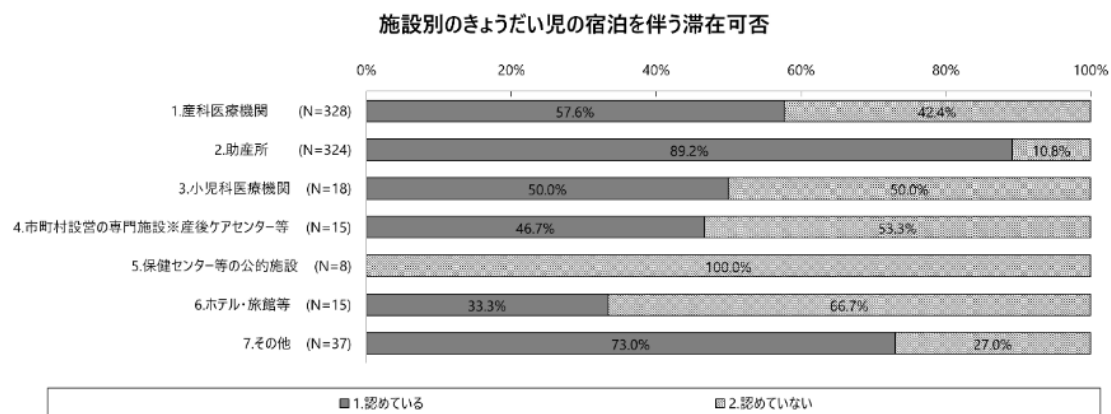


きょうだい児が通所（デイサービス）型を利用する場合の差額



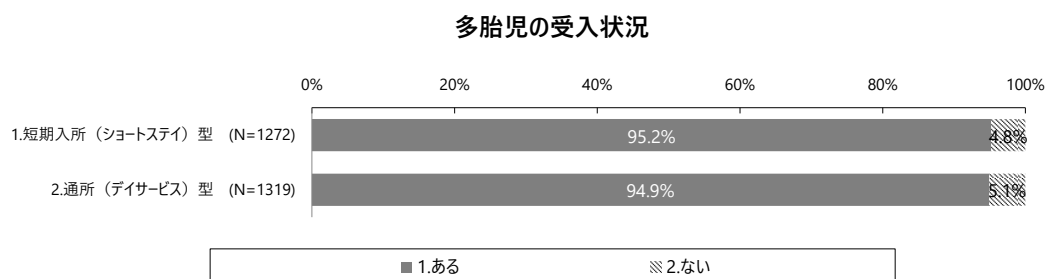
### 質問30 きょうだいの宿泊可否

質問30 短期入所（ショートステイ）型の場合、兄のきょうだいの宿泊を伴う滞在を認めていますか。



### 質問31 多胎児の利用可否

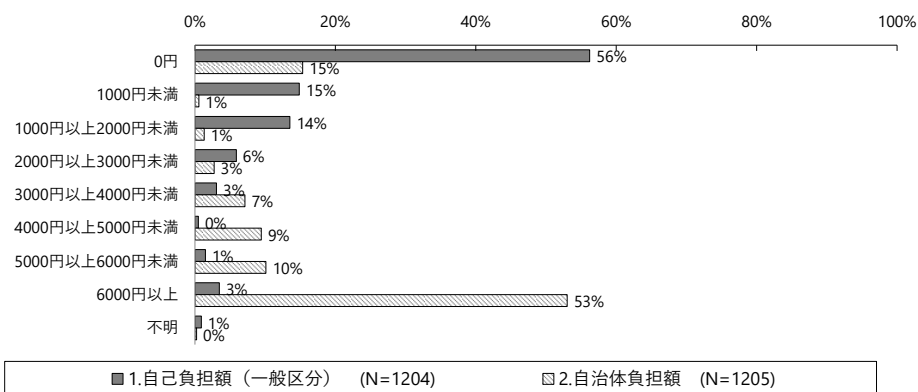
質問31 多胎児の利用が可能な施設はありますか。



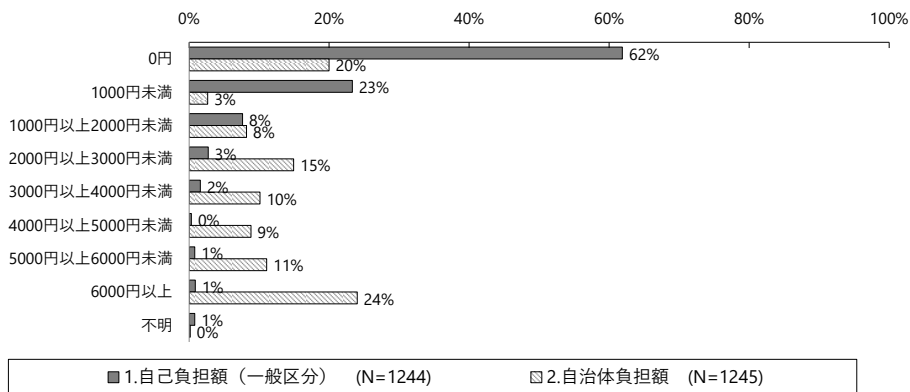
### 質問32 多胎児が利用した場合の負担額の差額

質問32 多胎児が利用した場合の自己負担額あるいは自治体負担額に差は生じますか。

多胎児が短期入所（ショートステイ）型を利用する場合の差額

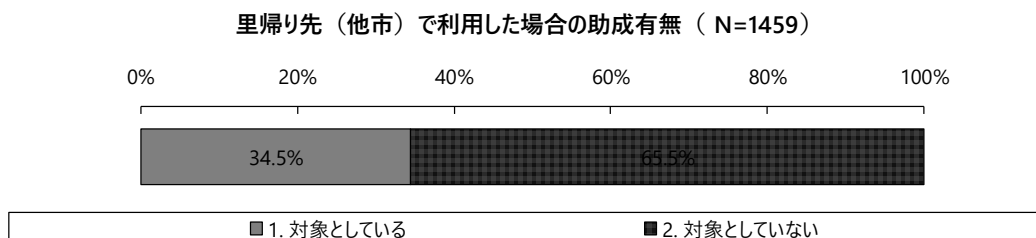


多胎児が通所（デイサービス）型を利用する場合の差額



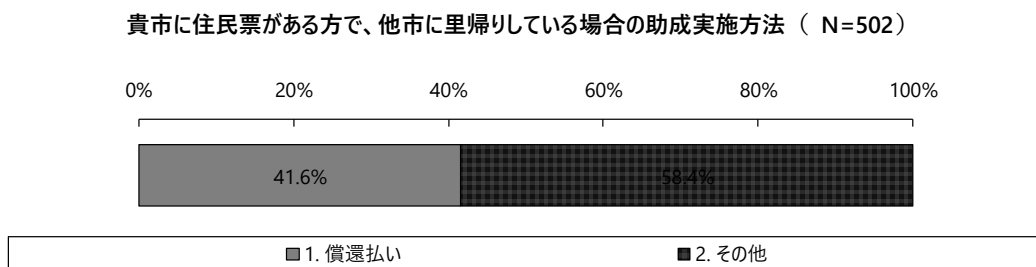
### 質問33 里帰り利用の助成有無

質問33 貴市に住民票がある方で、他市に里帰りしている場合、里帰り先(他市)での利用を助成対象としていますか。



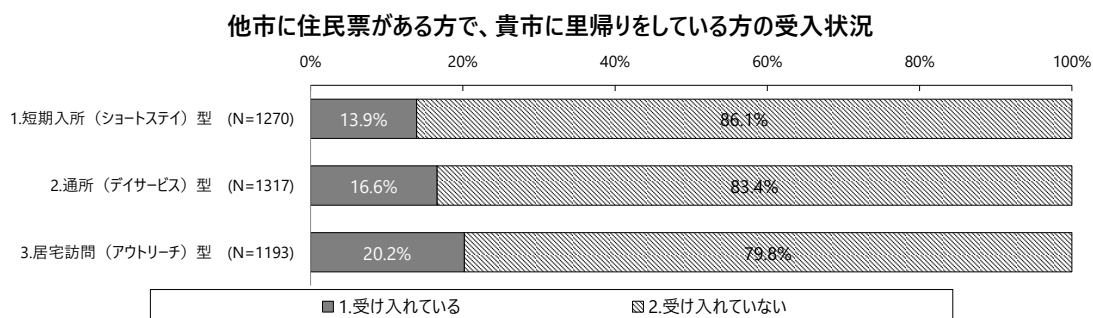
### 質問34 助成の実施方法

質問34 対象としている場合、どのような実施方法ですか。



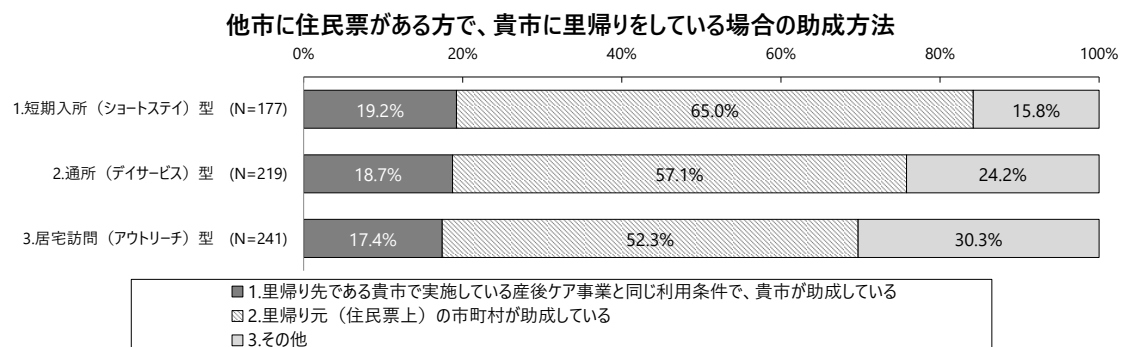
### 質問35 里帰り利用の可否

質問35 他市に住民票がある方で、貴市に里帰りをしている場合、産後ケア事業の利用を受け入れていますか。



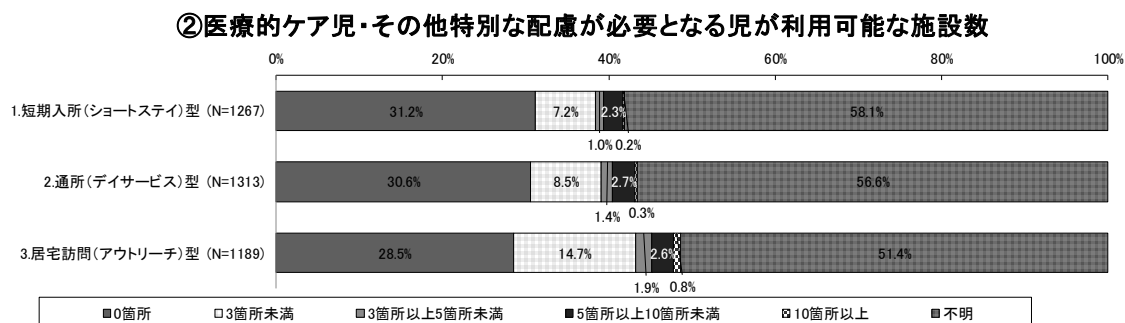
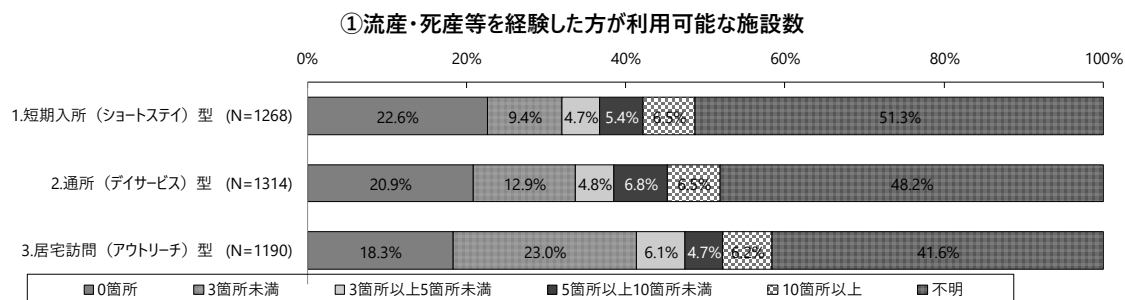
### 質問36 助成方法

質問36 助成方法としてあてはまるものをお答えください。

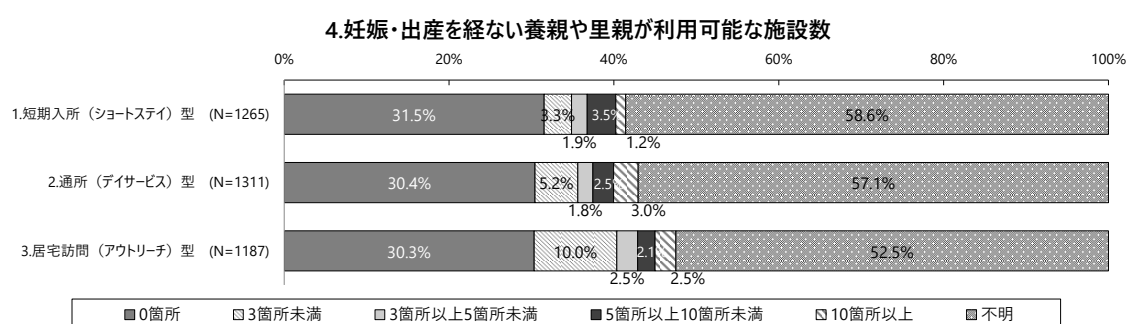
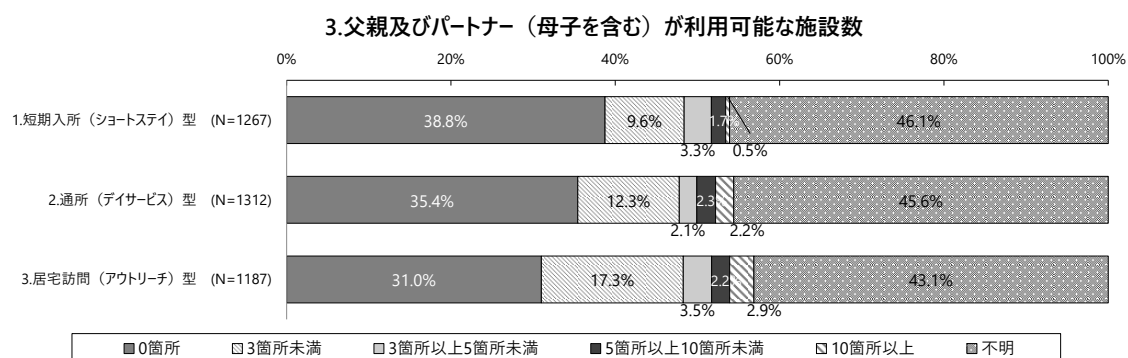


### 質問37 利用可能な施設の数

質問37 下記の対象者が利用可能な施設数をご回答ください。

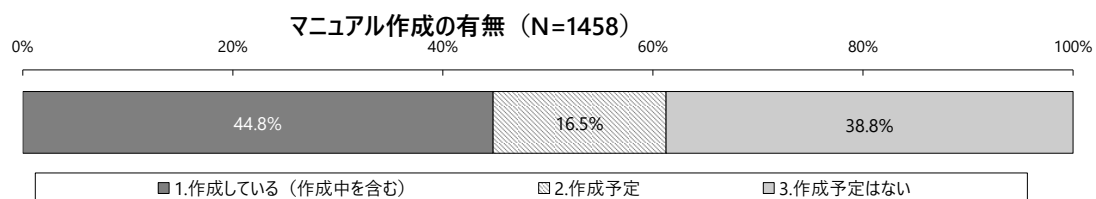


### 質問37 利用可能な施設の数



### 質問38 マニュアルの有無

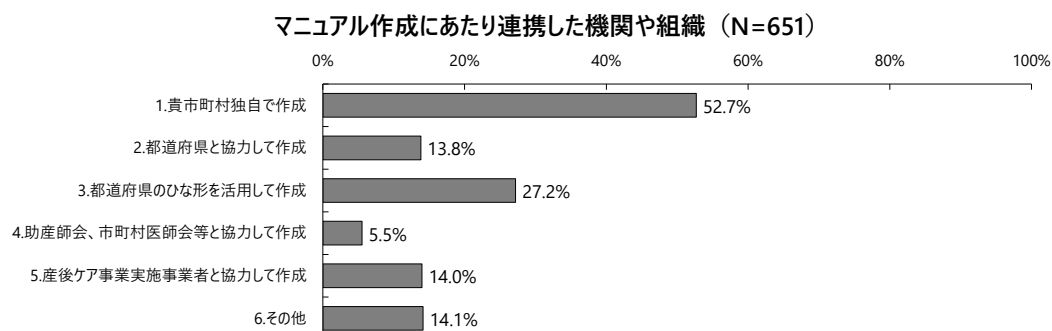
質問38 産後ケア事業の実施にあたり、マニュアル(※)を作成していますか。



※産後ケア事業ガイドラインにて、「市町村において、マニュアルを策定し、市町村と事業者双方において、内容の確認・共有をすること。」とされています。

### 質問39 マニュアルの作成にあたり連携した機関や組織

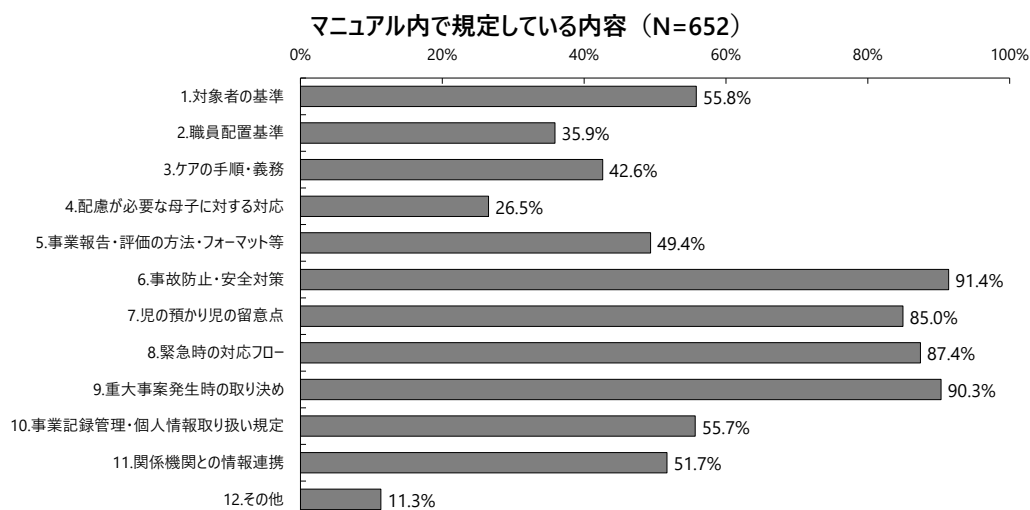
質問39 作成にあたり連携した機関や組織について、当てはまるものをすべてお答えください。  
 (質問 38 で「1.作成している(作成中を含む)」と回答した場合のみ回答)



(複数回答)

### 質問40 マニュアルにおける規定内容

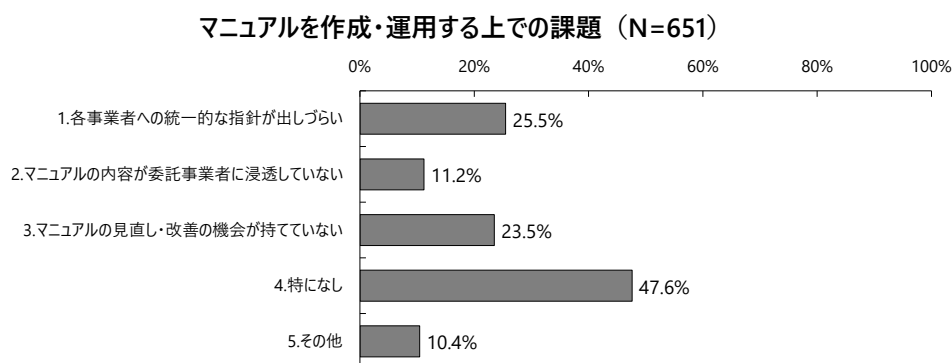
質問40 マニュアル内で規定している内容について当てはまるものすべてお答えください。  
 (質問 38 で「1.作成している(作成中を含む)」と回答した場合のみ回答)



(複数回答)

#### 質問41 マニュアルの作成・運用上の課題

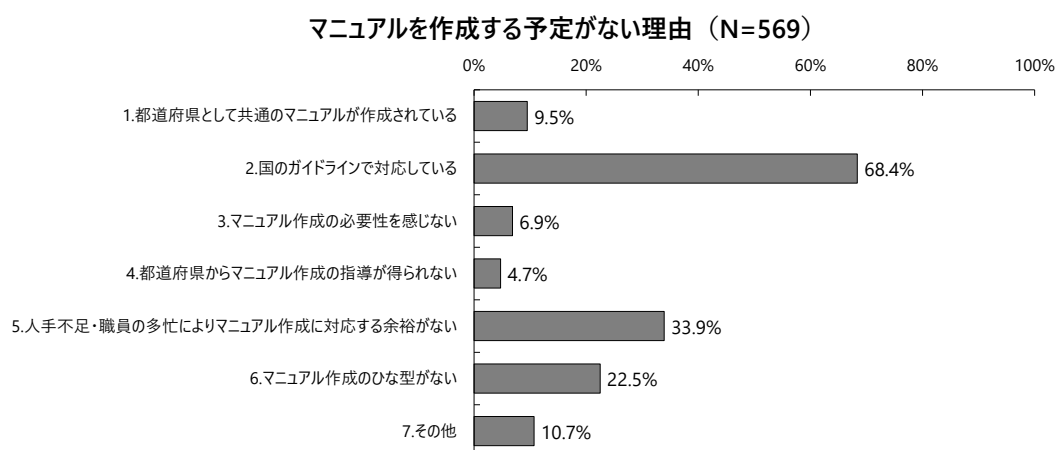
質問41 マニュアルを作成・運用する上での課題について当てはまるものすべてお答えください。  
(質問 38 で「1.作成している(作成中を含む)」と回答した場合のみ回答)



(複数回答)

#### 質問42 マニュアルを作成しない理由

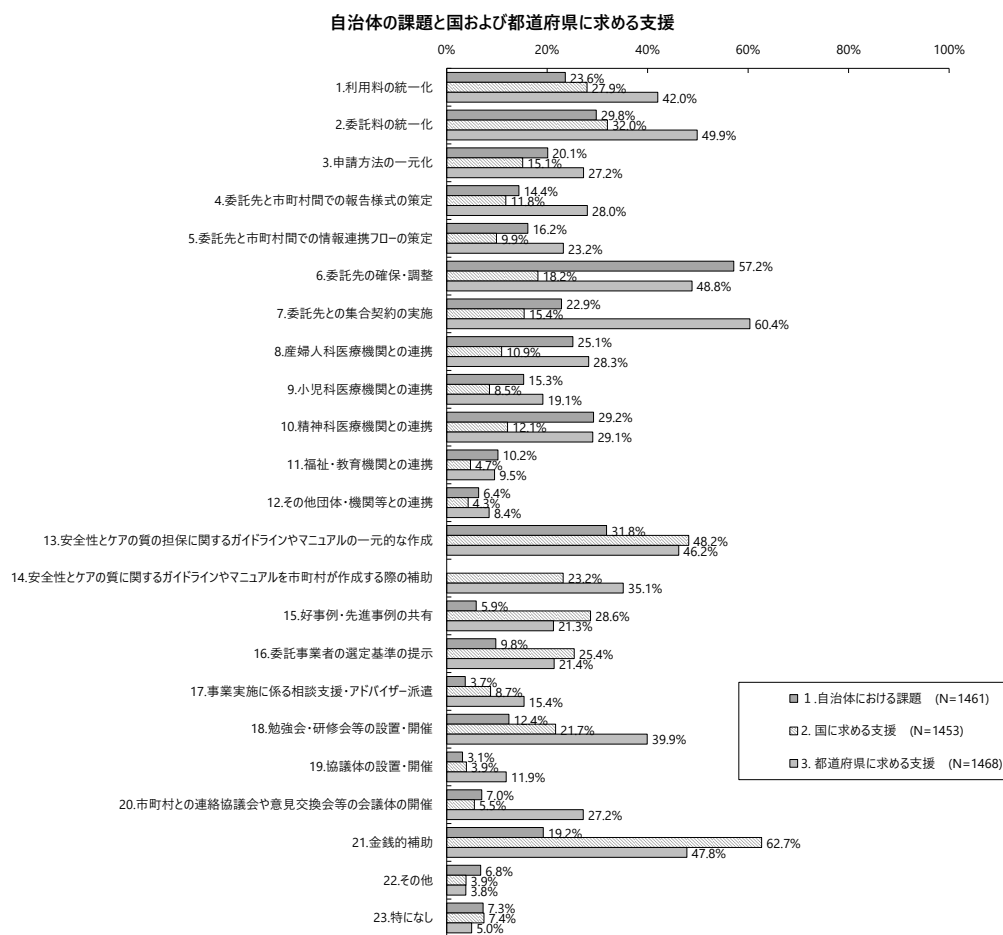
質問42 マニュアルを作成する予定がない理由として当てはまるものすべてお答えください。  
(質問 38 で「3.作成予定はない」と回答した場合のみ回答)



(複数回答)

### 質問43 自治体における課題、国・都道府県に支援してほしい事項

質問43、産後ケア事業の実施に際して、自治体における課題、国・都道府県に支援してほしいと感じる事項について、当てはまるものすべてお答えください。



(複数回答)

令和7年度 子ども・子育て支援調査研究事業  
産後ケア事業の実施に関する調査研究事業報告書

令和8年3月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
TEL : 03-5533-2111(代表)  
[ユニットコード:8617953]